われらの北方領土
2024 年版

資料編

資料編目次

1. 北方領土地勢図 …… 4
2. 北方領土問題に関する国会決議一覧 …… 8
3. 北方領土元居住者の状況 …… 9
4. 四島交流の実績 …… 10
5. 自由訪問の実績 …… 10
6. 北方墓参の実績 …… 11
7. 北方四島住民支援の実績 …… 11
8. 日ソ国交回復以後の日ソ・日露間の首脳会談等の実績 …… 12
9. 日ソ国交回復以後の日ソ・日露間の外務大臣の会談等の実績 …… 13
10. 関係条約・文書等 …… 17
(1) ニコライ一世のプチャーチン提督宛訓令（抜粋）…… 17
(2) 日本国魯西亜国通好条約（抜粋）…… 17
(3) 樺太千島交換条約（抜粋）…… 17
(4) ポーツマス条約（抜粋）…… 18
(5) 日本国及ソヴィエト連邦間中立条約（抜粋）…… 18
(6) 英米共同宣言（大西洋憲章）…… 18
(7) ロンドン連合国会議での大西洋憲章参加に関するソ連政府の宣言抜粋 …… 19
(8) カイロ宣言 …… 19
(9) ヤルタ協定 …… 19
(10) ポツダム宣言 …… 20
(11) スターリンの「ソ連国民に対する呼びかけ」（放送）…… 21
(12) 南サハリン州の設置に関するソ連邦最高会議幹部会令 …… 21
(13) 日本国との平和条約（抜粋）…… 21
(14) サンフランシスコ平和会議における吉田全権の発言（抜粋）…… 22
(15) 第 24 回国会衆議院外務委員会における森下外務政務次官答弁（抜粋）…… 22
(16) 日ソ交渉に対する米国覚書 …… 23
(17) 日本国政府全権委員からソヴィエト連邦第一外務次官に宛てた書簡 …… 23
(18) ソヴィエト連邦第一外務次官から日本国政府全権委員に宛てた書簡（仮訳）…… 24
(19) 日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言 …… 24
(20) 1954 年 11 月 7 日の北海道上空における米機撃墜事件に関する対ソ米国書簡中日本の北方領土問題に触れた部分の全訳 …… 26
(21) ソ連政府の対日覚書（抄）…… 26
(22) 日本政府の対ソ覚書（抄）…… 27
(23) 日ソ共同声明 …… 27
(24) 外務省柳谷情報文化局長談話（本年度の北方地域への政府派遣墓参について）…… 29
(25) 200 海里漁業水域の暫定措置の実施に関するソ連邦大臣会議の決定についての日本国政府の立場表明 …… 29
(26) 北方領土における軍事施設構築等に関する対ソ申入れ要旨 …… 29
(27) 「北方領土の日」設定等に関するソ連側口頭声明 …… 30
(28) 「北方領土の日」設定等に関するソ連側口頭声明に対する日本側の反論 …… 30
(29) 北方領土問題についての海外広報活動に関するソ連側口頭申入れ要旨 …… 31
(30) 北方領土についての海外広報活動に関するソ連側口頭申入れに対する日本側反論要旨 …… 31
(31) SS－20 シベリア移転配備問題及びわが国外交活動等に関するソ連側報道機関の論評に関する対ソ申入れ抜粋 …… 31
(32) 日ソ共同コミュニケ（抜粋）（1986.1.19）…… 32
(33) 第 27 回党大会ゴルバチョフ書記長演説（日本関係部分）…… 32

(34) 日ソ共同コミュニケ（抜粋）（1986.5.31）…… 32
(35) ウラジオストクにおけるゴルバチョフ書記長演説（日本関係部分）…… 33
(36) クラスノヤルスクにおけるゴルバチョフ書記長演説（日本関係部分）…… 33
(37) 日ソ共同コミュニケ（抜粋）（1988.12.21）…… 33
(38) 第 9 回日ソ外相間定期協議日ソ共同新聞発表（抜粋）…… 34
(39) 我が国国民の北方領土入域問題に関する閣議了解 …… 34
(40) 我が国国民の北方領土入域問題に関する内閣官房長官談話 …… 34
(41) エリツィン大統領の「北方領土問題五段階解決論」…… 35
(42) ヒューストン・サミット …… 36
(43) 日ソ共同新聞発表（抜粋）（1990.9.7）…… 36
(44) 日ソ共同新聞発表（抜粋）（1991.1.23）…… 36
(45) 日ソ共同新聞発表（抜粋）（1991.3.30）…… 37
(46) 日ソ共同声明（抜粋）…… 37
(47) ロンドン・サミット …… 38
(48) ブッシュ米大統領訪ソ時の演説 …… 39
(49) 中山外務大臣の第 46 回国連総会演説（対ソ・対露政策五原則）…… 39
(50) 我が国国民の北方領土への訪問について …… 39
(51) エリツィン大統領のロシア国民への手紙 …… 40
(52) ロシア連邦政府との関係について …… 40
(53) ミュンヘン・サミット …… 41
(54) 日露関係に関する東京宣言 …… 41
(55) オ・エヌ・サスコベッツ・ロシア連邦第一副首相の訪日に関する日露共同新聞発表（抜粋）…… 42
(56) 北方領土問題の解決促進に関する決議（衆議院本会議決議）…… 43
(57) 北方領土問題の解決促進に関する決議（参議院本会議決議）…… 43
(58) クラスノヤルスク合意 …… 43
(59) 我が国国民の北方領土への訪問について …… 43
(60) 川奈合意 …… 44
(61) S. V. キリエンコ・ロシア連邦首相の日本国公式訪問に関する共同新聞発表（抜粋）…… 44
(62) 平和条約締結問題日露合同委員会共同議長間会合（日露共同発表）…… 45
(63) 日本国とロシア連邦の間の創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言（抜粋）…… 45
(64) 我が国国民の北方領土への訪問について …… 46
(65) 平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明 …… 47
(66) 平和条約問題に関する交渉の今後の継続に関する日本国総理大臣及びロシア連邦
大統領のイルクーツク声明 …… 48
(67) 日露行動計画の採択に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の共同声明 …… 48
(68) 極東・東シベリア地域における日露間協力強化に関するイニシアティブ …… 50
(69) 日露パートナーシップの発展に関する日本国総理大臣とロシア連邦大統領の共同声明 …… 52
(70) プレス向け声明 …… 56
(71) プレス向け声明 …… 57
(72) 2019 年 6 月 29 日の日露首脳会談に関するプレス発表 …… 57
(73) 日本政府の決定に対する対抗的な措置に関するロシア外務省声明 …… 57
(74) 日本政府の決定に対する対抗的な措置に関するロシア外務省声明に対する日本側の抗議
（森外務事務次官によるガルージン駐日ロシア連邦大使の召致）…… 57
(75) 四島交流及び自由訪問の合意の効力停止に関するロシア連邦政府令 …… 58
(76) 四島交流及び自由訪問の合意の効力停止に関するロシア連邦政府令に対する日本側抗議
（官房長官会見（抜粋））…… 58
(77)「ビザなし交流」に関する露日間合意の効力停止について（ロシア外務省報道発表）…… 58
11. 日ソ国交回復以後の日ソ・日露関係主要事項年表 …… 59

	北方領土の面積 (平方キロ)	(%)	島面積 (平方キロ)	面積比較 (平方キロ)		人口 (人)
歯舞群島	95	(2)	93	・小笠原諸島	104	5,281
水晶島			12			986
秋勇留島			2			88
勇留島			10			501
志発島			58			2,249
多楽島			11			1,457
海馬島，貝殻島			—			
色丹島	251	(5)	248	・隠岐本島	242	1,038
国後島	1,490	(30)	1,489	・沖縄本島	1,207	7,364
択捉島	3,168	(63)	3,167	・鳥取県	3,507	3,608
合計	5,003		4,997	・福岡県	4,986	17,291

注　面積及び島面積は国土地理院「令和４年全国都道府県市区町村別面積調」による（小数点第１位を四捨五入）。なお、島面積とは、周辺にある１平方キロ未満の小島や岩礁の面積を含まない、本島のみの面積のことである。
人口は１９４５年８月１５日現在（千島歯舞諸島居住者連盟調べ）。

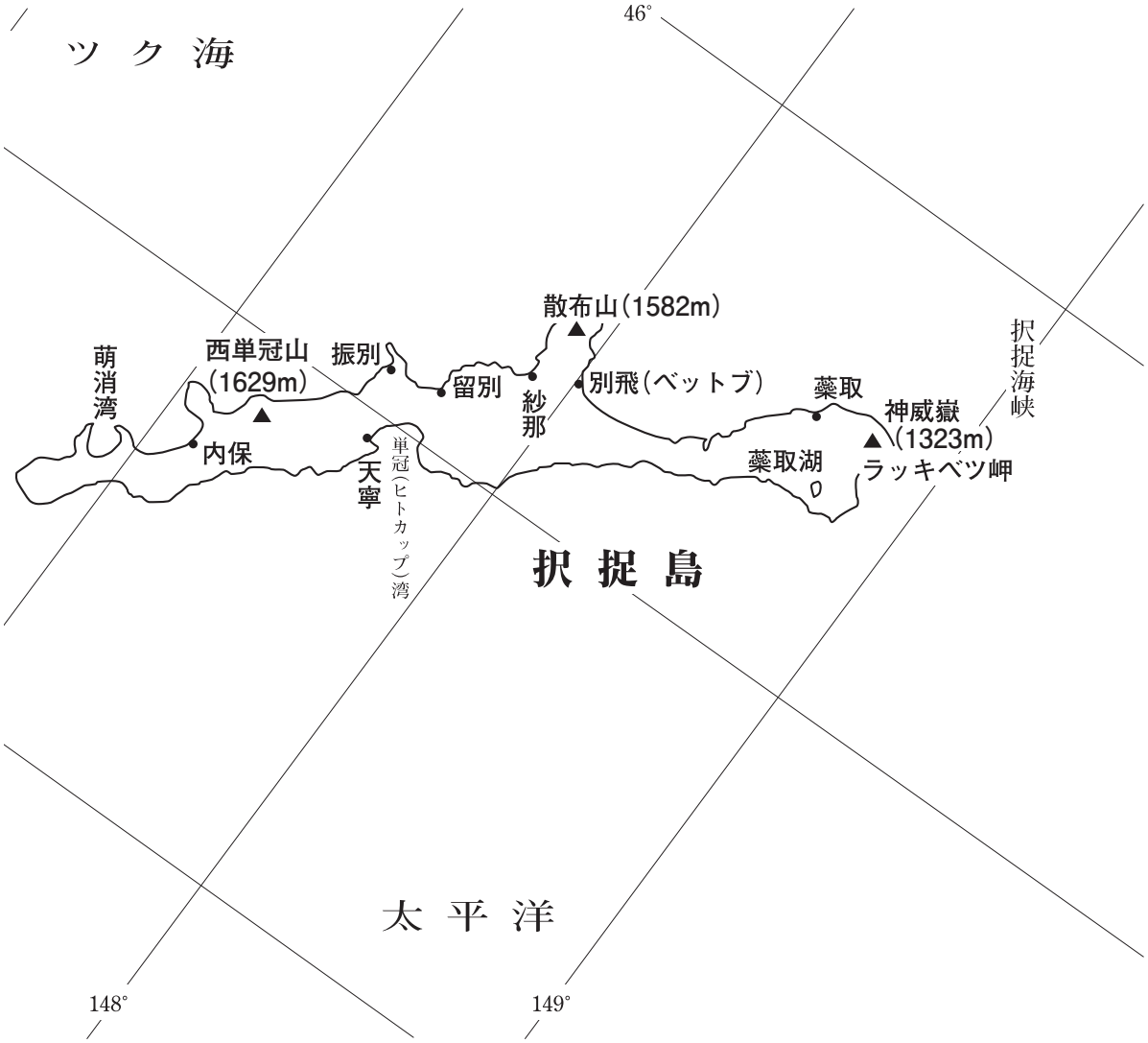

戦 前 の 行 政 管 轄

いずれも花咲郡歯舞村に含まれる。

付随する諸島(大島、小島、鴨島など)と共に色丹郡全島をもって国後郡を形成。

藥取郡、紗那郡、択捉郡の３郡から成る。

いずれも北海道根室支庁の管轄下におかれる。

戦 前 の 主 要 産 業

■北方領土周辺の水域は親潮（千島海流）と黒潮（日本海流）が交錯しているため、水産物が極めて豊富で、古くから世界三大漁場の一つに数えられている。したがって戦前同水域では我が国の水産業が盛んであった。主な水産物は、昆布、さけ、ます、たら、すけそう、たらばがに、なまこ。

■このほか国後島、択捉島では、林業（針葉樹類）、魚類の孵化事業（鮭、鱒）、鉱業（硫黄、金、銀）が、また国後島では畜産業（馬）などが戦前行われていた。

山の標高は国土地理院地図による。
数値は小数点以下を四捨五入しているため、合計の数値と内訳の数値の和は必ずしも一致しない。

四島の主な地名

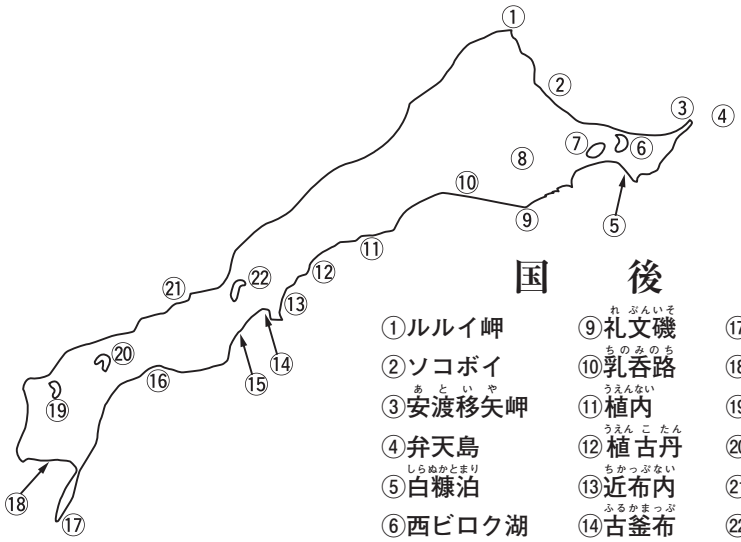

国　後　島

①ルルイ岬
②ソコボイ
③安渡移矢岬
④弁天島
⑤白糠泊
⑥西ビロク湖
⑦東ビロク湖
⑧爺爺岳
⑨礼文磯
⑩乳呑路
⑪植内
⑫植古丹
⑬近布内
⑭古釜布
⑮瀬石
⑯東沸
⑰ケラムイ崎
⑱泊
⑲一菱内湖
⑳東沸湖
㉑秩苅別
㉒ニキシロ湖

歯舞群島

志　発　島

①相泊崎
②トッカリ崎
③三角崎
④ウエンベツ
⑤シラリウス崎
⑥西浦泊

多　楽　島

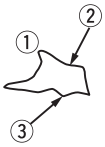

①リヤウシ崎
②釜前
③古別

水　晶　島

①帆前岬
②台場岬
③トッカリ岬
④三角岬

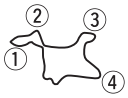

海馬島

春苅島

勇　留　島

①チベリウシ崎
②アサキリナイ崎
③トコマ崎
④税庫前

貝殻島

萌茂尻島

秋勇留島

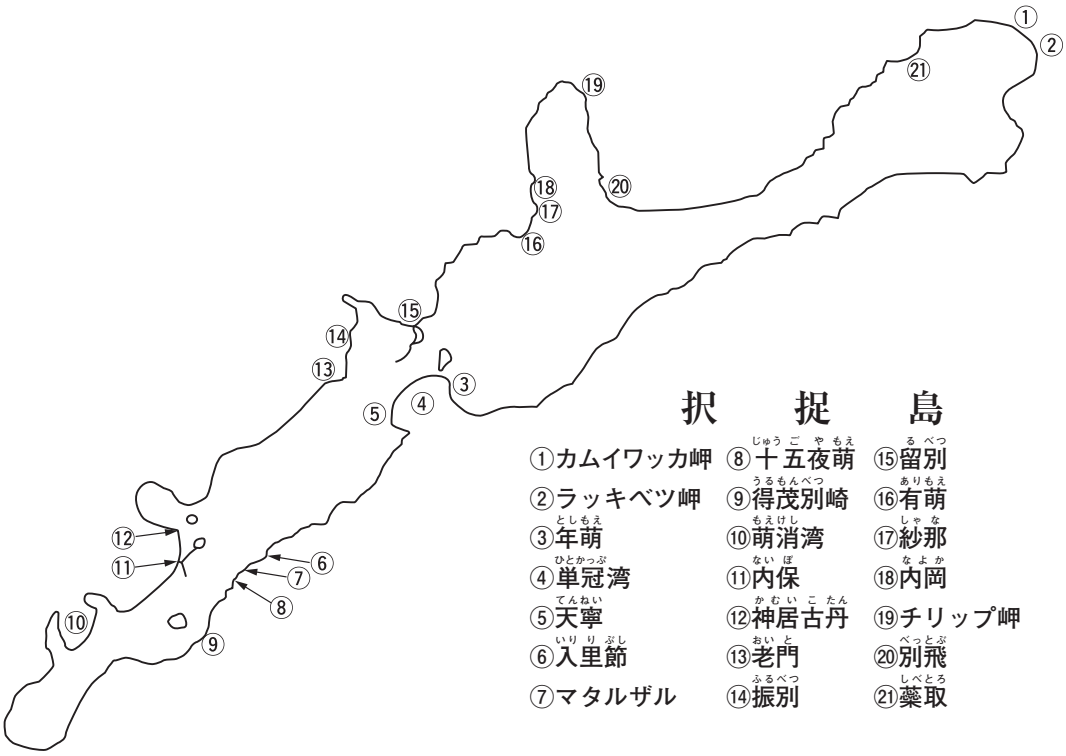

択　捉　島

①カムイワッカ岬
②ラッキベツ岬
③年萌（とし もえ）
④単冠（ひとかっぷ）湾
⑤天寧（てんねい）
⑥入里節（いり り ぶし）
⑦マタルザル
⑧十五夜萌（じゅう ご や もえ）
⑨得茂別崎（うるもんべつ）
⑩萌消（もえけし）湾
⑪内保（ない ぼ）
⑫神居古丹（かむ い こ たん）
⑬老門（おい と）
⑭振別（ふるべつ）
⑮留別（る べつ）
⑯有萌（ありもえ）
⑰紗那（しゃな）
⑱内岡（なよか）
⑲チリップ岬
⑳別飛（べっとぶ）
㉑藥取（しべとろ）

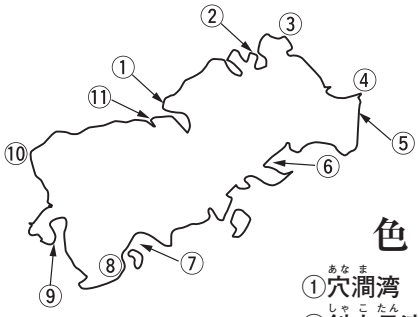

色　丹　島

①穴澗（あな ま）湾
②斜古丹（しゃ こ たん）湾
③斜古丹（しゃ こ たん）岬
④エイタンノット崎
⑤チボイ
⑥イネモシリ
⑦松ヶ浜湾
⑧キリトウシ
⑨ノトロ
⑩大崎
⑪ホロベツ

※各島の大きさは、便宜上任意としています。

（参考）

北方領土問題に関する国会決議一覧

件　　名	議 決 月 日	（回次）衆・参の別
歯舞諸島返還懇請に関する決議	1951 年 3 月 31 日	第 10 回国会　衆議院本会議
領土問題に関する決議	1951 年 6 月 2 日	〃　衆議院本会議
領土に関する決議	1952 年 7 月 31 日	第 13 回国会　衆議院本会議
領土に関する決議	1953 年 7 月 7 日	第 16 回国会　衆議院本会議
領土に関する決議	1953 年 11 月 7 日	第 17 回国会　衆議院本会議
日本固有の北方領土回復に関する決議	1962 年 3 月 9 日	第 40 回国会　衆議院本会議
〃	1962 年 3 月 14 日	〃　参議院本会議
北方領土返還に関する決議	1965 年 4 月 6 日	第 48 回国会　衆議院本会議
〃	1965 年 4 月 28 日	〃　参議院本会議
北方領土の返還に関する決議	1973 年 9 月 20 日	第 71 回国会　衆議院本会議
〃	1973 年 9 月 25 日	〃　参議院本会議
北方領土問題の解決促進に関する決議	1979 年 2 月 20 日	第 87 回国会　衆議院本会議
〃	1979 年 2 月 21 日	〃　参議院本会議
北方領土問題の解決促進に関する決議	1980 年 3 月 13 日	第 91 回国会　衆議院本会議
〃	1980 年 3 月 19 日	〃　参議院本会議
北方領土問題等の解決促進に関する決議	1980 年 11 月 28 日	第 93 回国会　衆議院本会議
〃	1980 年 11 月 28 日	〃　参議院本会議
北方領土問題の解決促進に関する決議	1985 年 4 月 19 日	第 102 回国会　衆議院本会議
〃	1985 年 4 月 24 日	〃　参議院本会議
北方領土問題の解決促進に関する決議	1986 年 10 月 17 日	第 107 回国会　衆議院本会議
〃	1986 年 10 月 17 日	〃　参議院本会議
北方領土問題の解決促進に関する決議	1989 年 4 月 11 日	第 114 回国会　衆議院本会議
〃	1989 年 4 月 12 日	〃　参議院本会議
北方領土問題の解決促進に関する決議	1991 年 4 月 9 日	第 120 回国会　衆議院本会議
〃	1991 年 4 月 9 日	〃　参議院本会議
北方領土問題の解決促進に関する決議	1995 年 6 月 8 日	第 132 回国会　衆議院本会議
〃	1995 年 6 月 9 日	〃　参議院本会議
日露修好 150 周年に当たり、日露関係の飛躍的発展に関する決議	2005 年 2 月 22 日	第 162 回国会　衆議院本会議
日露通好 150 周年に当たり日露関係の飛躍的発展に関する決議	2005 年 3 月 9 日	〃　参議院本会議

北方領土元居住者の状況

（人）

島・村別		S20.8.15 現在		H20.4.1 現在		R5.12.31 現在						
		元居住者		新元居住者	小計	元居住者	新元居住者	小計	２世	３世	４世	計
		世帯	人数①	人数②	人数①＋②	人数	人数	人数	人数	人数	人数	
歯舞群島	水晶島	154	986	13	999	298	13	311	997	700	32	2,040
	勇留島	79	501	3	504	140	2	142	478	372	11	1,003
	秋勇留島	14	88	1	89	29	1	30	98	77	2	207
	志発島	374	2,249	22	2,271	726	19	745	2,230	1,690	35	4,700
	多楽島	231	1,457	13	1,470	449	13	462	1,262	893	27	2,644
	計	852	5,281	52	5,333	1,642	48	1,690	5,065	3,732	107	10,594
色丹島		206	1,038	19	1,057	283	16	299	961	810	11	2,081
国後島	泊村	894	4,864	108	4,972	1,392	97	1,489	4,629	3,758	113	9,989
	留夜別村	433	2,500	40	2,540	755	36	791	2,475	2,156	41	5,463
	計	1,327	7,364	148	7,512	2,147	133	2,280	7,104	5,914	154	15,452
択捉島	留別村	424	2,258	78	2,336	717	73	790	2,091	1,502	15	4,398
	紗那村	226	1,001	36	1,037	312	32	344	877	607	8	1,836
	蘂取村	89	349	11	360	92	9	101	270	158	2	531
	計	739	3,608	125	3,733	1,121	114	1,235	3,238	2,267	25	6,765
合計		3,124	17,291	344	17,635	5,193	311	5,504	16,368	12,723	297	34,892
平均年齢						88.2	77.1	87.6	60.3	37.8	21.4	

注1：「元居住者」とは、昭和20年8月15日現在において6月以上北方地域に生活の本拠を有していた者をいう。

注2：「新元居住者」とは、注1に掲げる者の子であって、昭和20年8月15日以前6月未満の期間内に北方地域で出生し、かつ引き続き同日まで北方地域にいた者、並びに昭和20年8月15日後の北方地域で出生した者をいう。

四島交流の実績

年　度	日本人訪問団(往訪)		四島在住ロシア人訪問団(受入)		計	
	回　数	人　数	回　数	人　数	回　数	人　数
1992年度（平成4年度）	6	268	5	232	11	500
1993年度（平成5年度）	9	418	8	406	17	824
1994年度（平成6年度）	7	324	6	342	13	666
1995年度（平成7年度）	8	371	7	426	15	797
1996年度（平成8年度）	9	422	7	420	16	842
1997年度（平成9年度）	11	460	8	419	19	879
1998年度（平成10年度）	12	430	9	443	21	873
1999年度（平成11年度）	16	687	9	429	25	1,116
2000年度（平成12年度）	15	658	9	474	24	1,132
2001年度（平成13年度）	16	686	11	527	27	1,213
2002年度（平成14年度）	14	662	8	349	22	1,011
2003年度（平成15年度）	11	546	10	454	21	1,000
2004年度（平成16年度）	16	639	9	437	25	1,076
2005年度（平成17年度）	15	691	8	360	23	1,051
2006年度（平成18年度）	13	534	8	352	21	886
2007年度（平成19年度）	17	542	9	284	26	826
2008年度（平成20年度）	14	515	15	337	29	852
2009年度（平成21年度）	15	525	11	324	26	849
2010年度（平成22年度）	18	584	11	321	29	905
2011年度（平成23年度）	17	460	11	317	28	777
2012年度（平成24年度）	19	548	12	330	31	878
2013年度（平成25年度）	17	503	12	299	29	802
2014年度（平成26年度）	18	550	10	310	28	860
2015年度（平成27年度）	15	416	9	267	24	683
2016年度（平成28年度）	15	422	9	249	24	671
2017年度（平成29年度）	12	514	11	352	23	866
2018年度（平成30年度）	11	416	10	340	21	756
2019年度（令和元年度）	17	565	11	332	28	897
2020年度（令和2年度）	0	0	0	0	0	0
現在までの実績	383	14,356	263	10,132	646	24,488

自由訪問の実績

年　度	日本側訪問団(往訪)		年　度	日本側訪問団(往訪)	
	回　数	人　数		回　数	人　数
1999年度（平成11年度）	1	44	2010年度（平成22年度）	5	253
2000年度（平成12年度）	4	179	2011年度（平成23年度）	7	293
2001年度（平成13年度）	4	166	2012年度（平成24年度）	7	411
2002年度（平成14年度）	4	186	2013年度（平成25年度）	7	368
2003年度（平成15年度）	4	190	2014年度（平成26年度）	6	354
2004年度（平成16年度）	3	141	2015年度（平成27年度）	5	299
2005年度（平成17年度）	4	193	2016年度（平成28年度）	7	381
2006年度（平成18年度）	4	196	2017年度（平成29年度）	6	334
2007年度（平成19年度）	3	145	2018年度（平成30年度）	7	339
2008年度（平成20年度）	4	201	2019年度（令和元年度）	7	367
2009年度（平成21年度）	4	191	2020年度（令和2年度）	0	0
			現在までの実績	103	5,231

※これらの事業は、新型コロナウィルス感染症をめぐる状況及びロシアによるウクライナ侵略を受けた日露関係の現状により、2020年度（令和2年度）以降実施できていない。

北方墓参の実績

年　度	回数	人数	年　度	回数	人数
1964 年 度（昭 和 39 年 度）	2	51	1993 年 度（平 成 5 年 度）	5	173
1965 年 度（昭 和 40 年 度）	2	55	1994 年 度（平 成 6 年 度）	4	141
1966 年 度（昭 和 41 年 度）	1	50	1995 年 度（平 成 7 年 度）	3	192
1967 年 度（昭 和 42 年 度）	1	29	1996 年 度（平 成 8 年 度）	4	193
1968 年 度（昭 和 43 年 度）	0	0	1997 年 度（平 成 9 年 度）	4	184
1969 年 度（昭 和 44 年 度）	1	36	1998 年 度（平 成 10 年 度）	3	179
1970 年 度（昭 和 45 年 度）	1	49	1999 年 度（平 成 11 年 度）	4	186
1971 年 度（昭 和 46 年 度）	0	0	2000 年 度（平 成 12 年 度）	3	169
1972 年 度（昭 和 47 年 度）	0	0	2001 年 度（平 成 13 年 度）	4	163
1973 年 度（昭 和 48 年 度）	0	0	2002 年 度（平 成 14 年 度）	3	122
1974 年 度（昭 和 49 年 度）	1	42	2003 年 度（平 成 15 年 度）	4	156
1975 年 度（昭 和 50 年 度）	1	52	2004 年 度（平 成 16 年 度）	3	121
1976 年 度（昭 和 51 年 度）	0	0	2005 年 度（平 成 17 年 度）	3	129
1977 年 度（昭 和 52 年 度）	0	0	2006 年 度（平 成 18 年 度）	4	166
1978 年 度（昭 和 53 年 度）	0	0	2007 年 度（平 成 19 年 度）	4	149
1979 年 度（昭 和 54 年 度）	0	0	2008 年 度（平 成 20 年 度）	4	149
1980 年 度（昭 和 55 年 度）	0	0	2009 年 度（平 成 21 年 度）	4	169
1981 年 度（昭 和 56 年 度）	0	0	2010 年 度（平 成 22 年 度）	4	167
1982 年 度（昭 和 57 年 度）	0	0	2011 年 度（平 成 23 年 度）	2	79
1983 年 度（昭 和 58 年 度）	0	0	2012 年 度（平 成 24 年 度）	1	38
1984 年 度（昭 和 59 年 度）	0	0	2013 年 度（平 成 25 年 度）	3	118
1985 年 度（昭 和 60 年 度）	0	0	2014 年 度（平 成 26 年 度）	1	60
1986 年 度（昭 和 61 年 度）	1	52	2015 年 度（平 成 27 年 度）	1	45
1987 年 度（昭 和 62 年 度）	1	52	2016 年 度（平 成 28 年 度）	2	99
1988 年 度（昭 和 63 年 度）	1	52	2017 年 度（平 成 29 年 度）	4	154
1989 年 度（平 成 元 年 度）	2	103	2018 年 度（平 成 30 年 度）	2	93
1990 年 度（平 成 2 年 度）	3	121	2019 年 度（令 和 元 年 度）	2	100
1991 年 度（平 成 3 年 度）	3	210	2020 年 度（令 和 2 年 度）	0	0
1992 年 度（平 成 4 年 度）	4	203	現在までの実績	110	4,851

※上記に加え、2017 年度（平成 29 年度）は 68 名、2018 年度（平成 30 年度）は 70 名、2019 年度（令和元年度）は 67 名が航空機を利用した墓参に参加。

北方四島住民支援の実績

年度	主要供与品目等
1991 年 度（平 成 3 年 度）	食糧品
1992 年 度（平 成 4 年 度）	医薬品、食糧品等
1993 年 度（平 成 5 年 度）	プレハブ倉庫（国後島）、燃料、医薬品、食糧品等
1994 年 度（平 成 6 年 度）	プレハブ倉庫（色丹島、択捉島）、医薬品、食糧品等
1995 年 度（平 成 7 年 度）	プレハブ診療所（色丹島）、燃料、医薬品、食糧品等
1996 年 度（平 成 8 年 度）	プレハブ教室（色丹島）、医薬品、食糧品等
1997 年 度（平 成 9 年 度）	プレハブ診療所（択捉島）、自航式はしけ（国後島）、学用品等
1998 年 度（平 成 10 年 度）	桟橋改修（国後島）、燃料、医薬品、食糧品等、患者受入れ（3 名）
1999 年 度（平 成 11 年 度）	ディーゼル発電施設（色丹島、択捉島）、 緊急避難所兼宿泊施設（国後島）、燃料、食糧品等、患者受入れ（7 名）
2000 年 度（平 成 12 年 度）	ディーゼル発電施設（国後島）、燃料、医薬品、食糧品等、患者受入れ（3 名）
2001 年 度（平 成 13 年 度）	自航式はしけ（色丹島）、燃料等、患者受入れ（2 名）
2002 年 度（平 成 14 年 度）	患者受入れ（2 名）
2003 年 度（平 成 15 年 度）	医薬品、食糧品等、患者受入れ（2 名）
2004 年 度（平 成 16 年 度）	医薬品、食糧品等、患者受入れ（6 名）
2005 年 度（平 成 17 年 度）	医薬品、食糧品等、患者受入れ（10 名）
2006 年 度（平 成 18 年 度）	医療消耗品等、患者受入れ（16 名）、四島住民に対する健康診断（57 名）
2007 年 度（平 成 19 年 度）	医療消耗品等、患者受入れ（22 名）、四島住民に対する健康診断（67 名）
2008 年 度（平 成 20 年 度）	患者受入れ（20 名）、四島住民に対する健康診断（49 名）、医師･看護師等研修（12 名）
2009 年 度（平 成 21 年 度）	患者受入れ（16 名）、四島住民に対する健康診断（43 名）、医師･看護師等研修（5 名）
2010 年 度（平 成 22 年 度）	患者受入れ（20 名）、四島住民に対する健康診断（32 名）、医師･看護師等研修（5 名）
2011 年 度（平 成 23 年 度）	患者受入れ（17 名）、四島住民に対する健康診断（38 名）、医師･看護師等研修（5 名）
2012 年 度（平 成 24 年 度）	患者受入れ（14 名）、医師・看護師等研修（5 名）
2013 年 度（平 成 25 年 度）	患者受入れ（16 名）、医師・看護師等研修（3 名）
2014 年 度（平 成 26 年 度）	患者受入れ（18 名）、医師・看護師等研修（3 名）
2015 年 度（平 成 27 年 度）	患者受入れ（20 名）、医師・看護師等研修（3 名）
2016 年 度（平 成 28 年 度）	患者受入れ（18 名）、医師・看護師等研修（2 名）
2017 年 度（平 成 29 年 度）	患者受入れ（16 名）、医師・看護師等研修（2 名）
2018 年 度（平 成 30 年 度）	患者受入れ（18 名）、医師・看護師等研修（3 名）
2019 年 度（令 和 元 年 度）	患者受入れ（17 名）、医師・看護師等研修（2 名）
2020 年 度（令 和 2 年 度）	－

日ソ国交回復以後の日ソ・日露間の首脳会談等の実績

1.	1973	10/ 7～10/10	田中総理の訪ソ（第２回平和条約交渉）
2.	1974	4/ 5	田中総理・コスイギン首相の会談
3.	1982	11/14～11/16	鈴木総理の訪ソ（ブレジネフ書記長の葬儀出席）
4.	1985	3/12～ 3/14	中曽根総理の訪ソ（チェルネンコ書記長の葬儀出席）
5.	1991	4/16～ 4/19	ゴルバチョフ大統領の訪日（日ソ首脳会談）
6.	1991	7/17	海部総理・ゴルバチョフ大統領の会談（於ロンドン）
7.	1992	1/31	宮澤総理・エリツィン大統領の会談（於ニューヨーク）
8.	1992	7/ 8	宮澤総理・エリツィン大統領の会談（於ミュンヘン）
9.	1993	7/ 9	エリツィン大統領の訪日
10.	1993	10/11～10/13	エリツィン大統領の訪日
11.	1996	4/18～ 4/20	橋本総理の訪露
12.	1997	6/20	橋本総理・エリツィン大統領の会談（於デンバー）
13.	1997	11/ 1～11/ 2	橋本総理の訪露（於クラスノヤルスク）
14.	1998	4/18～ 4/19	エリツィン大統領の訪日（於川奈）
15.	1998	5/15	橋本総理・エリツィン大統領の会談（於バーミンガム）
16.	1998	11/11～11/13	小渕総理の訪露
17.	1999	6/20	小渕総理・エリツィン大統領の会談（於ケルン）
18.	2000	4/29	森総理・プーチン次期大統領の会談（於サンクトペテルブルク）
19.	2000	7/23	森総理・プーチン大統領の会談（於沖縄）
20.	2000	9/ 3～ 9/ 5	プーチン大統領の訪日
21.	2000	11/15	森総理・プーチン大統領の会談（於ブルネイ）
22.	2001	3/25	森総理・プーチン大統領の会談（於イルクーツク）
23.	2001	7/21	小泉総理・プーチン大統領の会談（於ジェノバ）
24.	2001	10/21	小泉総理・プーチン大統領の会談（於上海）
25.	2002	6/27	小泉総理・プーチン大統領の会談（於カナナスキス）
26.	2003	1/ 9～ 1/12	小泉総理の訪露
27.	2003	5/30～ 6/ 1	小泉総理の訪露
28.	2003	10/20	小泉総理・プーチン大統領の会談（於バンコク）
29.	2004	6/ 9	小泉総理・プーチン大統領の会談（於シーアイランド）
30.	2004	11/21	小泉総理・プーチン大統領の会談（於サンティアゴ）
31.	2005	5/ 8～ 5/ 9	小泉総理の訪露
32.	2005	7/ 7	小泉総理・プーチン大統領の会談（於グレンイーグルズ）
33.	2005	11/20～11/22	プーチン大統領の訪日
34.	2006	7/15	小泉総理・プーチン大統領の会談（於サンクトペテルブルク）
35.	2006	11/18	安倍総理・プーチン大統領の会談（於ハノイ）
36.	2007	6/ 7	安倍総理・プーチン大統領の会談（於ハイリゲンダム）
37.	2007	9/ 8	安倍総理・プーチン大統領の会談（於シドニー）
38.	2008	4/25～ 4/27	福田総理の訪露
39.	2008	7/ 8	福田総理・メドヴェージェフ大統領の会談（於北海道洞爺湖）
40.	2008	11/22	麻生総理・メドヴェージェフ大統領の会談（於リマ）
41.	2009	2/18	麻生総理・メドヴェージェフ大統領の会談（於ユジノサハリンスク）
42.	2009	7/ 9	麻生総理・メドヴェージェフ大統領の会談（於ラクイラ）
43.	2009	9/23	鳩山総理・メドヴェージェフ大統領の会談（於ニューヨーク）
44.	2009	11/15	鳩山総理・メドヴェージェフ大統領の会談（於シンガポール）
45.	2010	4/13	鳩山総理・メドヴェージェフ大統領の会談（於ワシントン）
46.	2010	6/26	菅総理・メドヴェージェフ大統領の会談（於ムスコカ）
47.	2010	11/13	菅総理・メドヴェージェフ大統領の会談（於横浜）
48.	2011	5/27	菅総理・メドヴェージェフ大統領の会談（於ドーヴィル）
49.	2011	11/12	野田総理・メドヴェージェフ大統領の会談（於ホノルル）
50.	2012	6/18	野田総理・プーチン大統領の会談（於ロスカボス）
51.	2012	9/ 8	野田総理・プーチン大統領の会談（於ウラジオストク）
52.	2013	4/28～ 4/30	安倍総理の訪露、日露首脳会談（4/29）（於モスクワ）
53.	2013	6/17	安倍総理・プーチン大統領の会談（於ロック・アーン）
54.	2013	9/ 5	安倍総理・プーチン大統領の会談（於サンクトペテルブルク）
55.	2013	10/ 7	安倍総理・プーチン大統領の会談（於バリ）
56.	2014	2/ 7～ 2/ 8	安倍総理の訪露（ソチ・オリンピック開会式出席、日露首脳会談（2/8）、於ソチ）
57.	2014	10/17	安倍総理・プーチン大統領の会談（於ミラノ）
58.	2014	11/ 9	安倍総理・プーチン大統領の会談（於北京）
59.	2015	9/28	安倍総理・プーチン大統領の会談（於ニューヨーク）
60.	2015	11/15	安倍総理・プーチン大統領の会談（於アンタルヤ）
61.	2016	5/ 6	安倍総理の訪露、日露首脳会談（於ソチ）
62.	2016	9/ 2～ 9/ 3	安倍総理の訪露（第２回東方経済フォーラム出席、日露首脳会談（9/2）、於ウラジオストク）
63.	2016	11/19	安倍総理・プーチン大統領の会談（於リマ）
64.	2016	12/15～12/16	プーチン大統領の訪日（於山口、東京）
65.	2017	4/27～ 4/28	安倍総理の訪露、日露首脳会談（於モスクワ）
66.	2017	7/ 7	安倍総理・プーチン大統領の会談（於ハンブルク）
67.	2017	9/ 6～ 9/ 7	安倍総理の訪露（第３回東方経済フォーラム出席、日露首脳会談（9/7）、於ウラジオストク）
68.	2017	11/10	安倍総理・プーチン大統領の会談（於ダナン）
69.	2018	5/24～ 5/27	安倍総理の訪露、日露首脳会談（於モスクワ）
70.	2018	9/10～ 9/13	安倍総理の訪露（第４回東方経済フォーラム出席、日露首脳会談（9/10）、於ウラジオストク）
71.	2018	11/14	安倍総理・プーチン大統領の会談（於シンガポール）
72.	2018	12/ 1	安倍総理・プーチン大統領の会談（於ブエノスアイレス）
73.	2019	1/21～ 1/22	安倍総理の訪露、日露首脳会談（於モスクワ）
74.	2019	6/29	安倍総理・プーチン大統領の会談（於大阪）
75.	2019	9/ 4～ 9/ 6	安倍総理の訪露（第５回東方経済フォーラム出席、日露首脳会談（9/5）、於ウラジオストク）

日ソ国交回復以後の日ソ・日露間の外務大臣の会談等の実績

1.	1966	1/16～ 1/22	椎名外相の訪ソ
2.	1966	7/24～ 7/30	グロムイコ外相の訪日
3.	1967	7/20～ 7/25	三木外相の訪ソ（第１回日ソ外相間定期協議）
4.	1969	9/ 4～ 9/ 9	愛知外相の訪ソ
5.	1972	1/23～ 1/28	グロムイコ外相の訪日（第２回日ソ外相間定期協議）
6.	1972	10/21～10/24	大平外相の訪ソ（第１回平和条約交渉）
7.	1973	10/ 7～10/10	大平外相の訪ソ（第３回日ソ外相間定期協議）
8.	1974	9/25	木村外相・グロムイコ外相の会談（於ニューヨーク）
9.	1975	1/15～ 1/17	宮澤外相の訪ソ（第３回平和条約交渉）
10.	1976	1/ 9～ 1/13	グロムイコ外相の訪日 （第４回日ソ外相間定期協議、第４回平和条約交渉）
11.	1976	9/28	小坂外相・グロムイコ外相の会談（於ニューヨーク）
12.	1977	9/29	鳩山外相・グロムイコ外相の会談（於ニューヨーク）
13.	1978	1/ 8～ 1/11	園田外相の訪ソ（第５回日ソ外相間定期協議）
14.	1978	9/25	園田外相・グロムイコ外相の会談（於ニューヨーク）
15.	1979	9/24	園田外相・グロムイコ外相の会談（於ニューヨーク）
16.	1980	9/24	伊東外相・グロムイコ外相の会談（於ニューヨーク）
17.	1981	9/23	園田外相・グロムイコ外相の会談（於ニューヨーク）
18.	1982	6/ 9	櫻内外相・グロムイコ外相の会談（於ニューヨーク）
19.	1982	10/ 4	櫻内外相・グロムイコ外相の会談（於ニューヨーク）
20.	1982	11/14～11/16	櫻内外相の訪ソ
21.	1984	2/12～ 2/16	安倍外相の訪ソ
22.	1984	9/25	安倍外相・グロムイコ外相の会談（於ニューヨーク）
23.	1985	9/24	安倍外相・シェヴァルナッゼ外相の会談（於ニューヨーク）
24.	1986	1/15～ 1/19	シェヴァルナッゼ外相の訪日 （第６回日ソ外相間定期協議、第５回平和条約交渉）
25.	1986	5/29～ 5/31	安倍外相の訪ソ（第７回日ソ外相間定期協議、第６回平和条約交渉）
26.	1986	9/24	倉成外相・シェヴァルナッゼ外相の会談（於ニューヨーク）
27.	1987	9/25	倉成外相・シェヴァルナッゼ外相の会談（於ニューヨーク）
28.	1988	12/18～12/21	シェヴァルナッゼ外相の訪日 （第８回日ソ外相間定期協議、第７回平和条約交渉）
29.	1989	1/ 8	宇野外相・シェヴァルナッゼ外相の会談（於パリ）
30.	1989	4/30～ 5/ 5	宇野外相の訪ソ（第９回日ソ外相間定期協議、第８回平和条約交渉）
31.	1989	7/30	三塚外相・シェヴァルナッゼ外相の会談（於パリ）
32.	1989	9/27	中山外相・シェヴァルナッゼ外相の会談（於ニューヨーク）
33.	1990	9/ 4～ 9/ 7	シェヴァルナッゼ外相の訪日 （第10回日ソ外相間定期協議、第９回平和条約交渉）
34.	1990	9/28	中山外相・シェヴァルナッゼ外相の会談（於ニューヨーク）

35. 1991　1/22～ 1/23　中山外相の訪ソ（第11回日ソ外相間定期協議、第10回平和条約交渉）
36. 1991　3/29～ 3/30　ベススメルトヌィフ外相の訪日
（第12回日ソ外相間定期協議、第11回平和条約交渉）
37. 1991　7/16　中山外相・ベススメルトヌィフ外相の会談（於ロンドン）
38. 1991　9/23　中山外相・パンキン外相の会談（於ニューヨーク）
39. 1991　10/12～10/17　中山外相の訪ソ（第13回日ソ外相間定期協議、第12回平和条約交渉）
40. 1992　1/25～ 1/29　渡辺外相の訪露
41. 1992　3/19～ 3/22　コズィレフ外相の訪日（第1回日露外相間定期協議）
42. 1992　5/ 2～ 5/ 6　渡辺外相の訪露（第2回日露外相間定期協議）
43. 1992　8/29～ 9/ 4　渡辺外相の訪露（第3回日露外相間定期協議）
44. 1992　9/23　渡辺外相・コズィレフ外相の会談（於ニューヨーク）
45. 1993　4/14～ 4/15　コズィレフ外相の訪日
46. 1993　7/ 9　コズィレフ外相の訪日
47. 1993　9/25　羽田副総理兼外相・コズィレフ外相の会談（於ニューヨーク）
48. 1994　3/19～ 3/22　羽田副総理兼外相の訪露（第4回日露外相間定期協議）
49. 1994　7/25　河野副総理兼外相・コズィレフ外相の懇談（於バンコク）
50. 1994　9/29　河野副総理兼外相・コズィレフ外相の懇談（於ニューヨーク）
51. 1995　3/ 2～ 3/ 4　コズィレフ外相の訪日（第5回日露外相間定期協議）
52. 1995　8/ 1　河野副総理兼外相・コズィレフ外相の懇談（於ブルネイ）
53. 1996　3/19～ 3/20　池田外相の訪露（第6回日露外相間定期協議）
54. 1996　6/29　池田外相・プリマコフ外相の会談（於リヨン）
55. 1996　7/22　池田外相・プリマコフ外相の会談（於ジャカルタ）
56. 1996　9/24　池田外相・プリマコフ外相の会談（於ニューヨーク）
57. 1996　11/14～11/17　プリマコフ外相の訪日（第7回日露外相間定期協議）
58. 1997　5/22～ 5/24　池田外相の訪露（第8回日露外相間定期協議）
59. 1997　6/30　池田外相・プリマコフ外相の会談（於香港）
60. 1997　7/29　池田外相・プリマコフ外相の会談（於クアラルンプール）
61. 1997　9/23　小渕外相・プリマコフ外相の会談（於ニューヨーク）
62. 1997　11/13　プリマコフ外相の訪日（第9回日露外相間定期協議）
63. 1998　2/21～ 2/23　小渕外相の訪露（第10回日露外相間定期協議、平和条約締結問題日露合同委員会共同議長間会合、貿易経済政府間委員会共同議長間会合）
64. 1998　5/ 8　小渕外相・プリマコフ外相の会談（於バーミンガム）
65. 1998　6/12　小渕外相・プリマコフ外相の会談（於ロンドン）
66. 1998　7/26　小渕外相・プリマコフ外相の会談（於マニラ）
67. 1998　9/21　高村外相・イワノフ外相の会談（於ニューヨーク）
68. 1998　10/16～10/18　高村外相の訪露（第11回日露外相間定期協議、平和条約締結問題日露合同委員会共同議長間会合、貿易経済政府間委員会共同議長間会合）
69. 1999　2/20～ 2/23　イワノフ外相の訪日（平和条約締結問題日露合同委員会共同議長間会合、第12回日露外相間定期協議）

70. 1999 5/28～ 5/30 高村外相の訪露（第13回日露外相間定期協議、平和条約締結問題日露合同委員会共同議長間会合）
71. 1999 6/ 9 高村外相・イワノフ外相の会談（於ケルン）
72. 1999 7/28 高村外相・イワノフ外相の会談（於シンガポール）
73. 1999 9/21 高村外相・イワノフ外相の会談（於ニューヨーク）
74. 1999 12/16 河野外相・イワノフ外相の会談（於ベルリン）
75. 2000 2/10～ 2/13 イワノフ外相の訪日（平和条約締結問題日露合同委員会共同議長間会合、第14回日露外相間定期協議）
76. 2000 7/12 イワノフ外相の訪日（於宮崎）
77. 2000 7/22 イワノフ外相の訪日（於沖縄）
78. 2000 7/27 河野外相・イワノフ外相の会談（於バンコク）
79. 2000 9/14 河野外相・イワノフ外相の会談（於ニューヨーク）
80. 2000 11/ 1～11/ 4 河野外相の訪露（貿易経済政府間委員会第4回会合、平和条約締結問題日露合同委員会共同議長間会合、第15回日露外相間定期協議）
81. 2001 1/16 河野外相の訪露（第16回日露外相間定期協議）
82. 2001 7/18 田中外相・イワノフ外相の会談（於ローマ）
83. 2002 2/ 1～ 2/ 3 イワノフ外相の訪日（平和条約締結問題日露合同委員会共同議長間会合、第17回日露外相間定期協議）
84. 2002 6/12 川口外相・イワノフ外相の会談（於ウィスラー）
85. 2002 8/ 1 川口外相・イワノフ外相の会談（於ブルネイ）
86. 2002 9/15 川口外相・イワノフ外相の会談（於ニューヨーク）
87. 2002 10/11～10/14 川口外相の訪露（第18回日露外相間定期協議、貿易経済政府間委員会第6回会合）
88. 2002 12/17～12/19 イワノフ外相の訪日（第19回日露外相間定期協議）
89. 2003 5/23 川口外相・イワノフ外相の会談（於パリ）
90. 2003 6/28～29 川口外相の訪露（貿易経済政府間委員会共同議長間会合）
91. 2003 9/23 川口外相・イワノフ外相の会談（於ニューヨーク）
92. 2004 5/14 川口外相・ラヴロフ外相の会談（於ワシントン）
93. 2004 6/23～25 川口外相の訪露（第20回日露外相間定期協議）
94. 2004 9/20 川口外相・ラヴロフ外相の会談（於ニューヨーク）
95. 2004 11/17 町村外相・ラヴロフ外相の会談（於サンティアゴ）
96. 2005 1/13～15 町村外相の訪露（日露外相会談、貿易経済政府間委員会共同議長間会合）
97. 2005 5/31～ 6/ 1 ラヴロフ外相の訪日（日露外相会談）
98. 2005 6/22 町村外相・ラヴロフ外相の会談（於ブリュッセル）
99. 2005 9/14 町村外相・ラヴロフ外相の会談（於ニューヨーク）
100. 2005 11/16 麻生外相・ラヴロフ外相の会談（於釜山）
101. 2006 5/23 麻生外相・ラヴロフ外相の会談（於ドーハ）
102. 2006 6/28 麻生外相・ラヴロフ外相の会談（於モスクワ）
103. 2006 7/28 麻生外相・ラヴロフ外相の会談（於クアラルンプール）
104. 2006 11/18 麻生外相・ラヴロフ外相の会談（於ハノイ）

105.	2007	5/ 3	麻生外相・ラヴロフ外相の会談（於モスクワ）
106.	2007	10/23	高村外相・ラヴロフ外相の会談（於東京）
107.	2008	4/12 ～ 15	高村外相の訪露（日露外相会談、貿易経済政府間委員会共同議長間会合）
108.	2008	11/ 5	中曽根外相・ラヴロフ外相の会談（於東京）
109.	2009	12/27 ～ 28	岡田外相の訪露（日露外相会談、貿易経済政府間委員会共同議長間会合）
110.	2010	3/29	岡田外相・ラヴロフ外相の会談（於ガティノー）
111.	2010	11/13	前原外相・ラヴロフ外相の会談（於横浜）
112.	2011	2/11 ～ 12	前原外相の訪露（日露外相会談、貿易経済政府間委員会第９回会合）
113.	2011	3/14	松本外相・ラヴロフ外相の会談（於パリ）
114.	2011	9/21	玄葉外相・ラヴロフ外相の会談（於ニューヨーク）
115.	2011	11/11	玄葉外相・ラヴロフ外相の会談（於ホノルル）
116.	2012	1/28 ～ 29	ラヴロフ外相の訪日（日露外相会談）
117.	2012	4/11	玄葉外相・ラヴロフ外相の会談（於ワシントン DC）
118.	2012	7/27 ～ 30	玄葉外相の訪露（日露外相会談）
119.	2012	9/25	玄葉外相・ラヴロフ外相の会談（於ニューヨーク）
120.	2013	4/10	岸田外相・ラヴロフ外相の会談（於ロンドン）
121.	2013	11/1 ～ 2	ラヴロフ外相の訪日（日露外相会談、日露外務・防衛閣僚協議「2+2」）
122.	2014	2/1	岸田外相・ラヴロフ外相の会談（於ミュンヘン）
123.	2015	9/21 ～ 22	岸田外相の訪露（日露外相会談、貿易経済政府間委員会第 11 回会合）
124.	2016	4/14 ～ 16	ラヴロフ外相の訪日（日露外相会談）
125.	2016	9/21	岸田外相・ラヴロフ外相の会談（於ニューヨーク）
126.	2016	12/2 ～ 3	岸田外相の訪露（プーチン大統領表敬（12/2）、日露外相会談（12/3））
127.	2017	2/17	岸田外相・ラヴロフ外相の会談（於ボン）
128.	2017	3/20 ～ 21	ラヴロフ外相の訪日（日露外相会談、日露外務・防衛閣僚協議「2+2」）
129.	2017	8/ 7	河野外相・ラヴロフ外相の会談（於マニラ）
130.	2017	9/18	河野外相・ラヴロフ外相の会談（於ニューヨーク）
131.	2017	11/23 ～ 25	河野外相の訪露（日露外相会談、貿易経済政府間委員会第 13 回会合）
132.	2018	2/16	河野外相・ラヴロフ外相の会談（於ミュンヘン）
133.	2018	3/21	ラヴロフ外相の訪日（日露外相会談）
134.	2018	7/31	河野外相の訪露（日露外相会談、日露外務・防衛閣僚協議「2+2」於モスクワ）
135.	2018	11/23	河野外相・ラヴロフ外相の会談（於ローマ）
136.	2019	1/14	河野外相の訪露（日露外相会談）
137.	2019	2/16	河野外相・ラヴロフ外相の会談（於ミュンヘン）
138.	2019	5/10	河野外相の訪露（日露外相会談）
139.	2019	5/31	ラヴロフ外相の訪日（日露外相会談、日露外務・防衛閣僚協議「２＋２」）
140.	2019	9/25	茂木外相・ラヴロフ外相の会談（於ニューヨーク）
141.	2019	11/22	茂木外相・ラヴロフ外相の会談（於名古屋）
142.	2019	12/17 ～ 12/21	茂木外相の訪露（日露外相会談、貿易経済政府間委員会第 15 回会合）
143.	2020	2/15	茂木外相・ラヴロフ外相の会談（於ミュンヘン）
144.	2021	9/23	茂木外相・ラヴロフ外相の会談（於ニューヨーク）

【資料】《関係条約・文書等》

1　ニコライ一世のプチャーチン提督宛訓令（抜粋）

1853 年 2 月 24 日皇帝署名
1853 年 2 月 27 日第 730 号

国境問題に直ちに取り掛かるとの考えは、根拠のあるものと思われる。なぜなら、このことを通じ、我々はいわば日本人が我々と交渉に入ることを余儀なくさせ得るからである。他の場合であれば、彼らは自らの慣習により直ちにこれを回避し、否定的な回答を出すであろうが、国境を明確にしたいとの我々の要望は、彼らにとり拒絶し難いものである。正にこの問題を用いることで、我々は日本政府から一層の譲歩を引き出すことが出来る。

この国境問題に関する我々の要望は、（我々の利益を損なわない範囲で）可能な限り寛大なものであるべきである。なぜなら、通商上の利益というもう一つの目的の達成こそが、我々にとり真の重要性を持つからである。クリル諸島の内、ロシアに属する最南端はウルップ島であり、同島をロシア領の南方における終点と述べて構わない。これにより（今日既に事実上そうであるように）我が方は同島の南端が日本との国境となり、日本側は択捉島の北端が国境となる。

2　日本国魯西亜国通好条約（抜粋）

1855 年　2 月 7 日於下田調印
1856 年 12 月 7 日於同所本書交換

日本国と魯西亜国と今より後懇切にして無事ならん事を欲して条約を定めんか為め、魯西亜ケイヅルは全権アヂュダンド、ゼネラール・フィース、アドミラール、エフィミュス・プチャーチンを差越し日本大君は重臣筒井肥前守、川路左衛門尉に任して左の条々を定む

第１条　今より後両国末永く真実懇にして各其所領に於て互に保護し人命は勿論什物に於ても損害なかるへし

第２条　今より後日本国と魯西亜国との境「エトロプ」島と「ウルップ」島との間に在るへし「エトロプ」全島は日本に属し「ウルップ」全島夫より北の方「クリル」諸島は魯西亜に属す「カラフト」島に至りては日本国と魯西亜国との間に於て界を分たす是迄仕来の通たるへし（以下略）

安政元年 12 月 21 日（魯暦 1855 年第 1 月 26 日）

筒井肥前守　花押
川路左衛門尉　花押
エフィミュス・プチャーチン　手記

3　樺太千島交換条約（抜粋）

1875 年 5 月 7 日「セント・ピータースブルグ」ニ於テ署名
1875 年 8 月 22 日東京ニ於テ批准書交換

大日本国皇帝陛下ト

全露西亜国皇帝陛下ハ今般樺太島（即薩哈嗹島）是迄両国雑領ノ地タルニ由リテ屢次其ノ間ニ起レル紛議ノ根ヲ断チ現下両国間ニ存スル交誼ヲ堅牢ナラシメンカ為メ

大日本国皇帝陛下ハ樺太島（即薩哈嗹島）上ニ存スル領地ノ権理

全露西亜国皇帝陛下ハ「クリル」群島上ニ存スル領地ノ権理ヲ互ニ相交換スルノ約ヲ結ント欲シ

大日本国皇帝陛下ハ海軍中将兼在露京特命全権公使従四位榎本武揚ニ其全権ヲ任シ

全露西亜国皇帝陛下ハ太政大臣金剛石装飾露帝照像金剛石装飾露国「シント、アンドレアス」褒牌「シント、ウラジミル」一等褒牌「アレキサンドル、ネフスキー」褒牌白鷲褒牌「シント、アンナ」一等褒牌及「シント、スタニスラス」一等褒牌仏蘭西国「レジウン、ド、オノール」大十字褒牌西班牙国金膜大十字褒牌澳太利国「シント、エチーネ」大十字褒牌金剛石装飾露生国黒鷲褒牌及其他諸国ノ諸褒牌ヲ帯ル公爵「アレキサンドル・ゴルチャコフ」ニ其全権ヲ任ゼリ

右各全権ノ者左ノ条款ヲ協議シテ相決定ス

第一款

大日本国皇帝陛下ハ其ノ後胤ニ至ル迄現今樺太島（即薩哈嗹島）ノ一部ヲ所領スルノ権理及君主ニ属スル一切ノ権理ヲ全露西亜国皇帝陛下ニ譲リ而今而後樺太全島ハ悉ク露西亜帝国ニ属シ「ラペルーズ」海峡ヲ以テ両

国ノ境界トス

第二款

全露西亜国皇帝陛下ハ第一款ニ記セル樺太島（即薩哈嗹島）ノ権理ヲ受シ代トシテ其後胤ニ至ル迄現今所領「クリル」群島即チ第一「シュムシュ」島第二「アライド」島第三「パラムシル」島第四「マカンルシ」島第五「ヲネコタン」島第六「ハリムコタン」島第七「エカルマ」島第八「シャスコタン」島第九「ムシル」島第十「ライコケ」島第十一「マツア」島第十二「ラスツア」島第十三「スレドネワ」及「ウシシル」島第十四「ケトイ」島第十五「シムシル」島第十六「ブロトン」島第十七「チェルポイ」並ニ「ブラット、チェルポエフ」島第十八「ウルップ」島共計十八島ノ権理及ビ君主ニ属スル一切ノ権理ヲ大日本国皇帝陛下ニ譲リ而今而後「クリル」全島ハ日本帝国ニ属シ東察加地方「ラパッカ」岬ト「シュムシュ」島ノ間ナル海挟ヲ以テ両国ノ境界トス（以下略）

明治8年5月7日即1875年　4月25日 / 5月 7日　比特堡府ニ於テ

榎本武揚　(印)

ゴルチャコフ　(印)

4　ポーツマス条約（抜粋）

1905年9月5日「ポーツマス」ニ於テ署名

1905年10月10日日本批准、1905年10月14日ロシア批准

第九条

露西亞帝國政府ハ薩哈嗹島南部及其ノ附近ニ於ケル一切ノ島嶼竝該地方ニ於ケル一切ノ公共營造物及財産ヲ完全ナル主權ト共ニ永遠日本帝國政府ニ譲與ス其ノ譲與地域ノ北方境界ハ北緯五十度ト定ム

5　日本国及ソヴィエト連邦間中立条約（抜粋）

1941年4月13日「モスコー」ニ於テ署名

1941年4月25日両国批准

大日本帝国及ソヴィエト連邦ハ両国間ノ平和及友好ノ関係ヲ鞏固ナラシムルノ希望ニ促サレ中立条約ヲ締結スルコトニ決シ左ノ如ク協定セリ

第一条　両締約国ハ両国間ニ平和及友好ノ関係ヲ維持シ相互ニ他方締約国ノ領土ノ保全及不可侵ヲ尊重スヘキコトヲ約ス

第二条　締約国ノ一方カ一又ハ二以上ノ第三国ヨリ軍事行動ノ対象ト為ル場合ニハ他方締約国ハ該紛争ノ全期間中中立ヲ守ルヘシ

第三条　本条約ハ両締約国ニ於テ其ノ批准ヲ了シタル日ヨリ実施セラルヘク且五年ノ期間効力ヲ有スヘシ両締約国ノ何レノ一方モ右期間満了ノ一年前ニ本条約ノ廃棄ヲ通告セサルトキハ本条約ハ次ノ五年間自動的ニ延長セラレタルモノト認メラレルヘシ

第四条　本条約ハ成ルヘク速ニ批准セラルヘシ批准書ノ交換ハ東京ニ於テ成ルヘク速ニ行ハルヘシ（以下略）

松　岡　洋　右

建　川　美　次

ヴェー・モロトフ

6　英米共同宣言（大西洋憲章）

1941年8月大西洋上ニ於テ署名

同月14日公表

アメリカ合衆国大統領及聯合王国ニ於ケル皇帝陛下ノ政府ヲ代表スル「チャーチル」総理大臣ハ、会合ヲ為シタル後両国カ世界ノ為一層良キ将来ヲ求メントスル其ノ希望ノ基礎ヲ成ス両国国策ノ共通原則ヲ公ニスルヲ以テ正シト思考スルモノナリ。

一、両国ハ領土的其ノ他ノ増大ヲ求メス。

二、両国ハ関係国民ノ自由ニ表明セル希望ト一致セサル領土的変更ノ行ハルルコトヲ欲セス。

三、両国ハ一切ノ国民カ其ノ下ニ生活セントスル政体ヲ選択スルノ権利ヲ尊重ス。両国ハ主権及自治ヲ強奪セラレタル者ニ主権及自治カ返還セラルルコトヲ希望ス。

四、両国ハ其ノ現存義務ヲ適法ニ尊重シ大国タルト小国タルト又戦勝国タルト敗戦国タルトヲ問ハス一切ノ国

力カ其ノ経済的繁栄ニ必要ナル世界ノ通商及原料ノ均等条件ニ於ケル利用ヲ亨有スルコトヲ促進スルニ努ムヘシ。

五、両国ハ改善セラレタル労働基準、経済的向上及社会的安定ヲ一切ノ国ノ為ニ確保スル為、右一切ノ国ノ間ニ経済的分野ニ於テ完全ナル協力ヲ生セシメンコトヲ欲ス。

六、「ナチ」ノ暴虐ノ最終的破壊ノ後両国ハ一切ノ国民ニ対シ其ノ国境内ニ於テ安全ニ居住スルノ手段ヲ供与シ、且ツ一切ノ国ノ一切ノ人類カ恐怖及欠乏ヨリ解放セラレ其ノ生ヲ全ウスルヲ得ルコトヲ確実ナラシムヘキ平和カ確立セラレルコトヲ希望ス。

七、右平和ハ一切ノ人類ヲシテ妨害ヲ受クルコトナク公ノ海洋ヲ航行スルコトヲ得シムヘシ。

八、両国ハ世界ノ一切ノ国民ハ実在論的理由ニ依ルト精神的理由ニ依ルトヲ問ハス強力ノ使用ヲ抛棄スルニ至ルコトヲ要スト信ス。陸、海又ハ空ノ軍備カ自国国境外ヘノ侵略ノ脅威ヲ与ヘ又ハ与フルコトアルヘキ国ニ依リ引続キ使用セラルルトキハ将来ノ平和ハ維持セラルルコトヲ得サルカ故ニ、両国ハ一層広汎ニシテ永久的ナル一般的安全保障制度ノ確立ニ至ル迄ハ斯ル国ノ武装解除ハ不可欠ノモノナリト信ス。両国ハ又平和ヲ愛好スル国民ノ為ニ圧倒的軍備負担ヲ軽減スヘキ他ノ一切ノ実行可能ノ措置ヲ援助シ及助長スヘシ。

フランクリン・デイー・ルーズヴェルト
ウインストン・チャーチル

7　ロンドン連合国会議での大西洋憲章参加に関するソ連政府の宣言抜粋

1941 年 9 月 24 日

ソ連政府は、ルーズヴェルト米国大統領閣下とチャーチル英国首相閣下の宣言の基本的諸原則、今日の国際情勢のなかできわめて大きな意義をもつ諸原則にその賛意を表明するものである。

8　カイロ宣言

1943 年 11 月 27 日「カイロ」に於て署名

「ルーズヴェルト」大統領、蒋介石大元帥及「チャーチル」総理大臣は各自の軍事顧問及外交顧問と共に北「アフリカ」に於て会議を終了し左の一般的声明を発せられたり

各軍事使節は日本国に対する将来の軍事行動を協定せり三大同盟国は、海路、陸路及空路に依り其の野蛮なる敵国に対し仮借なき弾圧を加ふるの決意を表明せり　右弾圧は既に増大しつつあり　三大同盟国は日本国の侵略を制止し且之を罰する為今次の戦争を為しつつあるものなり　右同盟国は自国の為に何等の利得をも欲求するものに非ず

又領土拡張の何等の念をも有するものに非ず

右同盟国の目的は日本国より 1914 年の第一次世界戦争の開始以後に於て日本国が奪取し又は占領したる太平洋に於ける一切の島嶼を剥奪すること並に満州、台湾及膨湖島の如き日本国が清国人より盗取したる一切の地域を中華民国に返還することに在り日本国は又暴力及貪欲に依り日本国の略取したる他の一切の地域より駆逐せらるべし

前記三大国は朝鮮の人民の奴隷状態に留意し軈て朝鮮を自由且独立のものたらしむるの決意を有す

右の目的を以て右三同盟国は同盟諸国中日本国と交戦中なる諸国と協調し日本国の無条件降伏を齎すに必要なる重大且長期の行動を続行すべし

9　ヤルタ協定

1945 年 2 月 11 日の「ヤルタ」会議に於て署名
1946 年 2 月 11 日米国国務省より発表

三大国、すなわちソヴィエト連邦、アメリカ合衆国及びグレート・ブリテンの指導者は、ソヴィエト連邦が、ドイツが降伏し、かつ、欧州における戦争が終了した後２箇月又は３箇月で、次のことを条件として、連合国に味方して日本国に対する戦争に参加すべきことを協定した。

1　外蒙古（蒙古人民共和国）の現状が維持されること。

2　1904 年の日本国の背信的攻撃により侵害されたロシアの旧権利が次のとおり回復されること。

（a）樺太の南部及びこれに隣接するすべての諸島がソヴィエト連邦に返還されること。

（b）大連港が国際化され、同港におけるソヴィエト連邦の優先的利益が擁護され、かつ、ソヴィエト社会主義共和国連邦の海軍基地としての旅順口の租借権が回復されること。

（c）東支鉄道及び大連への出口を提供する南満州鉄道が中ソ合同会社の設立により共同で運営されること。ただし、ソヴィエト連邦の優先的利益が擁護されること及び中国が満州における完全な主権を保持することが了解される。

3　千島列島がソヴィエト連邦に引き渡されること。

前記の外蒙古並びに港及び鉄道に関する協定は、蒋介石大元帥の同意を必要とするものとする。大統領は、この同意を得るため、スターリン大元帥の勧告に基づき措置を執るものとする。

三大国の首脳はこれらのソヴィエト連邦の要求が日本国が敗北した後に確実に満たされるべきことを合意した。

ソヴィエト連邦は、中国を日本国の羈絆から解放する目的をもって自国の軍隊により中国を援助するため、ソヴィエト社会主義共和国連邦と中国との間の友好同盟条約を中国政府と締結する用意があることを表明する。

1945年2月11日

J・スターリン
フランクリン・D・ルーズヴェルト
ウィンストン・S・チャーチル

〔備考〕本協定は1946年2月まで秘密にされていた。

10　ポツダム宣言

1945年7月26日「ポツダム」ニ於テ署名

一、吾等合衆国大統領、中華民国政府主席及「グレート・ブリテン」国総理大臣ハ吾等ノ数億ノ国民ヲ代表シ協議ノ上日本国ニ対シ今次ノ戦争ヲ終結スルノ機会ヲ与フルコトニ意見一致セリ

二、合衆国、英帝国及中華民国ノ巨大ナル陸、海、空軍ハ西方ヨリ自国ノ陸軍及空軍ニ依ル数倍ノ増強ヲ受ケ日本国ニ対シ最後的打撃ヲ加フルノ態勢ヲ整ヘタリ右軍事力ハ日本国カ抵抗ヲ終止スルニ至ル迄同国ニ対シ戦争ヲ遂行スルノ一切ノ連合国ノ決意ニ依リ支持セラレ且鼓舞セラレ居ルモノナリ

三、蹶起セル世界ノ自由ナル人民ノ力ニ対スル「ドイツ」国ノ無益且無意義ナル抵抗ノ結果ハ日本国国民ニ対スル先例ヲ極メテ明白ニ示スモノナリ現在日本国ニ対シ集結シツツアル力ハ抵抗スル「ナチス」ニ対シ適用セラレタル場合ニ於テ全「ドイツ」国人民ノ土地、産業及生活様式ヲ必然的ニ荒廃ニ帰セシメタル力ト比シ測リ知レサル程更ニ強大ナルモノナリ吾等ノ決意ニ支持セラルル吾等ノ軍事力ノ最高度ノ使用ハ日本国軍隊ノ不可避且完全ナル壊滅ヲ意味スヘク又同様必然的ニ日本国本土ノ完全ナル破壊ヲ意味スヘシ

四、無分別ナル打算ニ依リ日本帝国ヲ滅亡ノ淵ニ陥レタル我儘ナル軍国主義的助言者ニ依リ日本国カ引続キ統御セラルヘキカ又ハ理性ノ経路ヲ日本国カ履ムヘキカヲ日本国カ決定スヘキ時期ハ到来セリ

五、吾等ノ条件ハ左ノ如シ

吾等ハ右条件ヨリ離脱スルコトナカルヘシ右ニ代ル条件存在セス吾等ハ遅延ヲ認ムルヲ得ス

六、吾等ハ無責任ナル軍国主義カ世界ヨリ駆逐セラルルニ至ル迄ハ平和、安全及正義ノ新秩序カ生シ得サルコトヲ主張スルモノナルヲ以テ日本国国民ヲ欺瞞シ之ヲシテ世界征服ノ挙ニ出ツルノ過誤ヲ犯サシメタル者ノ権力及勢力ハ永久ニ除去セラレサルヘカラス

七、右ノ如キ新秩序カ建設セラレ且日本国ノ戦争遂行能力カ破砕セラレタルコトノ確証アルニ至ルマテハ連合国ノ指定スヘキ日本国領域内ノ諸地点ハ吾等ノ茲ニ指示スル基本的目的ノ達成ヲ確保スルタメ占領セラルヘシ

八、「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルヘク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国竝ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ

九、日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルヘシ

十、吾等ハ日本人ヲ民族トシテ奴隷化セントシ又ハ国民トシテ滅亡セシメントスルノ意図ヲ有スルモノニ非サルモ吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人ニ対シテハ厳重ナル処罰ヲ加ヘラルヘシ日本国政府ハ日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スヘシ言論、宗教及思想ノ自由竝ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルヘシ

十一、日本国ハ其ノ経済ヲ支持シ且公正ナル実物賠償ノ取立ヲ可能ナラシムルカ如キ産業ヲ維持スルコトヲ許

サルヘシ但シ日本国ヲシテ戦争ノ為再軍備ヲ為スコトヲ得シムルカ如キ産業ハ此ノ限ニ在ラス右目的ノ為原料ノ入手（其ノ支配トハ之ヲ区別ス）ヲ許サルヘシ日本国ハ将来世界貿易関係ヘノ参加ヲ許サルヘシ

十二、前記諸目的カ達成セラレ且日本国国民ノ自由ニ表明セル意思ニ従ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府カ樹立セラルルニ於テハ連合国ノ占領軍ハ直ニ日本国ヨリ撤収セラルヘシ

十三、吾等ハ日本国政府カ直ニ全日本国軍隊ノ無条件降伏ヲ宣言シ且右行動ニ於ケル同政府ノ誠意ニ付適当且充分ナル保障ヲ提供センコトヲ同政府ニ対シ要求ス右以外ノ日本国ノ選択ハ迅速且完全ナル壊滅アルノミトス

11　スターリンの「ソ連国民に対する呼びかけ」（放送）

1945年9月2日

（前略）1904年の日露戦争でのロシア軍隊の敗北は国民の意識に重苦しい思い出をのこした。この敗北はわが国に汚点を印した。わが国民は、日本が粉砕され、汚点が一掃される日がくることを信じ、そして待っていた。40年間、われわれ古い世代のものはこの日を待っていた。そして、ここにその日はおとずれた。きょう、日本は敗北を認め、無条件降伏文書に署名した。

このことは、南樺太と千島列島がソ連邦にうつり、そして今後はこれがソ連邦を大洋から切りはなす手段、わが極東にたいする日本の攻撃基地としてではなくて、わがソ連邦を大洋と直接にむすびつける手段、日本の侵略からわが国を防衛する基地として役だつようになるということを意味している。（後略）

12　南サハリン州の設置に関するソ連邦最高会議幹部会令

1946年2月2日

南サハリン及びクリル諸島の領域に豊原市を中心とする南サハリン州を設置し、これをロシア共和国ハバロフスク地方に編入する。

ソ連邦最高会議幹部会議長
エム・カリーニン
ソ連邦最高会議幹部会書記
ア・ゴルキン

13　日本国との平和条約（抜粋）

1951年（昭和26年）9月　8日署名
1952年（昭和27年）4月28日発効

連合国及び日本国は、両者の関係が、今後、共通の福祉を増進し且つ国際の平和及び安全を維持するために主権を有する対等のものとして友好的な連携の下に協力する国家の間の関係でなければならないことを決意し、よって、両者の間の戦争状態の存在の結果として今なお未決である問題を解決する平和条約を締結することを希望するので、

日本国としては、国際連合への加盟を申請し且つあらゆる場合に国際連合憲章の原則を遵守し、世界人権宣言の目的を実現するために努力し、国際連合憲章第55条及び第56条に定められ且つ既に降伏後の日本国の法制によって作られはじめた安定及び福祉の条件を日本国内に創造するために努力し、並びに公私の貿易及び通商において国際的に承認された公正な慣行に従う意思を宣言するので、

連合国は、前項に掲げた日本国の意思を歓迎するので、

よって、連合国及び日本国は、この平和条約を締結することに決定し、これに応じて下名の全権委員を任命した。これらの全権委員は、その全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の規定を協定した。

第1章　平　　和

第1条

（a）日本国と各連合国との間の戦争状態は、第23条の定めるところによりこの条約が日本国と当該連合国との間に効力を生ずる日に終了する。

（b）連合国は、日本国及びその領水に対する日本国民の完全な主権を承認する。

第２章　領　　域

第２条

（ａ）日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び欝陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

（ｂ）日本国は、台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

（ｃ）日本国は、千島列島並びに日本国が 1905 年 9 月 5 日のポーツマス条約の結果として主権を獲得した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

（ｄ）日本国は、国際連盟の委任統治制度に関連するすべての権利、権原及び請求権を放棄し、且つ、以前に日本国の委任統治の下にあった太平洋の諸島に信託統治制度を及ぼす 1947 年 4 月 2 日の国際連合安全保障理事会の行動を受諾する。

（ｅ）日本国は、日本国民の活動に由来するか又は他に由来するかを問わず、南極地域のいずれの部分に対する権利若しくは権原又はいずれの部分に関する利益についても、すべての請求権を放棄する。

（ｆ）日本国は、新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

第３条

日本国は、北緯 29 度以南の南西諸島（琉球諸島及び大東諸島を含む。）、孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。（以下略）

14　サンフランシスコ平和会議における吉田全権の発言（抜粋）

1951 年 9 月 7 日（現地時間）

千島列島および南樺太の地域は、日本が侵略によって奪取したものだとのソ連全権の主張は承服いたしかねます。

日本開国の当時、千島南部の二島、択捉、国後両島が日本領であることについては、帝政ロシアもなんら異議を挿さまなかったのであります。ただ得撫以北の北千島諸島と樺太南部は、当時日露両国人の混住の地でありました。

1875 年 5 月 7 日、日露両国政府は平和的な外交交渉を通じて樺太南部は露領とし、その代償として北千島諸島は、日本領とすることに話合をつけたのであります。名は代償でありますが、事実は樺太南部を譲渡して交渉の妥結を計ったのであります。その後樺太南部は 1905 年 9 月 5 日ルーズヴェルト・アメリカ合衆国大統領の仲介によって結ばれたポーツマス平和条約で日本領となったのであります。

千島列島および樺太南部は、日本降伏直後の 1945 年 9 月 20 日一方的にソ連領に収容されたのであります。

また、日本の本土たる北海道の一部を構成する色丹島および歯舞諸島も終戦当時たまたま日本兵営が存在したためにソ連軍に占領されたままであります。

15　第 24 回国会衆議院外務委員会における森下外務政務次官答弁（抜粋）

1956 年 2 月 11 日

それでは今の南千島の問題のそういう誤解を解くために、ここにはっきりと一つ声明をいたします。この南千島、すなわち国後、択捉の両島は常に日本の領土であったもので、この点についてかつていささかも疑念を差しはさまれたことがなく、返還は当然であること。御承知のように国後、択捉両島が日本領土であることは、1855 年、安政元年下田条約において、ただいまお述べになったように調印された日本国とロシア国通好条約によって露国からも確認されており、自来両島に対しましては何ら領土的変更が加えられることなく終戦時に至っております。1875 年、明治８年の樺太・千島交換条約においても、両島は交換の対象たる千島として取り扱われなかったのであります。

サンフランシスコ平和条約はソ連が参加しているものではないが、右平和条約にいう千島列島の中にも両島は含まれていないというのが政府の見解であります。同会議において吉田全権は択捉、国後両島につき特に言及を行ない、千島列島及び南樺太の地域は、日本が侵略によって略取したものだとするソ連全権の主張に反論を加えた後、日本開国の当時、千島南部の二島すなわち択捉、国後両島が日本領であることについては、帝政ロシアも何ら異議を差しはまなかったと特に指摘しておるのであります。また連合国はこの今次戦争について

領土の不拡大方針を掲げていたこと、また大西洋憲章、カイロ宣言、ヤルタ協定、ポツダム宣言はすべて過去において日本が暴力により略取した領土を返還せしめるという趣旨であり、日本国民は連合国が自国の領土的拡大を求めているものでないことを信じて疑わない。日本の固有の領土たる南千島をソ連が自国領土であると主張することは、日本国民一人として納得し得ないところであります。

16　日ソ交渉に対する米国覚書

1956年9月7日

最近のロンドンにおけるダレス国務長官との会談に際し、重光外相からなされた要請に応じて、国務省は今回の日ソ平和条約交渉中に提起された諸問題につき、とくにサンフランシスコ平和条約の署名国としての米国の利害関係に照らして、検討を計った。国務省はこの検討に基づいて次のとおり意見を開陳するものである。

米国政府は、日ソ間の戦争状態は、正式に終了せしめられるべきものであると信ずる。元来この戦争状態は、ソ連邦がサンフランシスコ平和条約の署名を拒否した1951年当時から、つとに終了せしめられていなければならなかったものである。日本はまた日本が加盟の資格を完全に有する国際連合に久しい以前から加盟することを認められていなければならなかった。さらにまた、ソ連邦の手中にある日本人捕虜は、降伏條項に従って久しい以前に送還されていなければならなかったのである。

領土問題に関しては、さきに日本政府に通報したとおり、米国はいわゆるヤルタ協定なるものは、単にその当事国の当時の首脳者が共通の目標を陳述した文書に過ぎないものと認め、その当事国によるなんらの最終的決定をなすものでなく、また領土移転のいかなる法律的効果を持つものでないと認めるものである。

サンフランシスコ平和条約――この条約はソ連邦が署名を拒否したから同国に対してはなんらの権利を付与するものではないが――は、日本によって放棄された領土の主権帰属を決定しておらず、この問題は、サンフランシスコ会議で米国代表が述べたとおり、同条約とは別個の国際的解決手段に付せられるべきものとして残されている。

いずれにしても日本は、同条約で放棄した領土に対する主権を他に引き渡す権利を持っていないのである。

このような性質のいかなる行為がなされたとしても、それは、米国の見解によれば、サンフランシスコ条約の署名国を拘束しうるものではなく、また同条約署名国は、かかる行為に対してはおそらく同条約によって与えられた一切の権利を留保するものと推測される。

米国は、歴史上の事実を注意深く検討した結果、択捉、国後両島は（北海道の一部たる歯舞群島及び色丹島とともに）常に固有の日本領土の一部をなしてきたものであり、かつ、正当に日本国の主権下にあるものとして認められなければならないものであるとの結論に到達した。米国は、このことにソ連邦が同意するならば、それは極東における緊張の緩和に積極的に寄与することになるであろうと考えるものである。

1956年9月7日　　米国国務省

17　日本国政府全権委員からソヴィエト連邦第一外務次官に宛てた書簡

1956年9月29日

書簡をもって啓上いたします。

本全権は、1956年9月11日付鳩山総理大臣の書簡とこれに対する同年9月13日付ブルガーニン議長の返簡に言及し、次のとおり申し述べる光栄を有します。

前記鳩山総理大臣の書簡に明らかにせられたとおり、日本国政府は、現在は、平和条約を締結することなく、日ソ関係の正常化に関し、モスクワにて交渉に入る用意がある次第でありますが、この交渉の結果外交関係が再開せられた後といえども、日本国政府は、日ソ両国の関係が、領土問題をも含む正式の平和条約の基礎の下に、より確固たるものに発展することがきわめて望ましいものであると考える次第であります。

これに関連して、日本国政府は、領土問題を含む平和条約締結に関する交渉は両国間の正常な外交関係の再開後に継続せられるものと了解するものであります。

鳩山総理大臣の書簡により交渉に入るに当り、この点についてソ連邦政府においても同様の意図を有せられることをあらかじめ確認しうれば幸甚に存ずる次第であります。

本全権は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向って敬意を表します。

1956年9月29日

日本国政府全権委員　　松本俊一

ソヴィエト社会主義共和国連邦第一外務次官

ア・ア・グロムイコ閣下

18 ソヴィエト連邦第一外務次官から日本国政府全権委員に宛てた書簡（仮訳）
1956年9月29日

書簡をもって啓上いたします。
本次官は、1956年9月29日付の閣下の次のとおりの書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

本全権は、1956年9月11日付鳩山総理大臣の書簡とこれに対する同年9月13日付ブルガーニン議長の返簡に言及し、次のとおり申し述べる光栄を有します。
前記鳩山総理大臣の書簡に明らかにせられたとおり、日本国政府は、現在は、平和条約を締結することなく、日ソ関係の正常化に関し、モスクワにて交渉に入る用意がある次第でありますが、この交渉の結果外交関係が再開せられた後といえども、日本国政府は、日ソ両国の関係が、領土問題をも含む正式の平和条約の基礎の下に、より確固たるものに発展することがきわめて望ましいものであると考える次第であります。
これに関連して、日本国政府は、領土問題を含む平和条約締結に関する交渉は両国間の正常な外交関係の再開後に継続せられるものと了解するものであります。
鳩山総理大臣の書簡により交渉に入るに当り、この点についてソ連邦政府においても同様の意図を有せられることをあらかじめ確認しうれば幸甚に存ずる次第であります。
これに関連して本次官は、ソヴィエト社会主義共和国連邦政府の委任により、次のとおり申し述べる光栄を有します。すなわち、ソヴィエト政府は、前記の日本国政府の見解を了承し、両国間の正常な外交関係が再開された後、領土問題をも含む平和条約締結に関する交渉を継続することに同意することを言明します。
本次官は、以上を申し進めるに際し、閣下に向って敬意を表します。

1956年9月29日モスクワにおいて
ソヴィエト社会主義共和国連邦第一外務次官
ア・グロムイコ
日本国政府全権委員
松本俊一閣下

19 日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言
1956年10月19日モスクワで署名
1956年12月12日発効

1956年10月13日から19日までモスクワで、日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦の全権団の間で交渉が行われた。
日本国側からは、

内閣総理大臣	鳩山一郎
農林大臣	河野一郎
衆議院議員	松本俊一

が参加し、
ソヴィエト社会主義共和国連邦側からは、

ソヴィエト連邦大臣会議議長	エヌ・ア・ブルガーニン
ソヴィエト連邦最高会議幹部会員	エヌ・エス・フルシチョフ
ソヴィエト連邦大臣会議議長第一代理	ア・イ・ミコヤン
ソヴィエト連邦第一外務次官	ア・ア・グロムイコ
ソヴィエト連邦外務次官	エヌ・テ・フェドレンコ

が参加した。
相互理解と協力のふん囲気のうちに行われた交渉を通じて、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との相互関係について隔意のない広範な意見の交換が行われた。日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、両国間の外交関係の回復が極東における平和及び安全の利益に合致する両国間の理解と協力との発展に役だつものであることについて完全に意見が一致した。
日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦の全権団の間で行われたこの交渉の結果、次の合意が成立した。
1　日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の戦争状態は、この宣言が効力を生ずる日に終了し、両国の間に平和及び友好善隣関係が回復される。
2　日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間に外交及び領事関係が回復される。両国は、大使の資格を

有する外交使節を遅滞なく交換するものとする。また、両国は、外交機関を通じて、両国内におけるそれぞれの領事館の開設の問題を処理するものとする。

3　日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、相互の関係において、国際連合憲章の諸原則、なかんずく同憲章第２条に掲げる次の原則を指針とすべきことを確認する。

（a）　その国際紛争を、平和的手段によって、国際の平和及び安全並びに正義を危くしないように、解決すること。

（b）　その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使は、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むこと。

日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、それぞれ他方の国が国際連合憲章第 51 条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有することを確認する。

日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、経済的、政治的又は思想的のいかなる理由であるとを問わず、直接間接に一方の国が他方の国の国内事項に干渉しないことを、相互に、約束する。

4　ソヴィエト社会主義共和国連邦は、国際連合への加入に関する日本国の申請を支持するものとする。

5　ソヴィエト社会主義共和国連邦において有罪の判決を受けたすべての日本人は、この共同宣言の効力発生とともに釈放され、日本国へ送還されるものとする。

また、ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要請に基いて、消息不明の日本人について引き続き調査を行うものとする。

6　ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国に対し一切の賠償請求権を放棄する。

日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、1945 年 8 月 9 日以来の戦争の結果として生じたそれぞれの国、その団体及び国民のそれぞれ他方の国、その団体及び国民に対するすべての請求権を、相互に、放棄する。

7　日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、その貿易、海運その他の通商の関係を安定したかつ友好的な基礎の上に置くために、条約又は協定を締結するための交渉をできる限りすみやかに開始することに同意する。

8　1956 年 5 月 14 日にモスクワで署名された北西太平洋の公海における漁業に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の条約及び海上において遭難した人の救助のための協力に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定は、この宣言の効力発生と同時に効力を生ずる。

日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、魚類その他の海洋生物資源の保存及び合理的利用に関して日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦が有する利害関係を考慮し、協力の精神をもって、漁業資源の保存及び発展並びに公海における漁猟の規制及び制限のための措置を執るものとする。

9　日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、両国間に正常な外交関係が回復された後、平和条約の締結に関する交渉を継続することに同意する。

ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要望にこたえかつ日本国の利益を考慮して、歯舞群島及び色丹島を日本国に引き渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約が締結された後に現実に引き渡されるものとする。

10　この共同宣言は、批准されなければならない。この共同宣言は、批准書の交換の日に効力を生ずる。批准書の交換は、できる限りすみやかに東京で行われなければならない。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この共同宣言に署名した。

1956 年 10 月 19 日にモスクワで、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書２通を作成した。

日本国政府の委任により

鳩山一郎
河野一郎
松本俊一

ソヴィエト社会主義共和国連邦最高会議幹部会の委任により

N・ブルガーニン
D・シェピーロフ

20 1954年11月7日の北海道上空における米機撃墜事件に関する対ソ米国書簡中日本の北方領土問題に触れた部分の全訳

1957年5月23日

（Ⅰ～Ⅲ省略）

Ⅳ

ソ連政府はこの事件に関する書簡において歯舞群島及び隣接する海・空域に対する自国の領土権の主張に言及している。それは暗にかかる主張の範囲に関する問題を提起しているわけである。周知の如く米国政府はこれら諸島に対するソ連政府の領土権の主張を争っているけれども、米国政府は問題の地域の上空飛行、特に1954年11月7日の事件の際の様な状況の下での上空飛行や、あるいは平和的な外交交渉並びに司法的解決の方法以外の方法でこれを争うこととしたことはない。それゆえ、米国政府はこの機会を利用して、次の如き宣言を行うものである。

A　歯舞群島に対する主権に関するソ連の主張について

1、1954年11月17日の書簡において米国政府は、歯舞群島はソ連政府が不法に占領を続けている日本国領土の不可分の一部であるとの日本政府の主張を米国が支持するものであると述べた。この申立てについてコメントしたソ連政府の1954年12月11日の書簡は、これが「千島列島に関するヤルタ協定の諸条項と明らかに矛盾する」ものであると述べている。米国政府はこの点に関する自国の立場のよりくわしい陳述として1952年10月7日の同様な事件のためソ連政府に対し訴訟手続を提起した際の米国政府の訴状の付属書として国際司法裁判所の記録に収録されている1954年9月25日の書簡に言及し、1945年2月11日の日本に関するヤルタ協定はいかなる日本領土における法的権原をもソ連邦に移譲する効力を持つ様には意図されたものではなかったし、又そうした効力をもってもいなかったということ、特に、日本に関するヤルタ協定も1951年9月8日サンフランシスコで調印された対日平和条約も歯舞群島におけるいかなる権原をもソ連邦へ移譲しなかったしこれら諸島における日本の権原を縮小せしめたものではなく、且つ、これらの文書における「千島列島」という字句は、従来常に日本本土の一部であったものであり従って正義上日本の主権下にあるものと認められるべき歯舞群島、色丹島又は国後島、択捉島を含んでもいなければ含む様に意図されもしなかったということを繰り返し言明する。これらの諸島を専有し、これらに対し主権を行使することを企図しているソ連政府の行動は、従って、現在においても不当且つ不法であり、1954年11月7日においても不当且つ不法であった。米国政府は、ソ連政府がこの点に関する自国の主張の正当性を、国際紛争の平和的解決及び国際法と秩序の維持のため、確立された司法手続による審査に付託することを一貫して行っておらずこれを拒否しているということを再び指摘するものである。（以下略）

21 ソ連政府の対日覚書（抄）

1960年1月27日日米安保条約締結に際し

ソ連邦は、極東における平和機構を阻害し、ソ日関係の発展にとって支障となる新しい軍事条約が、日本によって締結せられるような措置を黙過することはもちろんできない。この条約が事実上日本の独立を失わしめ、日本の降伏の結果日本に駐屯している外国軍隊が日本領土に駐屯を続けることに関連して、歯舞及び色丹諸島を日本に引き渡すというソ連政府の約束の実現を不可能とする新しい事態がつくり出されている。

平和条約調印後、日本に対し右諸島を引き渡すことを承諾したのは、ソ連政府が日本の希望に応じ、ソ日交渉当時日本政府によって表明せられた日本国の国民的利益と、平和愛好の意図を考慮したがためである。しかしソ連政府は日本政府によって調印せられた新条約が、ソ連邦と中華人民共和国に向けられたものであることを考慮し、これらの諸島を日本に引き渡すことによって、外国軍隊によって使用せられる領土が拡大せられるがごときことを促進することはできない。よってソ連政府は、日本領土からの全外国軍隊の撤退及びソ日間平和条約の調印を条件としてのみ、歯舞及び色丹が1956年10月19日付ソ日共同宣言によって規定されたとおり、日本に引き渡されるだろうということを声明することを必要と考える。

22　日本政府の対ソ覚書（抄）

1960年2月5日ソ側への反論

ソ連邦政府が今回の覚書において日米間の新条約と歯舞群島及び色丹島の引渡し問題とを関連させていることは極めて不可解である。歯舞群島、色丹島については、日ソ共同宣言において「ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要望にこたえ、かつ日本国の利益を考慮して、歯舞群島及び色丹島を日本国に引渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約が締結された後に現実に引渡されるものとする」と明確に規定されている。

この共同宣言は、日ソ両国関係の基本を律する国家機関によって批准された正式の国際文書である。この厳粛な国際約束の内容を一方的に変更し得ないことはここに論ずるまでもない。さらにまた日ソ共同宣言が調印された際、すでに無期限に有効な現行安全保障条約が存在し、日本国に外国軍隊が駐留しており、同宣言はこれを前提とした上で締結されたものである。この事実からしても、日ソ共同宣言における合意がいささかの影響をも受ける事由は存じない。

日本国政府は、領土問題について共同宣言の規定に新しい条件を付し、これによって宣言の内容を変更せんとするソ連邦の態度は、これを承認することができない。またわが国は歯舞群島、色丹島のみならず、他の日本固有の領土の返還をあくまでも主張するものである。

23　日ソ共同声明

1973年10月10日モスクワで署名

田中角栄日本国内閣総理大臣は、ソヴィエト連邦政府の招待により、1973年10月7日から10日までソヴィエト連邦を公式訪問した。田中総理大臣には、大平正芳外務大臣およびその他の政府職員が随行した。

田中総理大臣および大平外務大臣は、L. I. ブレジネフ・ソ連邦共産党中央委員会書記長、A. N. コスイギン・ソ連邦共産党中央委員会政治局員兼ソ連邦大臣会議議長およびA. A. グロムイコ・ソ連邦共産党中央委員会政治局員兼ソ連邦外務大臣と平和条約締結交渉を含む日ソ間の諸問題および相互に関心を有する主要な国際問題について、率直かつ建設的な話合いを行った。また、田中総理大臣および大平外務大臣は、N. V. ポドゴルヌイ・ソ連邦共産党中央委員会政治局員兼ソ連邦最高会議幹部会議長と会見した。

大平外務大臣とグロムイコ外務大臣との間に第３回の定期協議が行われた。

友好的雰囲気の中に行われたこれらの会談において双方は、日ソ関係が、1956年の日ソ共同宣言により外交関係が回復して以来、広範な分野において順調な発展を遂げており、特に、近年においては政治、経済および文化の面において両国間の関係の進展が著しいことに満足の意を表明した。双方は、内政不干渉および互恵平等の原則に基づき日ソ間の善隣友好関係を増進することは、日ソ両国民の共通の利益に応えるのみならず、極東ひいては世界の平和と安定に大きく貢献するものであることを認め、このために、両国関係の一層の発展に努力する旨の決意を表明した。

１、双方は、第二次大戦の時からの未解決の諸問題を解決して平和条約を締結することが、両国間の真の善隣友好関係の確立に寄与することを認識し、平和条約の内容に関する諸問題について交渉した。双方は1974年の適当な時期に両国間で平和条約の締結交渉を継続することに合意した。

２、双方は日ソ間経済協力の拡大の方途につき意見交換を行った。その結果、双方は、互恵平等の原則に基づく両国間の経済協力を可能な限り広い分野で行うことが望ましいと認め、特にシベリア天然資源の共同開発、貿易、運輸、農業、漁業等の分野における協力を促進すべきである旨意見の一致をみた。双方は日ソおよびソ日経済協力委員会の活動を高く評価した。このような両国間の経済協力の実施に当っては、双方は、それぞれの政府の権限の範囲内で、日本の企業（またはそれらによって組織される団体）とソ連邦の権限ある当局および企業との間で契約が締結されることを促進すること、かかる契約の円滑な、かつ、適時の実施を促進することおよび右契約の実施に関連して政府間協議が行われるべきことについても意見の一致をみた。また、双方は、特にシベリアの天然資源の共同開発に関連して、日ソ間の経済協力が第三国の参加を排除しないことを確認した。

双方は、日ソ漁業に係わる諸問題の解決の方途につき、意見交換を行った。

その結果、双方は、長期かつ安定した北洋漁業の確立のため漁獲量を定める問題を含め、適切な措置をとることに合意し、両国主管大臣間の協議を可及的速やかに開催することにつき、意見の一致をみた。

双方は、別途合意される水域における日本人漁夫の操業についての従来から開始されている交渉に関し意

見を交換し、この問題についての交渉を継続することに合意した。

双方は、科学技術の分野における政府間の交流の拡大を有益と認め、10月10日、日本側大平外務大臣とソ連側グロムイコ外務大臣との間で科学技術協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定が署名されたことを高く評価した。

双方は、文化の分野における交流の順調な発展を満足の意をもって指摘し、10月10日に両国の外務大臣の間で署名された学者および研究者の交換、公けの刊行物の交換、並びに広報資料の配布に関する取極の意義を高く評価した。

双方は、自然の保護および人間環境の保全の分野における日ソ間の接触の増大が必要であることを認め、このための協力の第一歩として10月10日両国の外務大臣の間で渡り鳥および絶滅のおそれのある鳥類並びにその生息環境の保護に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の条約が署名されたことを高く評価した。

双方は、高度に効率的なエネルギー源の開発が世界的なエネルギー問題の解決に貢献することができることを認識して、原子力の平和利用の分野における協力を拡大する必要性を認めるとともに、その第一歩として、両国の科学者および技術者の交換並びに情報の交換を行うことが有意義である旨強調した。

双方は各層にわたる日ソ間の人的交流を積極的に評価し、両国間の一層幅広い交流を奨励すべきである旨意見の一致をみた。双方は、1966年に両国外務大臣間で合意された両国外務大臣間の協議の定期的な実施に賛意を表明した。ソ連側は人道的考慮に基づきソ連邦に居住する未帰還邦人の日本への帰国および従来から実施されている日本人墓地への遺族の墓参に関する田中総理大臣の要請に関して、今後もこれらの問題をしかるべき注意をもって検討する用意がある旨を確認した。

3、双方は、現在の国際情勢の主要な、かつ、双方が関心を有する諸問題につき意見を交換した。双方は、近年国際情勢が全体として緊張緩和の方向に向っていること、および異なった社会体制を有する国家間の関係正常化が一層進展したことに満足の意を表明した。同時に双方は、現在世界の若干の地域で紛争が続いていることに憂慮の念を示すとともに、すべての国が国連憲章に従い、その相互関係において紛争を交渉により解決するとの原則、および武力による威嚇または武力の行使を慎むとの原則を遵守する必要性のあることを強調した。

双方は、国際間の緊張緩和を一層促進し、永続的な世界平和を実現することがすべての国民の利益に係わる現代の根本問題であると見なしている。

また、双方は、国際連合が世界平和の維持と国際協力の促進のため重要な貢献を行っていることを認め、同機構の有効性を強化するため引き続き努力することにつき意見の一致をみた。

双方は、世界の恒久的平和を確立するために、有効な国際的管理の下における軍縮の達成、特に核軍縮の早期実現の重要性を認識して、この目標に向って努力する旨を表明した。

双方は、戦略兵器制限交渉（SALT）関係諸合意および核戦争防止に関する米ソ協定を含む軍備管理および紛争の回避の分野でなされた前進に対し満足の意を表明した。

双方は、アジア情勢に関する意見交換において、ヴィエトナムの和平協定並びにラオスの和平協定および同協定の実施議定書の締結について満足の意を表明した。双方は、これらの協定がすべての当事者により厳格に履行されるならば、インドシナにおける恒久平和確立の可能性を開くものであり、また、ヴィエトナム、ラオスおよびカンボディアの問題の解決は、外部からのいかなる干渉もなしにこれら諸国の国民によって実現されるべきであるとの見解を表明した。

双方は、朝鮮半島において南北の間に対話の途が開かれたことを歓迎した。

双方は、南アジア亜大陸における緊張緩和についての関係諸国の努力に対する歓迎の意を表明した。

双方は、また、アジア諸国の自主性の尊重の上に立ってこれら諸国の自助努力に積極的に協力することこそアジアにおける平和と安定のために大きく貢献する方途である旨を強調した。

双方は、中東における軍事行動の発生に対して大きな懸念を表明し、現在の事態ができる限り速やかに解決されるべきであるとの希望を表明した。

双方は中東における公正かつ永続的平和ができる限り早期に確立されるようにとの希望を表明した。

双方は、国際間の永続的な平和と福祉を増進するため建設的な貢献を行うとの決意を表明した。

4、双方は、率直かつ建設的な精神で行われた両国最高首脳間の直接の対話がきわめて有益であり、かつ、両国関係の発展にとって重要な貢献を行った旨を満足の意をもって表明した。双方は、両国最高首脳間の対話が継続されるべきである旨を強調した。

田中総理大臣は、ソ連邦訪問中に受けた暖かい接遇に対し感謝の意を表明した。

田中総理大臣は日本国政府の名においてブレジネフ・ソ連邦共産党中央委員会書記長、ポドゴルヌイ・ソ連邦最高会議幹部会議長およびコスイギン・ソ連邦大臣会議議長に対し別途合意される時期に日本国を訪問するよう招待した。これらの招待は謝意をもって受諾された。

1973年10月10日に
モスクワで

日本国内閣総理大臣　（署名）
日本国外務大臣　（署名）
ソヴィエト社会主義共和国連邦大臣会議議長（署名）
ソヴィエト社会主義共和国連邦外務大臣　（署名）

24　外務省柳谷情報文化局長談話　本年度の北方地域への政府派遣墓参について

1976年9月4日

1、本年度の北方地域への政府派遣墓参について、ソ連外務省は去る5月7日に、歯舞群島（志発島および多楽島）および色丹島への墓参を許可する旨回答するとともに、墓参団全員は、ソ連本土および樺太への墓参団と同様、有効な旅券とソ連の査証を取得するよう要求してきた。

政府は本件墓参を9月7日～9日に行う予定で実施細目を確定の上、8月24日、ソ連側に申し入れるとともに墓参団は従来どおり外務大臣発行の身分証明書を携行する旨申し入れたところ、ソ連側は、一国の領土に入るためには有効な旅券と査証が必要である旨主張し、前記の要求を繰り返した。

2、これに対し、わが方より、かかる主張を北方地域に適用することは適当でなく、北方地域については、領土問題に対する双方の立場に相違があることを認識し、純粋に人道的見地から本問題を現実的に解決する方法として身分証明書による渡航という慣行が昭和39年以来確立されてきた。しかるに、本年、ソ連側がかかる慣行を変更しようとすることは全く不当であり、日ソ間の信頼関係を損おうとするものであるとして、本件墓参が従来どおり実施できるようソ連側の再考を求め、8月25日にも同様の申し入れを行った。

3、その後、9月3日、ソ連外務省は、在ソ日本大使館を通じ、「墓参団全員は、有効な旅券とソ連の査証を取得することが不可欠である」旨最終的に回答してきた。

4、政府としては、墓参という人道的問題を現実的に解決する方法として永年にわたり確立されてきた慣行をソ連側が本年になり突如変更し、歯舞群島および色丹島がソ連領であることを日本側に認めさせようとする意図に基づく今回の回答を行ったことは到底容認し難いものであり、ソ連側の要求を受け入れるわけにはいかない。

政府としては、今後、北方四島への墓参が従来どおり人道的見地に立って現実的な方法で実現するようソ側の再考を促したい。

25　200海里漁業水域の暫定措置の実施に関する ソ連邦大臣会議の決定についての日本国政府の立場表明

1977年2月25日官房長官談話

タス通信によれば、2月24日、ソ連邦大臣会議は客年12月10日付ソ連邦最高会議幹部会令第6条に基づく暫定措置を一定の対象水域において3月1日より実施する旨決定した。

右対象水域には、わが国固有の領土であり、政府が日ソ平和条約交渉においてその一括返還を求めている北方四島の周辺水域が含まれている。

今般、ソ連側が、これら北方四島の周辺水域を一方的にソ連邦の漁業規制対象水域に含めたことは極めて遺憾であり、わが国としてはこれを認めることができない。

26　北方領土における軍事施設構築等に関する対ソ申入れ要旨

1979年2月5日

1、過去久しきにわたり日本国政府はソヴィエト連邦政府に対し、歴史的事実に照らしかつ国際法上の見地より疑いもなく日本国の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の一日も速やかなる返還を求めるとともに、日ソ関係を真の相互信頼に基づく安定的な基礎の上に発展せしめるためには、この領土問題を解決することによって平和条約を締結することが不可欠である所以を繰返し指摘してきた。

2、日本国政府が入手した種々の情報によれば、最近、国後島及び択捉島の両島においてソ連側による新たな軍事力の配備及び施設の構築が進められていると判断するに足る十分な根拠がある。これらの諸島におけるかかる軍事力の配備及び施設の構築は、北方領土問題の早期かつ平和的な解決の精神に逆行するものであり、

一貫して国際平和に寄与する政策を追求し、ソ連邦との間にも均しく友好関係の促進に努めてきた日本国政府としては、ソ連側のかかる新たな軍事的措置を深く遺憾とせざるを得ない。

3、日本国政府はソヴィエト連邦政府に対し、前記1の基本的立場を改めて確認し、日本国民の一致した願望である北方領土の速やかなる返還を求め、ここにソ連側による前述の措置につき抗議するとともに、かかる措置が速やかに撤回されるよう強く要求するものである。

27 「北方領土の日」設定等に関するソ連側口頭声明

1981年1月20日

ソ連では、最近日本において政府の側からの積極的な鼓舞の下にいわゆる領土問題をめぐる宣伝キャンペーンが行われていることに注目している。

右キャンペーンが公的権力によって方向付けられ鼓舞されていることは、最近の一連の事実が改めて証明している。最近日本政府によって行われた2月7日を「北方領土の日」とする決定がそれである。2月7日に計画されている首相及び国会両院議長の参加する集会の開催に関する東京からの報道もそれである。また学校のカリキュラムに「北方領土」問題を加えるという政府が打ち出した学校教育システムを改訂する路線もそれである。日本政府のかかる類の行為は、ソ連に対する非友好的でかつソ日関係において達成された肯定的な成果を破綻に導く行為であるとしか性格づけることはできない。日本政府が意識的にソ日関係を複雑化させようとしているとの印象を受ける。

当然のことながらわれわれはこのことから然るべき結論をひき出さざるを得ない。

存在しない「領土問題」を人工的にあおるために日本政府がどのような措置をとろうとも、ソ連の立場がこのために変わることはありえないことを、日本政府は明確に理解すべきである。この立場は極めて明確である。即ち、ソ日関係にはいかなる領土問題も存在しない。このことは、ソ連側から日本の指導者達に対し何回となく声明してきた。根拠のない領土的要求を提起することではなく、ソ連との善隣関係の確立に対する冷静かつ現実的なアプローチこそ、日本自身の利益と極東とアジア全体の安全確保の利益に応えるであろうことをわれわれは深く確信している。

28 「北方領土の日」設定等に関するソ連側口頭声明に対する日本側の反論

1981年1月28日

本年1月20日、ソ連側政府によって行われた北方領土問題に関する口頭声明に関連して次のとおり申し述べる。

日ソ間に厳存する未解決の領土問題を解決して平和条約を締結することが両国にとっての最も基本的な課題であることは、戦後の両国関係の最も基本的文書たる1956年の日ソ共同宣言等からも明白であり、日本国政府はこの基本的な課題を解決することこそが日ソ関係を真の相互理解に基づく安定的な基礎の上に発展させるために不可欠であることをこれまで累次にわたりソ連政府に強調してきた。

わが国における北方領土返還要求はこのような真の日ソ友好善隣関係を確立せんとする日本国民の総意であり、このことは累次の国会決議の採択等において明確に示されているとおりである。日本国政府は、かかる国民的要求をソ連側が正しく理解するよう求めてきた。

しかるに、ソ連はこのような日本国民の総意を無視して北方領土の不法占拠を続けるのみならず、新たな軍事力の配備及び施設の構築を行っている。日本国民にとってはかかる行為こそ正に日ソ善隣友好の精神に逆行する国民に対する最も非友好的な行為であり、日ソ関係において達成された肯定的な成果をも破綻に導く行為であると言わざるを得ない。

今般のソ連側の口頭声明は、わが国における北方領土返還運動をソ連に対する非友好的キャンペーンであるとし、日本国政府による「北方領土の日」制定等の行為を非難し、日本国内の学校教育のカリキュラムにまで言及している。昨年11月国会において全会一致で採択された決議を踏まえた日本国政府による「北方領土の日」制定に対する非難、更には「北方領土の日」の集会への出席者や日本の学校教育の内容にまで立入った今般のソ連側の声明は、日本側にとって驚きであり到底受入れることはできないものである。

既に述べたとおり、日本国政府は真の日ソ友好善隣関係の発展を望み、そのためにこそ北方領土問題の解決が不可欠であるとの認識に基づいて行動している。日本国政府はソ連側がかかる日本側の真意を正しく理解することをここに重ねて強く要請するものである。

更に、日本国政府は、この機会に改めてソ連が北方領土における軍備強化の措置を速やかに撤回するよう強

く要求するとともに、ソ連政府が北方領土返還を求める日本国民の真意を正しく理解し、北方領土問題の解決に向けて日ソ間の友好善隣関係の発展にふさわしい態度を示すことを強く求めるものである。

29　北方領土問題についての海外広報活動に関するソ連側口頭申入れ要旨

1981年8月6日

ソ連邦に対する自己の不法な領土要求に対する支持を取りつける目的で、他国にアピールを行っている最近の日本政府の試みは看過するわけにはいかない。これは、特に、サンフランシスコ平和条約の署名国の地図出版社に対し、国後、択捉、歯舞、色丹の島々をソ連邦に属するのではなく、日本に属するように表記するため、これらの出版社により発行されている地図に変更を加えるよう申し入れていることが、証明している。

これが唯一の事実ではない。日本の大使館及び他の在外代表機関を通じて、周知の歴史的事実が歪曲され、ソ連邦の領土に対する根拠のない要求が提起されている多種多様の公的機関による出版物を含む資料が配布されている。日本政府の指導者たちは、かかる要求を提起するため、国連の演壇をも利用している。

かかる日本側の行動は、領土保全及び国家主権の尊重という一般に承認されている規範に矛盾しており、その本質において、第二次世界大戦の諸結果の変更と戦後日本が負った義務の放棄に向けられたものである。

ソ連邦に対する領土要求のキャンペーンを人工的に煽動するためにいかなる手段がとられようとも、また、この作り出された問題に対し他国の関心をひきつけようとする試みがどのような規範及びどのような形式により行われようとも、ソ連邦の立場は不動であることが日本において理解されなければならない。

30　北方領土についての海外広報活動に関するソ連側口頭申入れに対する日本側反論要旨

1981年8月31日

自国の領土に関し、ある国の地図に正確な記載がなされていない場合にその訂正を当該地図出版社に申し入れることは当然であり、またわが国がその主張、立場を国連の場を含め国際的に広報することも当然の行為である。

日本は、サンフランシスコ平和条約の諸規定を厳格に遵守しているところ、わが国が返還を求めているのは同条約第２条（c）に従ってわが国が放棄した千島列島に含まれないわが国固有の領土たる北方領土――具体的には歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島であり、これらの諸島をソ連はなんらの法的根拠なしに不法に占拠している――なのであって、かかるわが国の行動が「領土保全及び国家主権の尊重という一般に承認されている規範に矛盾しており、その本質において、第二次世界大戦の諸結果の変更と戦後日本が負った義務の放棄に向けられたものである」とのソ連側の非難には何らの根拠もない。

31　SS－20シベリア移転配備問題及びわが国外交活動等に関するソ連側報道機関の論評に関する対ソ申入れ抜粋

1983年1月25日

去る1月17日、グロムイコ外務大臣はドイツ連邦共和国訪問中、中距離核戦力交渉問題に触れ、「中距離ミサイルのうち、欧州地域で合意された数を越えるものは、西欧の目標に到達出来ないシベリアの線以遠に配備されることとなろう」との趣旨の発言を行った。我が国としては累次明らかにしている通り、中距離核戦力に関する米ソ間の交渉が実質的に進展し、東西間の軍事バランスが出来る限り低い水準で均衡することを希望しているところであるが、ソ連が同交渉の結果として中距離ミサイルをシベリアに新たに移動させることを考慮しているのであれば、日本側としてこれを深刻に受けとめざるを得ない。また、先般、一部の西独紙はアンドロポフ・ソ連共産党書記長がフォーゲル・ドイツ連邦共和国社会民主党首相候補に対し「ソ連兵器の一部は廃棄され、一部は撤去されて日本における新たな基地とのバランスをはかるべく極東に移転される」旨述べたと報じている。

もし、かかる報道が正しいとすれば日本側としてはこのようなソ連側の考え方を受け入れることが出来ず、且つこのような危険な考え方を遺憾とせざるを得ない。

そもそも我が国が進めているのは、全く自衛のための必要最小限度の抑止力の整備であり、このような我が国の抑止力の整備を理由にソ連の核兵器が極東に移転されることは的外れと言わざるを得ない。また既に極東に現存する中距離ミサイルに加え、新たなミサイルを同地域に移転することはアジアの緊張を不心要に増大させるものであり、ひとり我が国のみならず他のアジア諸国の批判をよぶことになろう。極東におけるミサイル

の削減の問題については、昨年５月、故ブレジネフ書記長は、ソ連はソ連のミサイルが対峙している核手段の保有者とのみ交渉するとの態度を明らかにしたが、これは核を有さぬ国とは核兵器削減問題については話し合いさえも行わないとする「強者の論理」に他ならない。

また、近年、極東におけるソ連の急速な軍備拡大は、この地域の平和と安定にとって大きな不安を与えている。日本側の度重なる抗議にもかかわらず、昨年末には我が国の北方領土に従来は飛来して来なかった新たなソ連軍用機が飛来する等北方領土におけるソ連の軍備増強が継続していることは極めて遺憾であり、この機会にこの点についても日本側の考え方を表明しておきたい。

32　日ソ共同コミュニケ（抜粋）

1986 年 1 月 19 日

エ・ア・シェヴァルナッゼ・ソ連邦共産党中央委員会政治局員兼外務大臣は、日本国政府の招待により、1986 年 1 月 15 日から 19 日まで日本国を公式訪問した。

東京滞在中エ・ア・シェヴァルナッゼ・ソ連邦外務大臣は、中曽根康弘日本国総理大臣と会見した。中曽根康弘総理大臣は、以前に伝達されたエム・エス・ゴルバチョフ・ソ連邦共産党中央委員会書記長に対する日本国への公式訪問の招待を確認した。

エ・ア・シェヴァルナッゼ・ソ連邦外務大臣は、右招待に対し謝意を表明した。

エ・ア・シェヴァルナッゼ・ソ連邦外務大臣は中曽根康弘総理大臣に対し、日本国総理大臣のソ連邦公式訪問招待を内容とするエム・エス・ゴルバチョフ・ソ連邦共産党中央委員会書記長の書簡を伝達した。

安倍晋太郎日本国外務大臣とエ・ア・シェヴァルナッゼ・ソ連邦外務大臣は定期協議としての会談を行ない、同会議では、日ソ関係の諸問題及び双方が関心を有する国際問題について討議が行われた。

(略)

両大臣は、1973 年 10 月 10 日付けの日ソ共同声明において確定した合意に基づいて、日ソ平和条約の内容となり得べき諸問題を含め、同条約締結に関する交渉を行った。双方は、モスクワにおいて行われる次回協議の際にこれを継続する旨合意した。

(以下、省略)

33　第 27 回党大会ゴルバチョフ書記長演説（日本関係部分）

1986 年 2 月 25 日

（資本主義、米帝国主義、その先導的役割を果している多国籍企業の活動と民族国家の利益との間の矛盾に言及の上で）

３つの現代帝国主義センターすなわち米国、西欧及び日本の相互関係には顕在的、非顕在的矛盾が満ちている。60 年代末まで米国が我が物とした最も身近な競争相手に対する経済上、金融上、技術上の優位は、深刻な試練をこうむった。西欧及び日本はパトロンたるアメリカを何らかの面で圧迫することに成功した。彼らは先端技術のような伝統的な米国の覇権領域でも米国に挑戦している。

34　日ソ共同コミュニケ（抜粋）

1986 年 5 月 31 日

安倍晋太郎日本国外務大臣は、ソ連邦政府の招待により 1986 年 5 月 29 日から 31 日までソヴィエト社会主義共和国連邦を公式訪問した。

安倍晋太郎日本国外務大臣は、エム・エス・ゴルバチョフ・ソ連邦共産党中央委員会書記長と会見した。会見は、率直な雰囲気の下で行われ、国際情勢の枢要な諸問題及び日ソ関係の発展の現状と見通しに関する原則的な諸問題が討議された。

(略)

安倍晋太郎日本国外務大臣とエ・ア・シェヴァルナッゼ・ソ連邦共産党中央委員会政治局員兼外務大臣は定期協議としての会談を行い、同会議では、二国間関係の諸問題及び双方が関心を有する国際問題について討議が行われた。

(略)

両大臣は、1973年10月10日付の日ソ共同声明において確定した合意に基づいて、日ソ平和条約の内容となり得べき諸問題を含め、同条約締結に関する本年1月に東京で行われた交渉を継続した。双方は、東京において行われる次回協議の際にこれを継続する旨合意した。
(以下、省略)

35　ウラジオストクにおけるゴルバチョフ書記長演説（日本関係部分）
1986年7月28日

対日関係についてここにも好転の兆しが見られる。この転換が生じるのは、好ましいことである。世界における両国の客観的状況は、健全な現実主義的基盤に立ち、過去の諸問題にわずらわされない平静な雰囲気の中で徹底的に協力することを求めている。今年に端緒が開かれ、外相の相互訪問が実現した。最高レベルでの相互訪問が議題に上っている。

経済協力は相互の利益となる。これはなによりもまず、日本企業との実務的接触がすでに実施されているわが国の沿岸地域について言える。ソ連と日本の近接する地域に共同の企業を設立する問題も、討議することができる。海洋資源の調査と総合開発における長期的協力を組織したり、宇宙の平和的研究および利用の計画を突き合わせたりできないはずはない。日本人には、経済外交と呼ばれる関係活性化の方法があるようだ。それを今回ソ日協力に役立させよう。

36　クラスノヤルスクにおけるゴルバチョフ書記長演説（日本関係部分）
1988年9月16日

ソ日関係の状態は、疑いなくこの地域の情勢全体にとり重大な意味を有する。石橋元社会党委員長、安倍自民党幹事長、不破共産党副議長、土井社会党委員長といった一連の日本の著名な政治家との会談並びに日本の社会団体や文化人との書簡やメッセージの交換によって、私にはソ日関係の問題点とその停滞打破の可能性がよりよく見えるようになった。

最近の中曽根前総理との率直な会談によって、二国間及び地域の利益のバランスに基づいて両国関係を活発化するための土壌と双方の志向が存在することに、私はますます確信を持つようになった。この様な肯定的な傾向が今後の政府的接触の進展に際して、継続され、((注) ソ日関係をより高いレベルに引上げ)、正常な発展の道へと導き出すことを希望する。

ソ連においては、日本の全国知事会との交流が再開したことや日本がソ連の主要な貿易・経済パートナーの地位に復帰することに日本の実業界が再び関心を示し出したことを然るべく評価している。信頼譲成を妨げている人道及び漁業分野で存在する問題は克服できると考える。しかしながら、米国との「負担の分担」の枠組みの中で日本がその軍事的潜在力を継続的に増強していることは、ソ連人及び日本の遠近いずれの隣人をも不安にしていることを指摘せざるを得ない。

軍事目的へのGNPの1%は控え目のように見える。しかし、もしその実際額を日本の増大する経済力と共に考えるならば、この1%を極めて深刻に考えざるを得ない。日本人は、現代世界において軍国主義に頼らずに大国のステータスを得ることが可能であることを実証したように思われる。事実、疑問が起こる。何故に全人類にとってこのようにユニークで非常に教訓的な経験の価値を失墜させるのであろうか。何故、諸国民の目の前で全世界に拡がる日本の経済的プレゼンスの並外れた活力に対し、戦前及び戦中の歴史的連想によって重荷を負わせるのであろうか。
(注) 括弧内の語句は、プラウダ掲載の演説テキストでは脱落している。

37　日ソ共同コミュニケ（抜粋）
1988年12月21日

エ・ア・シェヴァルナッゼ・ソ連邦共産党中央委員会政治局員兼外務大臣は、日本国政府の招待により、1988年12月18日から21日まで日本国を公式訪問した。

エ・ア・シェヴァルナッゼ・ソ連邦外務大臣は、竹下登日本国総理大臣と会見した。同会見において双方は、両国の最高首脳間の対話が二国間関係の一層の発展に大きな意義を有することを強調した。この関連で竹下登総理大臣は、エム・エス・ゴルバチョフ・ソ連邦最高会議幹部会議長兼共産党中央委員会書記長に対する日本

国公式訪問の招待を確認した。
(略)
宇野宗佑日本国外務大臣とエ・ア・シェヴァルナッゼ・ソ連邦外務大臣は、定期協議としての会談を行い、同会談では日ソ関係の諸問題及び双方が関心を有する緊要な国際問題について討議が行われた。
(略)
両大臣は、1973年10月10日の日ソ共同声明において確定した合意に基づいて、日ソ平和条約の内容となり得べき諸問題を含め、同条約締結に関する交渉を行った。同交渉において、双方は、両国関係に存在する困難の除去に関し、その歴史的及び政府的側面についてのそれぞれの認識を述べた。
この関連で、両大臣は、両大臣間で行われている平和条約締結交渉を一層促進するため、外務次官レベルの常設作業グループを設け、同作業グループにおいて討議を続けることを指示する旨合意した。
双方は、両国の外務次官級協議が毎年行われていることを積極的に評価し、同協議の継続に賛意を表明した。次回の協議は、東京において、1989年の双方の間で合意される時期に行われる。
(以下、省略)

38 第９回日ソ外相間定期協議日ソ共同新聞発表（抜粋）

1989年5月5日於モスクワ

宇野宗佑日本国外務大臣は、ソ連邦政府の招待により1989年4月30日から5月5日までソ連邦を公式訪問した。
宇野外務大臣は、エム・エス・ゴルバチョフ・ソ連邦共産党中央委員会書記長兼ソ連邦最高会議幹部会議長と会見した。
(略)
宇野外務大臣と、エ・ア・シェヴァルナッゼ・ソ連邦共産党中央委員会政治局員兼ソ連邦外務大臣は定期協議としての会談を行い、同会談では、日ソ関係の重要な諸問題及び双方が関心を有する国際問題の広範な分野について深い意見交換が行われた。
(略)
両大臣は、1973年10月10日の日ソ共同声明において確定した合意に基づいて、日ソ平和条約締結に関する交渉を行った。同交渉において双方は、両国関係に存在する困難の除去に関する諸側面についての認識を述べ、平和条約を締結するため、平和条約常設作業グループにおける討議を含め、交渉を一層促進することに合意した。
(以下、省略)

39 我が国国民の北方領土入域問題に関する閣議了解

1989年9月19日

戦後40年以上を経た今日も我が国固有の領土である北方領土のソ連による不法占拠が継続しており、政府は、国民の総意及び国会の関係諸決議に基づき北方領土返還を実現するための交渉を行っている。
このような状況の下で、最近一部の我が国国民がソ連当局の査証の発給を受けて北方領土に入域するという事例が見られたが、我が国国民がソ連の出入国手続に従うことを始めとしてソ連の不法占拠の下で北方領土に入域することは、我が国固有の領土たる北方領土に関する国民の総意及びそれに基づく政府の政策と相いれないものである。
このことについて、我が国の多数の遺族が過去に約10年間にもわたり人道上の問題である北方領土墓参の中断を余儀なくされたことが想起されるべきである。
以上にかんがみ、政府は、国民に対し、北方領土問題の解決までの間、このような北方領土への入域を行わないよう要請することとする。

40 我が国国民の北方領土入域問題に関する内閣官房長官談話

1989年9月19日

1、北方領土問題の解決は、我が国国民の強い願いである。
北方領土は我が国固有の領土であるにもかかわらず、遺憾なことに戦後40年以上を経た今日もなおソ連

の不法占拠の下に置かれている。

この北方領土の一括返還を実現して日ソ平和条約を締結し、両国間に真の相互理解に基づく安定的な関係を確立することは、我が国対ソ外交の基本方針であり、政府は、国民の総意及び国会での全党一致による累次の北方領土問題解決促進決議に基づき、従来からそのための交渉を粘り強く続けてきたところである。この交渉は、昨年12月の日ソ外相間定期協議以来活発化しているが、ソ連の立場については、残念ながら、依然として実質的な変化が見られない状況である。

2、他方、最近、ソ連は、その不法占拠による施政の下で北方領土への我が国国民の入域を受け入れるとの政策をとり始め、その結果、一部の我が国国民がソ連当局の査証発給を受けて北方領土に入域するとの事例が見られた。

3、そこで、政府としては、国民各位に対し、ソ連の不法占拠下にある北方領土への入域の問題点をお伝えして御理解を求めたい。

4、即ち、我が国国民がソ連の出入国手続に従うことを始めとしてソ連の不法占拠による施政の下で北方領土に入域することは、北方領土が我が国の領土であるにもかかわらず、あたかもソ連の領土であるかのごとく入域することであり、北方領土に関する国民の総意及び国会の関係諸決議並びにそれらに基づく政府の政策と相いれないものである。

また、人道上の問題である北方領土への墓参に関し、昭和51年にソ連側が、長年にわたり確立されてきた慣行に反し、我が国墓参団に対し外国に旅行する場合と同じように旅券･査証方式を要求してきたために、我が国の多数の遺族の方々が、その後約10年間にもわたりこの墓参の中断を余儀なくされ、その結果一部の遺族におかれては墓参を果たせないまま亡くなられたとの経験があったことが想起されるべきである。

更に、このような入域が、現在政府が行っている対ソ交渉に政治的影響を及ぼす可能性があることも留意されるべきである。

よって、政府としては、国民各位に対し、北方領土問題の解決までの間、このような北方領土への入域を行わないよう要請するものである。

5、以上のことは、もとより通常の日ソ間の交流の進展を妨げる趣旨のものではなく、また、政府としては、今後とも、北方領土問題を解決して日ソ平和条約を締結するために鋭意努力を重ねていく所存である。

41　エリツィン大統領の「北方領土問題五段階解決論」

1990年1月16日、アジア調査会での講演より

北方領土問題は５つの段階を踏みながら解決すべきだ。というのはソ連の世論の中には「領土問題は存在しない」という長い間の固定観念があり一挙に解決するのは不可能だからだ。

一部の人のようにソ連の指導者が「四島すべてを譲渡してしまえ」と言ったとしたら、今の状態ならその指導者はとたんに更迭されてしまう。

第１段階：ソ連の側から領土問題は存在していると公式に宣言する。
これはゴルバチョフ議長（当時）の来日時に実現する。

第２段階：四島を日本にとって自由興業地帯とし、日本からの移住も簡便化する。「最恵国待遇」を日本に与えるわけだ。この段階までに必要な期間は２、３年だろう。

第３段階：四島の非軍事化を実施する。しかし、これは簡単には進まないだろう。四島はソ連の国家に所属しているというよりソ連軍に所属しているからだ。

第４段階：日本側に歩み寄ってもらい平和条約を締結する。平和条約締結は領土問題解決に向けてのプロセスを促進すると考える。この４段階までを15年以内に実施したい。実現すれば（北方四島の）中でも肯定的な変化が生じるだろうし、日ソ関係はあらゆる分野で飛躍的に改善しよう。

第５段階：最終的に問題を解決するのは我々の次の世代だ。その場合、次の世代に押しつけることにならない範囲内で３つのバリエーション（選択肢）を提案することができる。それは①四島を日ソ両国の共同管理、共同庇護のもとに置く、②四島を自立した自由な島とする、③日本に引き渡すことも除外されない、の３点だ。次の世代には考え方も新しくなり、政治、文化、世界情勢、安全保障問題も変化し、相互理解、世論も好転しているだろう。ありきたりではない解決策を見つけ出すのではないか。

42 ヒューストン・サミット

議長声明（抜粋）　1990年7月10日

我々は、アジア・太平洋地域においては、欧州において、東西関係を特徴付けてきた、和解、兵力引離し及び緊張緩和というプロセスと同一のプロセスが未だ見られていないことにつき、懸念を表明した。この点に関し、我々は、日ソ関係正常化の上で不可欠な措置としての、北方領土問題の早期解決を支持する。

経済宣言（抜粋）　1990年7月11日

46. 我々は、北方領土に関するソ連との紛争の平和な解決が日本政府にとり有する重要性に留意した。

43 日ソ共同新聞発表（抜粋）

1990年9月7日

エ・ア・シェヴァルナッゼ・ソヴィエト社会主義共和国連邦外務大臣は、日本国政府の招待により、1990年9月4日から7日まで日本国を公式訪問した。

東京滞在中、エ・ア・シェヴァルナッゼ・ソヴィエト社会主義共和国連邦外務大臣は、天皇陛下から謁見を賜った。

エ・ア・シェヴァルナッゼ外務大臣は、海部俊樹日本国総理大臣と会見した。エ・ア・シェヴアルナッゼ外務大臣は、海部俊樹総理大臣に対し、1991年4月を目処に日本国を公式訪問する意向を確認するエム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領の口頭メッセージを伝達した。訪問の具体的時期は、外交経路を通じて合意される。

中山太郎日本国外務大臣及びエ・ア・シェヴアルナッゼ・ソヴィエト社会主義共和国連邦外務大臣は、エム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領の日本国公式訪問の問題について話合いを行った。

(略)

両大臣は、両国政府間でその締結のために一層集中的な交渉が行われている日ソ平和条約の問題並びに経済、科学技術、文化、人道及び二国間関係のその他の分野における実質的な前進に向けての合意が、最高レベルの話合いにおいて達成されることについての共通の期待を表明した。

(略)

両大臣は、1973年10月10日の日ソ共同声明において確定した合意に基づいて、日ソ平和条約締結に関する交渉を継続した。同交渉において双方は、両国関係に存在する困難の除去に関する諸側面についての認識を述べ、平和条約を締結するため、交渉を一層促進することに合意した。両大臣は、平和条約作業グループの活動を肯定的に評価した。

(以下、省略)

44 日ソ共同新聞発表（抜粋）

1991年1月23日於モスクワ

中山太郎日本国外務大臣は、ソヴィエト社会主義共和国連邦政府の招待により、1991年1月21日から23日までソヴィエト社会主義共和国連邦を公式訪問した。

中山太郎日本国外務大臣は、エム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領と会見した。エム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領は、1991年4月中旬に日本国を訪問する意向を確認した。中山太郎日本国外務大臣は、日本国政府を代表して、エム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領の訪日を歓迎した。訪問の具体的時期は、外交経路を通じて合意される。

中山太郎日本国外務大臣及びア・ア・ベススメルトヌィフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦外務大臣は、エム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領の日本国公式訪問の問題についての話し合いを継続した。

(略)

両大臣は、1973年10月10日の日ソ共同声明において確定した合意に基づいて、日ソ平和条約締結に関する交渉を継続した。同交渉において双方は、両国関係に存在する困難の除去に関する諸側面についての認識を

述べ、平和条約を締結するため、交渉を一層促進することに合意した。両大臣は、平和条約作業グループの活動を肯定的に評価した。平和条約作業グループの次回会合を本年２月に開催するとの合意が達成された。
（以下、省略）

45　日ソ共同新聞発表（抜粋）

1991 年 3 月 30 日

ア・ア・ベススメルトヌィフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦外務大臣は、日本国政府の招待により、1991 年 3 月 29 日から 31 日まで日本国を公式訪問した。

ア・ア・ベススメルトメィフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦外務大臣は、海部俊樹日本国内閣総理大臣と会見した。

（略）

中山太郎日本国外務大臣及びア・ア・ベススメルトヌィフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦外務大臣は、エム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領の日本国公式訪問についての協議を継続した。

（略）

両大臣は、1973 年 10 月 10 日の日ソ共同声明において確定した合意に基づいて、日ソ平和条約締結に関する交渉を継続した。同交渉において双方は、両国関係に存在する困難の除去に関する諸側面についての認識を述べ、平和条約を締結して日ソ関係に新たな時代を開くための交渉を一層促進することに合意した。

（以下、省略）

46　日ソ共同声明（抜粋）

1991 年 4 月 18 日東京で署名

1　エム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領は、日本国政府の招待により、1991 年 4 月 16 日から 19 日まで日本国を公式訪問した。エム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領には、ア・ア・ベススメルトヌィフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦外務大臣その他の政府関係者が同行した。

2　エム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領夫妻は、4 月 16 日、皇居にて天皇、皇后両陛下と会見した。

3　エム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領は、海部俊樹日本国内閣総理大臣と、平和条約締結交渉を含む日ソ間の諸問題及び相互に関心を有する主要な国際問題について率直かつ建設的な話し合いを行った。エム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領は、海部俊樹日本国内閣総理大臣に対し、ソヴィエト社会主義共和国連邦を公式訪問するよう招待し、この招待は、謝意をもって受諾された。訪問の具体的時期は、外交経路を通じて合意される。

4　海部俊樹日本国内閣総理大臣及びエム・エス・ゴルバチョフ・ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領は、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の帰属についての双方の立場を考慮しつつ領土画定の問題を含む日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約の作成と締結に関する諸問題の全体について詳細かつ徹底的な話し合いを行った。

これまでに行われた共同作業、特に最高レベルでの交渉により、一連の概念的な考え方、すなわち、平和条約が、領土問題の解決を含む最終的な戦後処理の文書であるべきこと、友好的な基盤の上に日ソ関係の長期的な展望を開くべきこと及び相手側の安全保障を害すべきでないことを確認するに至った。

ソ連側は、日本国の住民と上記の諸島の住民との間の交流の拡大、日本国民によるこれらの諸島訪問の簡素化された無査証の枠組みの設定、この地域における共同の互恵的経済活動の開始及びこれらの諸島に配置されたソ連の軍事力の削減に関する措置を近い将来とる旨の提案を行った。日本側は、これらの問題につき今後更に話し合うこととしたい旨述べた。

総理大臣及び大統領は、会談において、平和条約の準備を完了させるための作業を加速することが第一義的に重要であることを強調するとともに、この目的のため、日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦が戦争状態の終了及び外交関係の回復を共同で宣言した 1956 年以来長年にわたって二国間交渉を通じて蓄積されたすべての肯定的要素を活用しつつ建設的かつ精力的に作業するとの確固たる意思を表明した。

同時に、日本国と日本国に隣接するロシア・ソヴィエト連邦社会主義共和国を含むソヴィエト社会主義共和国連邦との間の相互関係における善隣、互恵及び信頼の雰囲気の中で行われる貿易経済、科学技術及び政

治の分野での並びに社会活動、文化、教育、観光、スポーツ、両国国民間の広範で自由な往来を通じての建設的な協力の展開が、合目的的であると認められた。

5　双方は、政治対話の拡大が日ソ関係の増進にとって有益かつ効果的な方途であることを確信し、最高首脳レベルでの定期的な相互訪問による政治対話を継続し、深化させ、発展させるために努力するとの決意を表明した。

6　双方は、1966年に合意された両国外務大臣間の協議の定期的な実施の重要性を指摘し、少なくとも年１回、必要な場合にはより頻繁に、協議を行うことを確認した。

7　双方は、両国が、相互の関係において、国際連合憲章第２条に掲げる原則、なかんずく次の原則を指針とすることを確認した。

（イ）その国際紛争を、平和的手段によって、国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように、解決すること。

（ロ）その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使は、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むこと。

（略）

14　双方は、人道的分野における両国間の協力が、両国国民の相互信頼の深化に大きく資するものであることを認め、墓参、捕虜収容所に収容されていた者及びソヴィエト社会主義共和国連邦に常住する日本人の問題に係る協力が活発化していることに満足の意を表明した。

15　双方は、世界的及び地域的規模での国際情勢の改善の過程が不可逆的な性質を持ち、更に発展すべきであることに同意した。双方は、国際の平和及び安全の維持のために努力が継続されることの必要性並びに均衡のとれた形で可能な限り低い軍事力及び軍備の水準を達成するとの課題の重要性を強調した。この関連で、双方は、軍備管理・軍縮面で達成された成果を歓迎し、その誠実な実施の重要性を確認するとともに、この分野において進行中の二国間及び多国間の交渉における速やかな合意の達成を支持した。

16　双方は、湾岸における危機の厳しい教訓を考慮し、核兵器、化学兵器等の大量破壊兵器及びミサイルの不拡散並びに通常兵器の移転に関する透明性及び公開性の増大並びに各国による通常兵器の移転の自主的な管理の強化について、国際の平和及び安全の維持の見地から、国際社会が努力を強化することが必要であるとの認識を共有した。

17　双方は、冷戦体制の終焉とともに急速に変化を遂げつつある現在の国際秩序の中で、国際政治及び国際経済において双方が占める地位及び双方が果たすべき責任にかんがみ、日ソ関係の完全な正常化を達成して飛躍的発展への展望を開くことが重要であり、その現実が両国の利益にこたえるのみならず、アジア・太平洋地域ひいては世界の平和と繁栄に資するとの点で一致した。

18　双方は、国際連合その他の国際機関の活動を高く評価するとともに、これらによる地域紛争の解決並びに世界における相互理解、信頼及び安定の強化並びに現代国際社会における建設的協力及び協調の拡大に対する重要な貢献を高く評価する。双方は、国際連合が政治、経済及び環境の問題並びに麻薬の不法な取引との闘いの問題を含む他の世界的問題の解決に果たす役割の重要性について意見の一致をみた。双方は、平和のための活動に係る国際連合の潜在力を十分に開花させ、国際連合が世界的問題に果たす役割を高めるよう支援するため、両国間で協力及び協議を更に進める必要性につき認識の一致をみた。

双方は、国際連合憲章における「旧敵国」条項がもはやその意味を失っていることを確認するとともに、国際連合の憲章及び機構の強化の必要性に留意しつつこの問題の適切な解決方法を探求すべきことにつき意見の一致をみた。

（略）

1991年4月18日に東京で

日本国内閣総理大臣　海部俊樹

ソヴィエト社会主義共和国連邦大統領

M・ゴルバチョフ

47　ロンドン・サミット

1991年7月16日

議長声明（抜粋）

5　我々は新たな国際協力の精神が、欧州におけると同様、アジアにおいても十分に反映されることを希望する。北方領土問題の解決を含む日ソ関係の完全な正常化は、このことに大きく寄与するであろう。

政治宣言（抜粋）

12　ソヴィエト連邦における抜本的な改革のプロセスに対する我々の支持は引き続き強固なものである。ソヴィエト連邦の新思考外交は、東西間の緊張緩和と多数国間の平和・安全保障システムの強化とに対して多大の貢献を果たしてきたが、我々は、それが地球的規模で適用されていくべきものと信ずる。我々は、この国際協力の新しい精神が、アジアにおいても欧州におけると同様に十分に反映されることを希望する。

48　ブッシュ米大統領訪ソ時の演説

1991年7月30日於モスクワ国際関係大学

「我々は多くの場面で、50年前に戦われた世界戦争に起源を有し、それに引続く長い冷戦によって凍結されていた紛争や争いに直面している。例えば、日本の北方領土返還要求—我々はそれを支持する—のような紛争である。この紛争は、貴国の世界経済への統合を妨げ得るものであり、我々は、双方がそれを解決することを助けるために我々が出来ることなら何でもしたい。」

49　中山外務大臣の第46回国連総会演説（対ソ・対露政策五原則）

1991年9月24日

ソ連における変革の波は、新しい国際政治経済秩序の中でのソ連との協力関係への展望に希望を抱かせるものであります。

我が国は、ソ連における歴史的転換を心から歓迎し、次の原則によりつつ新しいソ連との関係を発展させる所存であります。

第１に、ソ連の内外政策全体にわたる改革に対し強い連帯と支持を表明し、適切かつ効果的な支援を強化・拡大していきます。

第２に、各共和国、特に隣接したロシア共和国との多面的協力を飛躍的に拡充・強化していきます。この関連で、ロシア共和国指導者による「戦勝国と戦敗国との区別の存在しない」新たな国際秩序の形成との考え方を高く評価し、その様な新しい協力関係の強化を目指します。

第３に、開かれたソ連が、真に建設的なパートナーとしてアジア・太平洋地域に受容されるための適切な協力を拡大します。

第４に、ソ連が国際経済体制に統合されるため、IMF、世銀への特別提携関係を始め国際経済機関との協力関係を拡大することを積極的に支持します。

第５に、最も重要な問題として、ロシア共和国がつとに重視する「法と正義」に基づき、両国が１日も早く領土問題を解決して平和条約を締結し、両国関係の抜本的改善を図ることが重要であります。我が国は、日露・日ソ関係の飛躍的発展が新たな国際秩序の構築に創造的な貢献を果たすと確信するものであります。

50　我が国国民の北方領土への訪問について

1991年10月29日閣議了解

我が国国民の北方領土への入域については、政府は、「我が国国民の北方領土入域問題について」（平成元年9月19日閣議了解）により、北方領土問題の解決までの間、これを行わないよう、国民に対し要請してきたところである。

政府としては、平成3年4月18日の日ソ共同声明第4項において、歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島が平和条約において解決すべき領土問題の対象であることが明確に認められ、領土問題の解決を含む平和条約の準備を完了させるための作業を加速することが第一義的に重要であることが確認されたとの新たな状況を踏まえ、北方領土に居住するソ連邦国民との交流の新しい枠組みを策定すべくソ連邦側と交渉を行ってきた。

今般、平成3年10月14日付け日ソ両国外相間の往復書簡により、領土問題の解決を含む日ソ間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、もってそのような問題の解決に寄与することを目的として、かつ、いずれの一方の側の法的立場をも害するものとみなしてはならないとの共通の理解の下に、我が国国民の北方領土への訪問を、旅券・査証なしで行うこと等を内容とする新しい枠組みが作られた。

政府としては、このような趣旨を踏まえれば、当分の間、新しい枠組みの下での北方領土への訪問は、北方領土に居住していた者（これに準ずる者を含む。）、北方領土返還要求運動関係者及び報道関係者で、総務庁長

官及び外務大臣が適当と認めるものが総務庁長官及び外務大臣が定める手続に従い、団体で実施されることが必要であると考える。

北方領土への入域は、今後、本件枠組みの下での訪問及び昭和61年7月2日付け日ソ双方の口上書に基づく墓参のための訪問のみとし、これら以外の北方領土への入域については、引き続き前記平成元年9月19日付け閣議了解に従って対処するよう国民各位の理解と協力を要請する。

51 エリツィン大統領のロシア国民への手紙

1991年11月14日ロシア通信報道

親愛なる祖国民へ

南クリル諸島の運命に対する憂慮を表明した貴方がたの手紙を受け取り、ロシア連邦の立場を説明することが私の義務であると考えます。

私は、今の世代のロシア人には、以前の我が国の指導者が行った政治的な冒険に対し責任はないとの点につき、貴方がたに全く同意します。同時に、新しいロシアの指導部が負う無条件の義務は、今日なおロシアと国際社会との正常な相互関係の発展の障害となっている、過去の政治から踏襲されてきた問題の解決方法を探求することにあります。国際社会の一員としての民主主義的なロシアの将来及びその国際的な権威は、結局のところ、困難な過去の遺産をいかに早く我々が克服し、国際社会の規範を受け入れることが出来るか、すなわち、合法性、正義、国際法の諸原則の無条件の遵守というものを自らの政策の規範となし得るか、ということに多くかかっているのです。

近い将来において我々が解決しなければならない問題の一つに、日本との関係における最終的な戦後処理の達成があります。私は、ロシア人の利益の観点からみて、日本との間に平和条約がないために両国関係が事実上凍結しているという状態に今後とも甘んじていくということは、許し難いことであると確信しています。

周知のとおり、この条約締結への主な障害として、ロシアと日本との間の境界確定問題が提起されています。この問題は、長い歴史を有していますが、最近、ロシア国民の幅広い注意と様々な感情がこの問題に集まって来ています。我々は、この問題に対する自らのアプローチにおいて、正義と人道主義に則りつつ、南クリルの住民をはじめとするロシア人の利益と尊厳を強く守っていくつもりです。私は、貴方がたに対し、南クリルの住民の誰一人の将来も壊さないようにすることを確約します。歴史的に積み重ねられて来た現実を考慮し、その社会・経済及び財産上の利益が十分に確保されるでしょう。

日本との間でいかなる合意が行われる場合も、その出発点となる原則は、我々の単一かつ不可分の偉大な祖国の幸福に対する配慮であります。私は、我が国の歴史上初めて民主的に選ばれた大統領として、貴方がたに対し、ロシアの世論が、自国の政府の意図や計画についての情報を適時に、かつ十分に与えられることを確約します。

貴方がたの理解と支持を衷心より期待しています。

B・エリツィン

52 ロシア連邦政府との関係について

1991年12月27日閣議外務大臣発言要旨

ソ連邦においては、本年8月の政変後、各連邦構成共和国の権限強化の動きが強まっていたが、12月21日、アルマ・アタにおいてグルジア共和国を除くすべての共和国の「独立国家共同体」協定への参加が決定され、ソ連邦の解体は決定的なものとなった。我が国としては、かかる状況の下で、ソ連邦を構成してきた各共和国との関係の処理について早急かつ適切に対処して参る所存である。

特に、我が国に隣接するロシア連邦については、我が国は、ロシア連邦がソ連邦と継続性を有する同一の国家であり、我が国とソ連邦との間で締結されたすべての条約その他の国際約束が我が国とロシア連邦との間で引き続き有効に適用されると理解している。そこで、本27日、宮澤総理大臣よりエリツィン大統領にあて書簡を発出し、その中で、「独立国家共同体」の創設に対する祝意を表明するとともに、以上の我が国の理解を明確にし、更に、ロシア連邦との間で北方領土問題を解決して日露両国関係の飛躍的改善を実現したい旨伝達することと致したい。

53　ミュンヘン・サミット
1992年7月7日

政治宣言（抜粋）

1－9　我々は、法と正義の原則に基づき外交政策を遂行するとのロシアの公約を歓迎する。我々は、このロシアの公約が領土問題の解決を通じた日露関係の完全な正常化の基礎となるものと信じる。

54　日露関係に関する東京宣言
1993年10月13日東京で署名

日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、

冷戦の終焉により、世界が、地球的レベル及び地域的レベルにおいて、更には諸国家間の二国間関係において、対立構造から脱却して国際協力の発展に対し新たな展望を開くような協力へと向かいつつあり、このことは、日露二国間関係の完全な正常化のために好ましい前提を作り出しているとの認識に基づき、

日本国及びロシア連邦が、自由、民主主義、法の支配及び基本的人権の尊重という普遍的価値を共有することを宣言し、

市場経済及び自由貿易の促進が、両国経済の繁栄及び世界経済全体の健全な発展に寄与するものであることを想起し、

ロシア連邦において推進されている改革の成功が、新しい世界の政治経済秩序の構築にとって決定的な重要性を有するものであることを確信し、

国連憲章の目的及び原則の尊重の上に両国関係を築くことの重要性を確認し、

日本国及びロシア連邦が、全体主義の遺産を克服し、新たな国際秩序の構築のために及び二国間関係の完全な正常化のために、国際協力の精神に基づいて協力していくべきことを決意して、

以下を宣言する。

1　日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、ロシア連邦で行われている民主的変革と経済改革が、同国の国民のみならず世界全体にとって極めて重要な意義を有しているとの認識を共有するとともに、同国が真の市場経済への移行に成功し、民主的な国際社会に円滑に統合されることが、世界の安定を強化し、新しい国際秩序の形成過程を不可逆的なものとする上で、不可欠の要因であるとの見解を有する。

この関連で、日本国総理大臣は、

「旧議会支持派がモスクワにおいて引き起こした武力衝突によって多数の犠牲者が出たことは遺憾であるが、事態が収束し、人権の尊重を含む法と秩序が回復されつつあることを歓迎する。

エリツィン大統領が進める民主改革路線及び経済改革への支持が不変であることを改めて確認するとともに、幅広い国民的参加を得た自由かつ公正な新議会選挙によって、国民の意思が反映する真に民主的な社会が誕生し、改革が更に推進されることを強く期待する。」

との先進国首脳からのメッセージをロシア連邦大統領に伝達した。

2　日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、両国関係における困難な過去の遺産は克服されなければならないとの認識を共有し、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題について真剣な交渉を行った。双方は、この問題を歴史的・法的事実に立脚し、両国の間で合意の上作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決することにより平和条約を早期に締結するよう交渉を継続し、もって両国間の関係を完全に正常化すべきことに合意する。この関連で、日本国政府及びロシア連邦政府は、ロシア連邦がソ連邦と国家としての継続性を有する同一の国家であり、日本国とソ連邦との間のすべての条約その他の国際約束は日本国とロシア連邦との間で引き続き適用されることを確認する。

日本国政府及びロシア連邦政府は、また、これまで両国間の平和条約作業部会において建設的な対話が行われ、その成果の一つとして1992年9月に「日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集」が日露共同で発表されたことを想起する。

日本国政府及びロシア連邦政府は、両国間で合意の上策定された枠組みの下で行われてきている前記の諸島に現に居住している住民と日本国の住民との間の相互訪問を一層円滑化することをはじめ、相互理解の増進へ向けた一連の措置を採ることに同意する。

3　日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、政治対話の拡大が日露関係の発展にとって有益かつ効果的な手段であることを確信し、最高首脳レベル、外務大臣レベル及び外務次官級レベルでの定期的な相互訪問によ

る政治対話を継続し、深化させ、発展させることに同意する。

4　日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、軍備管理・軍縮の分野でこれまで達成された成果を歓迎し、その誠実な実施の必要性を確認するとともに、このプロセスを一層促進し、不可逆的なものとすることが重要であるとの認識を共有する。

双方は、核兵器の解体並びにそれに伴う核物質の貯蔵、管理及び処理の問題が全世界の安全保障にとって有する重要性についての認識を共有するとともに、これらの分野において協力する意図を確認する。双方は、また、放射性廃棄物の海洋投棄が、世界的な規模において、なかんずく、周辺諸国の環境に与える影響の見地から、深刻な懸念を惹起していることを確認するとともに、この問題を更に検討するため、日露合同作業部会を通じて緊密に協議していくことに同意する。

双方は、1993年1月にパリにおいて化学兵器の禁止に関する条約が署名されたことを歓迎するとともに、この条約が可能な限り多数の国の参加を得て世界の平和と安定に寄与することへの期待を表明する。双方は、また、大量破壊兵器及びこれらの運搬手段並びに関連の資機材、技術及び知識の不拡散を実効的に確保し、通常兵器の移転に係る透明性を向上させるために相互に密接に協力していくことに同意する。

5　日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、自由と開放性という共通の原則を基礎として、アジア・太平洋地域が21世紀の世界において目覚ましい発展を遂げる可能性があることについて共通の見解を有する。双方は、ロシア連邦が法と正義の原則を実践することにより、この地域において積極的かつ建設的なパートナーとなり、この地域の諸国間の政治・経済関係の発展に一層貢献していくことの意義を確認するとともに、この課題を実現するためには、この地域において重要な役割を果たしている日本国とロシア連邦の関係の完全な正常化が、この地域を平和で安定した地域とすること並びにロシア連邦を含むすべての国々及び地域に開放された自由貿易体制を基礎とする経済面での協力の発展の場とすることとの関連で、本質的に重要であるとの認識を共有する。

日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、アジア・太平洋地域における平和と安定の強化が必要であるとの共通の認識に立脚しつつ、安全保障面を含む広範な諸問題に関する両国政府当局間の対話の重要性を確認し、このような交流を更に活発化させることに同意する。

6　日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、国際連合が、変化する国際情勢に適合しつつ新たな世界平和の維持と創造のために中心的な役割を果たし得るよう、その機能、組織の在り方を含めた議論が国際連合において重ねられていることに注目するとともに、地球的規模の諸問題及び地域的諸問題の解決に向けた国際連合の努力に対する両国の貢献を活性化し、もって国際連合の権威を一層高めるよう、共通の努力を払うことに同意する。

1993年10月13日に東京で

日本国総理大臣　細川護熙
ロシア連邦大統領　B・N・エリツィン

55　オ・エヌ・サスコベッツ・ロシア連邦第一副首相の訪日に関する日露共同新聞発表（抜粋）

1994年11月29日

1　オ・エヌ・サスコベッツ・ロシア連邦第一副首相は、日本国政府の招待により、1994年11月27日より12月1日まで日本国を公式訪問した。

東京滞在中、オ・エヌ・サスコベッツ・ロシア連邦第一副首相は、村山富市日本国内閣総理大臣と会見を行った。

河野洋平日本国副総理兼外務大臣とオ・エヌ・サスコベッツ・ロシア連邦第一副首相との会談が行われ、その際、日露関係の諸問題及び双方にとって関心のある国際問題が話し合われた。更に、同第一副首相は、武村正義大蔵大臣、橋本龍太郎通商産業大臣及び高村正彦経済企画庁長官と会談するとともに、日本の国会議員及び経済界の指導者とも一連の会見を行った。

（略）

3　河野洋平日本国副総理兼外務大臣及びオ・エヌ・サスコベッツ・ロシア連邦第一副首相は、第二次世界大戦後半世紀を経て、欧州において平和と協力を確立するための客観的条件が生じていることを高く評価し、来る第二次世界大戦終了50周年に関連して、日露関係においても過去の負の遺産が克服されなければならないとの共通の認識を表明した。この関連で双方は、1993年10月に両国首脳により署名された東京宣言、就中第2項に依拠しつつ、平和条約を早期に締結するためにさらに一貫して前進していく両国の意図を確認した。

（略）

5　本年10月4日以降北西太平洋を震源地として発生した一連の地震により択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島において発生した大規模な災害に係る非常事態に関し、河野洋平日本国副総理兼外務大臣は、被害を受けた住民に対し、日本国民及び日本国政府を代表して哀悼と見舞いの意を表するとともに、日本の緊急人道支援について説明した。

オ・エヌ・サスコベッツ・ロシア連邦第一副首相は、日本国政府及び国民の見舞いと支援に対して謝意を表明した。

(以下、省略)

56　北方領土問題の解決促進に関する決議

1995年6月8日衆議院本会議決議

我が国固有の領土である歯舞、色丹及び国後、択捉等の北方領土の返還の実現は、我々に課された国民的課題であり、全国民の永年の悲願である。

しかるに、戦後50年の節目の年に当たる今日もなお、北方領土は返還されず、日露両国間に平和条約が締結されていないことは、誠に遺憾なことである。

日露両国間における政治対話をはじめとする人的、物的交流の一層の拡充を図り、北方領土問題を解決して、平和条約を締結することは、両国間の基本関係の正常化のみならず国際社会の平和と安定に大きく貢献するものと確信する。

よって政府は、北方領土の返還を求める国民の総意と心情にこたえるため、北方領土問題が四島の帰属問題であると位置づけた「東京宣言」を基盤とし、北方領土の返還を実現して、平和条約を締結することにより、日露両国間に真に安定した平和友好関係を確立するよう、より一層の努力を傾注すべきである。

右決議する。

57　北方領土問題の解決促進に関する決議

1995年6月9日参議院本会議決議

本年は、戦後50年の節目の年に当たる。しかるに、今日なお、我が国固有の領土である歯舞、色丹及び国後、択捉等の北方領土の返還が実現せず、日露両国間に平和条約が締結されていないことは誠に遺憾である。

北方領土問題の解決を求める国民の総意に思いを致し、「東京宣言」を基盤とした領土返還交渉の促進、日露関係全般の均衡のとれた形での拡大、北方四島交流等の推進による両国民の相互理解の増進等の更なる努力を通じて、両国関係の完全な正常化が実現されなければならない。

政府は、戦後半世紀を経ようとする今日、国民の悲願にこたえ、決意を新たにして、北方領土問題に関する我が国の基本方針に基づき、北方領土問題を解決して、平和条約を締結し、日露間に真の安定的な平和友好関係を確立するよう、全力を傾注すべきである。

右決議する。

58　クラスノヤルスク合意

1997年11月2日

「東京宣言に基づき、2000年までに平和条約を締結するよう全力を尽くす。」

59　我が国国民の北方領土への訪問について

1998年4月17日閣議了解

我が国国民の北方領土への入域については、政府は、「我が国国民の北方領土入域問題について」(平成元年9月19日閣議了解)により、北方領土問題の解決までの間、これを行わないよう、国民に対し要請してきたところである。

政府は、平成3年10月14日付け日ソ両国外相間の往復書簡により、領土問題の解決を含む日ソ間の平和条約締結関題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、もってそのような問題の解決に寄与することを

目的として、かつ、いずれの一方の側の法的立場をも害するものとみなしてはならないとの共通の理解の下に、我が国国民の北方領土への訪問を、旅券･査証なしで行うこと等を内容とする枠組みを設定した。この関連で、政府としては、このような趣旨を踏まえれば、当分の間、この枠組みの下での北方領土への訪問は、北方領土に居住していた者（これに準ずる者を含む。）、北方領土返還要求運動関係者及び報道関係者で、総務庁長官及び外務大臣が適当と認めるものが総務庁長官及び外務大臣が定める手続に従い、団体で実施されることが必要であると考え、平成３年10月29日付け「我が国国民の北方領土への訪問について」の閣議了解を行った。

その後、平成５年10月13日付けの日露関係に関する東京宣言第２項において、両国政府は、北方領土問題を歴史的・法的事実に立脚し、両国の間で合意の上作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決することにより平和条約を早期に締結するよう交渉を継続し、もって両国間の関係を完全に正常化すべきことに合意し、また、上記の往復書簡により設定された枠組みの下で行われてきている歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島に現に居住している住民と日本国の住民との間の相互訪問を一層円滑化することをはじめ、相互理解の増進へ向けた一連の措置を採ることに同意した。さらに、我が国国民の北方領土への訪問を旅券・査証なしで行うこと等を内容とする前記の枠組みは、平成４年に開始されて以来過去の６年間順調に発展し、北方領土問題解決のための環境整備の一環として相互理解の増進を図る上で相当の役割を果たしてきた。

以上を踏まえ、政府としては、この枠組みによる訪問を更に拡充することとした。このため、当分の間、この枠組みによる北方領土への訪問は、前記の者に加え、この訪問の目的に資する活動を行う専門家で、総務庁長官及び外務大臣が適当と認めるものにより、総務庁長官及び外務大臣が定める手続に従い、団体で実施されることとする。

北方領土への入域は、今後とも、本件枠組みの下での訪問及び昭和61年７月２日付け日ソ双方の口上書に基づく墓参のための訪問のみとし、これら以外の北方領土への入域については、引き続き前記平成元年９月19日付け閣議了解に従って対処するよう国民各位の理解と協力を要請する。

60　川奈合意

1998年４月19日

「平和条約が東京宣言第２項に基づき四島の帰属の問題を解決することを内容とし、21世紀に向けての日露の友好協力に関する原則等を盛り込むものとなるべきこと。」

61　S. V. キリエンコ・ロシア連邦首相の日本国公式訪問に関する共同新聞発表（抜粋）

1998年７月14日

1．S. V. キリエンコ・ロシア連邦首相は、日本国政府の招待により、1998年７月13日より14日まで日本国を公式訪問した。

日本国滞在中、S. V. キリエンコ・ロシア連邦首相は、天皇陛下に拝謁した。

2．橋本龍太郎日本国内閣総理大臣とS. V. キリエンコ・ロシア連邦首相は、友好的かつ建設的な雰囲気の下で、詳細な話し合いを行った。日露関係の諸問題及び双方にとって関心のある幾つかの国際問題が、小渕恵三日本国外務大臣との間においても話し合われた。また、堀内光雄日本国通商産業大臣との会談が行われた。

更に同首相は、日本国経済界の指導者と会見した。

3．日露双方は、近年、特に1997年11月及び1998年４月に、それぞれクラスノヤルスク及び川奈で行われた橋本龍太郎日本国内閣総理大臣とB. N. エリツィン・ロシア連邦大統領との間の日露首脳会談を経て、両国間の信頼関係が深まり、様々な分野にわたる関係が着実に進展してきていることを高く評価した。

4．この関連で双方は、今後とも首脳級を含むハイ・レベルの交流を通じて、両国間の「間断なき対話」を継続し、政治、経済、文化、その他の各般の分野における交流を更に深めていくことで一致した。双方は、また、1993年に署名された東京宣言に基づき2000年までに平和条約を締結するよう全力を尽くすとの両国首脳のクラスノヤルスク合意を実現していく上で一層の前進を図ること、また、そのための共同作業を加速化していくことが重要であることを確認した。

5．双方は、日露関係の重要な柱の一つである貿易経済分野における両国間の協力の現状と今後の発展の方向

性に特別の注意を向けた。この関連で双方は、1993年10月13日、エリツィン大統領の訪日の際に署名された「日本国とロシア連邦との間の貿易経済及び科学技術の分野における関係の今後の展望に関する宣言」を踏まえ、経済分野における両国間の協力関係を強化していく意向であることを確認すると共に、クラスノヤルスクにおける首脳会談において橋本龍太郎日本国内閣総理大臣とB. N. エリツィン・ロシア連邦大統領によって作成された「橋本・エリツィン・プラン」が両国間の貿易経済関係の発展のために有する意義を高く評価し、引き続き同プランの拡充と着実な実施に努めていくことで一致した。
(以下、省略)

62　平和条約締結問題日露合同委員会共同議長間会合（日露共同発表）

1998年10月17日

－双方は、平和条約締結問題日露合同委員会の共同議長として、クラスノヤルスク及び川奈における両首脳間の平和条約に関する合意を再確認するとともに、同合意に基づき、真剣な話し合いを行った。協議は、友好的かつ建設的な雰囲気の下で行われた。
－双方は、川奈において橋本前総理の行った提案に対する回答が現在ロシア側において検討中であり、小渕総理の訪露の際にエリツィン大統領自身との間でこの回答についての話し合いが行われることを確認した。

63　日本国とロシア連邦の間の創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言（抜粋）

1998年11月13日モスクワで署名

日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、

21世紀を目前に控え、国際社会において、民主化のプロセスが進むとともに、現代世界の現実に対応した新たな形の国家間相互関係の形成が活発に進む中で、日露両国の役割と責任が増大しつつあること、及び、両国は一層緊密に協力を進める必要があることについて認識を共有し、

自由、民主主義、法の支配及び基本的人権の尊重という普遍的価値で今や結びつけられている日本国とロシア連邦が、1993年10月13日の日露関係に関する東京宣言及びこの宣言に基づき両国関係を完全に正常化することを含め、その戦略的･地政学的利益に合致する創造的パートナーシップを構築すべきであることを確信し、

この創造的パートナーシップ構築に向けての基礎となった東京宣言に基づく日本国とロシア連邦の関係の発展を肯定的に評価するとともに、両国関係をあらゆる分野で一層発展させることを決意し、

クラスノヤルスク及び川奈での非公式首脳会談を含む両国家首脳の建設的対話の結果、現在、二国間関係は急速な進展を見ており、東京宣言にいう過去の困難な遺産を克服すべき時が到来しつつあるとの共通の認識を確認し、

両国間の経済的協力の潜在的可能性は、より広くかつ効果的に現実化させる必要があり、このことはロシアにおける経済改革の継続及び日本側からの支持により多くの点で可能となるものであることを指摘し、

日露関係の質的な改善が、国際情勢、特に、その政治的及び経済的意義を増大させ続けているアジア太平洋地域の状況に好ましい影響を与えることを認識し、

国際連合憲章の目的と原則に基づく国際の平和と安全の強化のための共通の努力、及び、緊急の対応を要する地球的規模の問題の解決のための共通の努力を活発化することの重要性を認識して、

以下を宣言する。

Ⅰ　二国間関係

1　日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、両国の関係がそれぞれの国家の対外政策の中で重要な地位の一つを占めるものであることを表明する。日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、信頼、相互利益、長期的視点及び緊密な経済的協力という原則に立脚して、長期的な創造的パートナーシップを構築することが両国の最重要課題であることを認識する。

両首脳は、このパートナーシップの下で、二国間の諸問題を共同して解決するばかりでなく、国際的な場における協力を通じて、アジア太平洋地域及び国際社会の平和と安定に寄与するとともに、地球的規模の諸問題の解決のための協力を活発化し、「信頼」の強化を通じて「合意」の時代へと両国関係を発展させることを決意する。

2　日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、本年4月の川奈における首脳会談において日本側から提示され

た択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に係る問題の解決に関する提案に対してロシア側の回答が伝えられたことにかんがみ、東京宣言並びにクラスノヤルスク及び川奈における首脳会談に際して達成された合意に基づいて平和条約の締結に関する交渉を加速するよう両政府に対して指示する。

両首脳は、平和条約を2000年までに締結するよう全力を尽くすとの決意を再確認する。このため、両首脳は、既存の平和条約締結問題日露合同委員会の枠内において、国境画定に関する委員会を設置するよう指示する。

両首脳は、また、国境画定に関する委員会と並行して活動し、上記の諸島においていかなる共同経済活動を双方の法的立場を害することなく実施し得るかについて明らかにすることを目的とする、上記の諸島における共同経済活動に関する委員会を設置するよう指示する。

両首脳は、人道的見地から、旧島民及びその家族たる日本国民による、上記の諸島への最大限に簡易化されたいわゆる自由訪問を実施することにつき原則的に合意し、このような訪問手続の法的・実際的側面を検討するよう指示する。

3　日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、日露両国の隣接する地域の住民の間の相互理解の促進及び多面的、互恵的な協力の発展を図り、もって平和条約の早期締結のための環境を整備することを目的とする、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島をめぐる協力の重要性を認識する。

この関連で、両首脳は、人道的観点から緊急の対応を要する場合の両国間の協力の枠組みが拡充されたことを歓迎する。

また、両首脳は、日本国政府とロシア連邦政府との間の海洋生物資源についての操業の分野における若干の事項に関する協定の締結及びこの協定の下での操業の円滑な実施を高く評価するとともに、これが両国間の信頼関係の強化に大きく貢献していることを確認する。

4　日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、両国間の政治対話を深め、強化するとの確固たる意図を有する。双方は、毎年首脳レベルでの公式の接触を実現し、両首脳間の非公式会談の慣行を積極的に利用し続ける意図を表明する。

（略）

1998年11月13日にモスクワで

日本国総理大臣　　小渕恵三
ロシア連邦大統領　B. N. エリツィン

64　我が国国民の北方領土への訪問について

1999年9月10日閣議了解

我が国国民の北方領土への入域について、政府は「我が国国民の北方領土入域について」（平成元年9月19日閣議了解）により、北方領土問題の解決までの間、これを行わないよう、国民に対し要請してきたところである。

その後、平成3年10月29日付け及び平成10年4月17日付けの閣議了解「我が国国民の北方領土への訪問について」において、我が国国民の北方領土への入域は、平成3年10月14日付け日ソ両国外相間の往復書簡により設定された枠組みの下での訪問（以下「四島交流」という。）及び昭和61年7月2日付け日ソ双方の口上書に基づく墓参のための訪問（以下「墓参」という。）のみとし、これら以外の北方領土への入域については、前記平成元年9月19日付け閣議了解に従って対処するよう国民各位の理解と協力を要請してきたところである。

今般、平成10年11月13日に署名された日本国とロシア連邦との間の創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言第Ⅰ部第2項における日露両首脳間の原則的な合意に基づき、政府は、平成11年9月2日付け日露双方の口上書により、旧島民及びその家族たる日本国民による、北方領土への最大限に簡易化されたいわゆる自由訪問（以下「自由訪問」という。）の枠組みを設定した。これにより、我が国国民の北方領土への訪問として、従来の四島交流及び墓参に加え、日露両国のいずれの一方の法的立場をも害するものとみなしてはならないとの共通の理解の下に、自由訪問が実施されることとなった。

北方領土への入域は、今後、この枠組みの下での自由訪問並びに四島交流及び墓参のみとし、これら以外の北方領土への入域については、引き続き前記平成元年9月19日付け閣議了解に従って対処するよう改めて国民各位の理解と協力を要請する。

65　平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明

2000年9月5日

1．日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、日本国とロシアとの間にその戦略的・地政学的利益に合致する創造的パートナーシップを構築するとの志向に則り、本年9月4日及び5日東京にて、平和条約の問題を含め、二国間関係全体について詳細な交渉を行った。

2．双方は、1997年のクラスノヤルスクにおける日露首脳会談において、東京宣言に基づき2000年までに平和条約を締結するよう全力を尽くすことが合意されて以降、次のような肯定的実績を上げたことを確認した。

－外務大臣レベルの平和条約締結問題合同委員会が設置された。
－国境画定に関する委員会が設置され、その枠内において積極的な交渉が継続されている。
－共同経済活動に関する委員会が設置され、積極的に作業している。「択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島（以下「諸島」という。）における共同経済活動の発展に関する日露協力プログラム」が署名された。
－海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定が署名され、成功裡に実施されている。
－諸島への最大限に簡易化された手続によるいわゆる自由訪問について達成された合意が実施されている。
－1991年の合意に従って実施されている諸島に現に居住している住民と日本国の住民との間の相互訪問の参加者の範囲が1998年から拡大されている。
－1994年の地震に関連して実施が開始された人道支援の分野に、緊急の支援を要する場合が含められている。

3．双方は、クラスノヤルスク合意の実現のための努力を継続すること及びその肯定的実績を一層強固なものとするよう最大限助長していくことが不可欠であることを一致して認めた。

4．双方は、1993年の日露関係に関する東京宣言及び1998年の日本国とロシア連邦との間の創造的パートナーシップの構築に関するモスクワ宣言を含む今日までに達成された全ての諸合意に依拠しつつ、「択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題を解決することにより」平和条約を策定するための交渉を継続することに合意した。

　交渉のプロセスの効率性を高めるとの志向に則り、双方は、平和条約締結問題合同委員会における各々の代表者に対し、以下の措置をとるよう指示を与えた。

－平和条約締結問題合同委員会及び国境画定に関する委員会の作業を一層加速化するための新たな方策を策定すること。
－日露間領土問題の歴史に関する共同資料集につき、これに93年以降の時期に関わる資料を含めることをはじめとして、その新しい版を準備するための措置をとること。
－平和条約締結の重要性を各々の国の世論に説明するための努力を活発化させること。

5．V．V．プーチン・ロシア連邦大統領は、様々な分野における二国間関係の一層の発展及び平和条約交渉の積極的前進を図るため、ロシア連邦を公式に訪問するよう森喜朗日本国総理大臣を招待した。森喜朗日本国総理大臣は、感謝をもって招待を受け入れた。訪問の時期は外交ルートで合意される。

　双方は、できる限りの機会を活用し、今後とも積極的な対話を維持することが有益であると認めた。

6．交渉は、率直、信頼及び相互尊重の雰囲気の下で行われた。

2000年9月5日に東京で

日本国総理大臣　　森　喜朗
ロシア連邦大統領　V．V．プーチン

66 平和条約問題に関する交渉の今後の継続に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領のイルクーツク声明

2001年3月25日

森喜朗日本国総理大臣とV．V．プーチン・ロシア連邦大統領は、2001年3月25日イルクーツクにて会談した。双方は、2000年4月の日本国総理大臣のサンクト・ペテルブルグ訪問及び2000年9月のロシア連邦大統領の東京訪問以降、両国関係がすべての分野で一層発展を見せていることに満足の意を表明した。

2000年9月5日に署名された平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明において合意された諸点を踏まえて、平和条約問題についての突っ込んだ意見交換が行われた。

双方は、90年代において、交渉プロセスが質的に活発化し、相互の立場に関する認識が深化したことを表明する。交渉に対し、重要で肯定的な弾みを与えたのは、1993年の日露関係に関する東京宣言に基づき、2000年までに平和条約を締結するよう全力を尽くすというクラスノヤルスク合意である。双方は、クラスノヤルスク合意の実現に関する作業が重要な成果をもたらしたこと及びその創造的な力を今後とも維持しなくてはならないことを指摘した。

双方は、この関連で、平和条約の締結が、日露関係の前進的発展の一層の活発化を促し、その関係の質的に新しい段階を開くであろうとの確信に基づき、

－平和条約締結に関する更なる交渉を、1956年の日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言、1973年の日ソ共同声明、1991年の日ソ共同声明、1993年の日露関係に関する東京宣言、1998年の日本国とロシア連邦の間の創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言、2000年の平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明及び本声明を含む、今日までに採択された諸文書に基づいて行うことに合意した。

－1956年の日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言が、両国間の外交関係の回復後の平和条約締結に関する交渉プロセスの出発点を設定した基本的な法的文書であることを確認した。

－その上で、1993年の日露関係に関する東京宣言に基づき、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題を解決することにより、平和条約を締結し、もって両国間の関係を完全に正常化するため、今後の交渉を促進することで合意した。

－相互に受け入れ可能な解決に達することを目的として、交渉を活発化させ、平和条約締結に向けた前進の具体的な方向性をあり得べき最も早い時点で決定することで合意した。

－平和条約の早期締結のための環境を整備することを目的とする、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島を巡る協力を継続することを確認した。

－2001年1月16日にモスクワで河野外務大臣とイワノフ外務大臣により署名された「日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集の新版及び平和条約締結の重要性に関する世論啓発事業に関する覚書」の実施の重要性を確認した。

双方は、交渉を行う上で極めて重要なのは、日露関係において相互理解、信頼及び多様な方面における幅広い互恵的な協力に基づく雰囲気を維持することであることを基本とする。

2001年3月25日イルクーツクにて

日本国総理大臣　森　喜朗
ロシア連邦大統領　V．V．プーチン

67 日露行動計画の採択に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の共同声明

2003年1月10日

日本国総理大臣及びロシア連邦大統領は、

国際社会において、自由と民主主義の原則を基礎とした新たな形態の国家間協力の活発な形成過程が進んでいる現状において、世界における日本国とロシア連邦の役割と責任が増大しており、両国の協力の一層の強化が不可欠であるとの見解を共有し、

国際連合憲章の目的と原則に基づく国際の平和と安全の強化及び国際的なテロリズムへの対策の問題を始めとする喫緊のグローバルな問題の解決のために、共通の努力を活発化することが重要であることを理解し、

地球的及び地域的レベルにおける日本国とロシア連邦の協力の強化が両国関係の進展を促進するとともに、国際社会全体の利益に応えるものであることに立脚し、

自由、民主主義、法の支配及び基本的人権の尊重という普遍的価値を共有する日本国とロシア連邦が、両国の戦略的・地政学的利益に合致する創造的パートナーシップの構築に向けて引き続き力を尽くす意向であることを確認し、

ロシア連邦と主要諸外国との関係がそれぞれ構造的かつ肯定的な変化を遂げている中で、両国関係を、様々な分野における協力の活性化を通じて、その潜在力に見合ったレベルに引き上げることが求められており、このことがアジア太平洋地域情勢及び国際情勢全体に戦略的意義を与え得ることを認識し、

両国関係における困難な過去の遺産を最終的に克服して広範な日露パートナーシップのための新たな地平線を開くことを志向し、1956年の日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言、1993年の日露関係に関する東京宣言、1998年の日本国とロシア連邦の間の創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言、2000年の平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明及び2001年の平和条約問題に関する交渉の今後の継続に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領のイルクーツク声明を含むこれまでに達成された諸合意に基づき、精力的な交渉を通じて、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島の帰属に関する問題を解決することにより平和条約を可能な限り早期に締結し、もって両国間の関係を完全に正常化すべきであるとの決意を確認し、

2000年9月に署名された「貿易経済分野の協力の深化のためのプログラム」が両国間の貿易経済関係の進展に果たした役割を高く評価するとともに、両国間のこの分野での協力の潜在的可能性を更に幅広くかつ効果的に現実化していくことの必要性を指摘し、

日本センターを通じた技術支援を含め、日本国の技術支援がロシア連邦の市場経済への移行を促進したことの意義を指摘するとともに、日本国が支持しているロシア連邦のWTO加盟を含め、ロシア連邦が国際経済体制に完全に統合されることが国際社会全体の利益に応えるものであることを確信し、

2003年のロシア連邦における一連の日本国の文化行事等及び将来の日本国におけるロシア連邦の同様の行事の実施並びに両国の様々な層における人的交流の拡大が、日露両国の国民の間の友好、信頼及び相互理解の深化を一層促進することを確信し、

日露協力の飛躍的かつ全面的な発展を確保するために具体的施策を採ることの重要性を強調して、

附属する日露行動計画を採択するとともに、本行動計画を着実に実現していくために共同作業を行うとの両国の意思を表明した。

2003年1月10日モスクワにて

日本国総理大臣　　小泉　純一郎
ロシア連邦大統領　V．V．プーチン

日露行動計画

1. 政治対話の深化（省略）

2. 平和条約交渉：「困難な過去の遺産の克服と広範な日露パートナーシップの新たな地平線の開拓」

これまで継続されてきた両国間の精力的な交渉の結果、1956年の日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言、1993年の日露関係に関する東京宣言、1998年の日本国とロシア連邦の間の創造的パートナーシップ構築に関するモスクワ宣言、2000年の平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明、2001年の平和条約問題に関する交渉の今後の継続に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領のイルクーツク声明を含む重要な諸合意が達成された。この困難な問題の解決策を用意することを目的として、両国外務大臣を議長とする平和条約締結問題合同委員会が、また、その下で国境画定に関する委員会及び共同経済活動に関する委員会が設立された。

日露関係の着実な発展及び平和条約締結の重要性についての一連の両国世論への働きかけが実施された。日露フォーラム「グローバル化の下でのアジア太平洋地域における日露関係」を含む様々な両国間のフォーラム及びセミナーが開催され、日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集が作成され、両国の識者、学者及び専門家の間における平和条約問題についての活発な議論を促した。この議論には両国議会の議員も積極的に参加した。こうした議論を経て、平和条約締結交渉を前進させるためには、感情と先入観から解放された雰囲気を両国関係において確保する必要があるとの共通の結論が導かれた。

択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島（以下、「諸島」という。）の住民と日本国民との間の四島交流、いわゆる自由訪問等の実施により、両国国民間の相互理解が深化した。1991 年以来、約 1 万人の両国民がこうした交流に参加した。

1998 年に署名された日本国政府とロシア連邦政府との間の海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定の下で、日本漁船による諸島の水域における円滑な操業が確保されている。

諸島の住民に対して、過去 10 年にわたり、日本国政府により支援委員会を通じて支援が行われてきた。

今後の行動

両国は、質的に新たな両国関係を志向しつつ、相互に対する理解及び敬意の一層の深化並びに相互信頼の強化を進めていくことが重要であるとの認識に立脚し、平和条約締結問題の相互に受け入れ可能な解決を模索するプロセスを精力的に継続する。その際、両国は、以下を行う。

両国は、1956 年の日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言、1993 年の日露関係に関する東京宣言、2001 年の平和条約問題に関する交渉の今後の継続に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領のイルクーツク声明及びその他の諸合意が、諸島の帰属の問題を解決することにより平和条約を締結し、もって両国関係を完全に正常化することを目的とした交渉の基礎であるとの認識に立脚し、引き続き残る諸問題の早期解決のために交渉を加速する。両国は、交渉を行うにあたり、両国関係において相互理解、信頼及び様々な分野における広範かつ互恵的な協力の雰囲気を維持することが極めて重要であることを確認する。

両国は、2000 年の平和条約問題に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の声明に立脚し、然るべき啓発資料の共同作成及び配布を含め、平和条約締結及びあらゆる分野における両国関係の着実な発展の重要性を両国の世論に説明するための努力を継続する。

両国は、四島交流事業を今後も発展させていくべく努力する。その際、青年及び児童の交流並びに互いの言語の習得といった活動に特別の注意を払う。また、両国は、いわゆる自由訪問の実施方法を、最大限に簡易化された方式で行うとの合意を念頭に置きつつ、改善するべく努力する。

両国は、四島交流の枠組みにおいて実施された諸島の地域における環境に関する共同調査を踏まえた環境問題に関する意見交換を、日露環境保護合同委員会の場で行っていく。

両国は、日本国からの諸島の住民に対する人道的観点からの適切な支援が効果的に実施されるよう、必要に応じて協力する。日本国は、今後ともこのような支援を継続していく意向である。

両国は、1998 年の日本国政府とロシア連邦政府との間の海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定が、両国関係の強化及び両国間の信頼の深化に貢献しているとの認識を踏まえ、この協定により規定されている協力を互恵的な基礎の上に継続する。

両国は、共同経済活動に関する委員会の活動を通じて、諸島の地域における共同経済活動の両国にとって受け入れ可能な形態を模索する。

3. 国際舞台における協力（省略）
4. 貿易経済分野における協力（省略）
5. 防衛・治安分野における関係の発展（省略）
6. 文化・国民間交流の進展（省略）

68 極東・東シベリア地域における日露間協力強化に関するイニシアティブ

2007 年 6 月 7 日

アジア太平洋地域は、域内の互恵的な相互依存・協力関係を強化しつつ、他地域に例を見ないダイナミックな進化・発展を遂げてきている。同地域の戦略的安定と持続可能な発展の確保は、日本を含む域内各国の将来にとって、基本的な重要性を帯びている。にもかかわらず、同地域の重要な構成国であるべきロシアのアジア太平洋地域との関係は、昨年 10 月、30 年以上の日露間の協力の結果、サハリンからの本格的な原油の輸出が開始される等エネルギー分野での協力関係はあるものの、その他の分野での関係は未だ十分強いものとは言えない。

こうした状況の下、ロシアは、極東・東シベリア地域の社会・経済発展を、アジア太平洋地域全体の統合プロセスの中に位置付けた。極東･東シベリア地域が今後その安定を維持しつつ、経済的潜在力を活かした社会･経済発展を成し遂げ、関係諸国と連携･協調しながら、透明性をもってアジア太平洋地域との経済的、社会的、

人的つながりを強化していけば、アジア太平洋地域の戦略的安定と持続可能かつ互恵的な発展において、ロシアが建設的な役割を担うことが期待される。

かかる観点から、日本として、以下の分野を中心に、互恵的な政府間及び民間協力の推進・促進を両国間で検討していくことを提案する。

１．エネルギー

アジア・太平洋諸国の中長期的なエネルギー安全保障及び極東・東シベリア地域の発展のためのエネルギー安定供給の確保に向け、石油、天然ガス、原子力平和利用等の分野において日本が有する高度な技術とロシアの事業基盤を相互補完的に活かしつつ、極東･東シベリア地域における日露両国企業の協力を促進する。

２．運輸

輸送・物流網の整備を通じた経済・人的交流促進は不可欠。特に、アジア太平洋諸国がシベリア鉄道を活用したロシア、欧州への物流ルートを確保することは、ロシアにもアジア太平洋諸国にとっても戦略的利益となる。かかる考え方を踏まえ、これらの分野における協力のあり方について両国関係者の間で検討する。

３．情報通信

極東・東シベリア地域は、情報面においてもアジア・太平洋地域との重要な結節点となり得る。例えば、東アジアと欧州を、極東・東シベリアを経由する光ファイバー網によって結ぶことは、ロシアにとってもアジア太平洋諸国にとっても戦略的利益となる。世界最高水準のブロードバンド環境や携帯電話技術等を有する我が国の情報通信技術（ＩＣＴ）を活用することも視野に、日露両国のＩＣＴ関連企業間の協力を奨励する。

４．環境

アジア・太平洋地域の持続可能な発展に向けて、環境対策に十分配慮していく必要がある。かかる考え方を踏まえ、極東・東シベリア地域において、森林保全、既設発電所のリハビリ、京都議定書に基づく共同実施等の温室効果ガスの削減に向けた取組や、環境モニタリング、油濁防止、原潜解体等を含め、豊かで多様な生態系を有するオホーツク海及びその周辺地域の環境保全に向けた協力を検討する。

５．安全保障

極東・東シベリアの安全保障・治安上の脆弱性は北東アジアの不安定要因となり得る。関係諸国とも連携しながら、かかる脆弱性を早期に克服することが重要。かかる観点から、薬物・銃器の密輸、密漁等の犯罪対策、国際テロ対策、不審船対策、海難救助等の分野における日露協力、アジア太平洋地域の平和と安全の強化に資する防衛交流、及び、原潜解体や核、ミサイルを含む大量破壊兵器等の軍縮・不拡散分野における日露協力を進めていく。

６．保健・医療

相対的に医療事情が劣悪で、乳児死亡率が高い極東・東シベリア地域における保健分野の状況改善のために、最先端医療等を紹介する可能性を検討する。

７．貿易投資の拡大及び環境の改善

日露貿易投資協力拡大に関する行動プログラムに基づき、貿易投資の拡大を図る。また、貿易投資環境の改善を進めるために、ロシアにおいて産業・輸送インフラの整備、金融・決済制度の整備、税務行政の簡素化・透明化、税関手続の一層の簡素化・透明性向上、司法制度の整備、知的財産権保護の強化、投資家保護の強化等、貿易投資環境の改善に向けた必要な措置がとられることを期待し、今後のロシア側の動きを注視していく。日露貿易投資促進機構は、この分野において、一定の役割を果たすことができる。

８．地域間交流の促進

地方自治体間の協力や、観光交流を含む国民間交流を促進する。来る 2008 年に北海道の洞爺湖において催されるＧ８サミットは、極東・東シベリアと北海道との間の交流を深める良い機会である。特に、来年のＧ８北海道洞爺湖サミットに際して日露の青年交流を飛躍的に強化するイニシアティブを打ち出し、その中で極東・東シベリア地域との交流強化に重点を置くことを検討する。

69 日露パートナーシップの発展に関する日本国総理大臣とロシア連邦大統領の共同声明

2013年4月29日

安倍晋三日本国総理大臣は、V.V.プーチン・ロシア連邦大統領の招待により、2013年4月28日から30日までロシアを公式訪問した。

1．安倍晋三日本国総理大臣及びV.V.プーチン・ロシア連邦大統領（以下「両首脳」という。）は、相互信頼と互恵の原則に基づいてあらゆる分野で二国間関係を発展させる良き隣国としての日本とロシアの確固たる意思を確認した。

2．両首脳は、今日の世界はダイナミックな変革期にあり、21世紀の最初の10年におけるグローバルなプロセスの急激な加速化により、日本国及びロシア連邦は、国際的な議題の設定及び特にアジア太平洋地域の安定と繁栄に大きな責任を共有していることを指摘した。

3．両首脳は、近年強まった両国間の肯定的な雰囲気に基づく友好関係の強化は、日本国及びロシア連邦の国益にかなっており、双方が目指す戦略的パートナーシップ構築のための良い前提条件を作り出しているとの認識で一致した。

4．両首脳は、2003年の日露行動計画に記された多くの分野における協力の進展に満足の意を表するとともに、全ての分野における進展を達成するために、追加的な努力を行い、二国間協力に総合的かつ多面的性質を付与する必要性を確認した。

5．両首脳は、二国間の政治対話のダイナミズムを指摘し、両国首脳の定期的な相互訪問及び国際的フォーラムの際の会談を含む日露首脳レベルのコンタクトを今後強化する意向を表明した。また、両国外務大臣が少なくとも年1回の交互の訪問実施を目指すことで合意した。

6．両首脳は、両国の議会間交流が、二国間関係の着実な発展を促す政治対話の重要な要素であることを確認し、経験の交換、相互理解の改善、共同の経済及び文化・人文分野のプロジェクトに弾みを与えることを目的として、議会間の交流の活発化を支援する意向を表明した。

7．両首脳は、第二次世界大戦後67年を経て日露間で平和条約が締結されていない状態は異常であることで一致した。両首脳は、両国間の関係の更なる発展及び21世紀における広範な日露パートナーシップの構築を目的として、交渉において存在する双方の立場の隔たりを克服して、2003年の日露行動計画の採択に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の共同声明及び日露行動計画においても解決すべきことが確認されたその問題を、双方に受入れ可能な形で、最終的に解決することにより、平和条約を締結するとの決意を表明した。

8．両首脳は、平和条約締結交渉を、2003年の日露行動計画の採択に関する日本国総理大臣及びロシア連邦大統領の共同声明及び日露行動計画を含むこれまでに採択された全ての諸文書及び諸合意に基づいて進めることで合意した。

9．両首脳は、日露パートナーシップの新たな未来志向の地平を模索する中で、両首脳の議論に付すため、平和条約問題の双方に受入れ可能な解決策を作成する交渉を加速化させるとの指示を自国の外務省に共同で与えることで合意した。

10. 両首脳は、現代の世界においては多くの要素が日露両国を結びつけているとの確信を表明し、友好的で建設的な雰囲気の下、相互信頼の強化、全ての方向性における着実で互恵的な協力の拡大、互いの国民感情への配慮を背景として平和条約交渉を進めることが重要であるとの認識を共有した。

11. 両首脳は、世界におけるアジア太平洋地域の役割の増大と、国際的安全保障分野における大きな変化の中で、両国間の安全保障・防衛分野における協力を拡大することの重要性を確認し、閣僚級の外務・防衛当局間協議（「2+2」）を立ち上げることで合意した。

12. 両首脳は、2012 年 10 月 23 日に日本国外務省とロシア連邦安全保障会議事務局との間で覚書が署名されたことを歓迎し、同覚書に基づく定期協議を行う意向で一致した。

13. 両首脳は、2006 年に署名された日本国防衛庁とロシア連邦国防省との間の対話及び交流の更なる発展に関する覚書に沿って、防衛当局の長を含む代表者間の定期交流、艦艇の相互訪問及び捜索救難訓練といった協力が進展していることを肯定的に評価し、両国間の相互信頼強化の重要な要素であるこのような防衛当局間・部隊間交流の拡大及びテロ・海賊との闘いを含む協力の新たな分野の模索の必要性につき一致した。

14. 両首脳は、国際テロリズム、国際組織犯罪及び麻薬の違法取引に関する効果的な対策を目的とした刑事共助を含む関係当局間の協力を更に深化させることが重要であるとの一致した意見を表明した。この関連で、両首脳は、日本国国家公安委員会とロシア連邦金融監督庁との間のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に係る情報交換枠組み設定に関する文書の署名を歓迎した 。

15. 両首脳は、世界経済の成長センターがアジア太平洋地域に移行し、また、地域内の経済の相互依存が強化される中で、相互信頼に基づく対等なパートナーとしての両国間の互恵的な貿易経済協力の全面的な深化は、両国間の関係の強化の重要な要素であることを強調した。

16. 両首脳は、日本国とロシア連邦との間の貿易高は 2012 年に記録的な指標を達成し、着実に増加しており、日本国の対ロシア連邦直接投資も活発となり、貿易経済分野における協力が新たなレベルに上がったことを指摘した。両首脳は、2012 年 11 月に東京で開催された貿易経済に関する日露政府間委員会第 10 回会合の結果、日露貿易投資促進機構の重要な役割及びビジネス界代表者の間の定期的接触の効果的実施を肯定的に評価した。

17. 両首脳は、日本国とロシア連邦の極東・東シベリア地域との間の貿易経済協力の活性化に向けた、エネルギー、農業、インフラ、運輸等の分野における互恵的なプロジェクトの推進の意義を特に指摘した。また、両首脳は、同地域における協力推進のための両国間の官民パートナーシップ協議を開催することに賛同した。

18. 両首脳は、国際協力銀行（JBIC）、開発経済銀行（VEB）及びロシア直接投資基金（RDIF）の間で、「日露投資プラットフォーム」の設立に係る覚書が署名されたことを歓迎し、このメカニズムが、ロシア連邦において、日本企業が参画する互恵的案件の実施のために積極的に活用されることへの期待を表明した。

19. 両首脳は、日本貿易保険（NEXI）及びロシア輸出信用・投資保険庁（EXIAR）との間で、貿易・投資促進に向けた協力関係構築に係る覚書が署名されたことを歓迎した。

20. 両首脳は、ロシア連邦の WTO 加盟を歓迎するとともに、ロシア連邦における貿易投資環境の改善が両国間の貿易経済協力の更なる発展を促進することで一致した。両首脳は、ロシア連邦における貿易投資環境改善の制度的問題に関する日露作業部会の第一回会合が成功裏に開催されたことを肯定的に評価し、この分野の取組の活発化に賛意を示した。

21. 両首脳は、日本企業による対露進出拡大の機運を歓迎し、一時的労働行為の問題に関し、新たな国際約束による可能性も含め、必要な措置をとるための予備的な協議を実施することに賛同した。

22. 両首脳は、ロシアの経済近代化に関する日露経済諮問会議の果たしている重要な役割を指摘するとともに、近代化、イノベーション及び現代的テクノロジーを利用した高付加価値製品の生産及び消費の分野で協力を発展させる必要性について一致した見解を表明した。

23. 両首脳は、運輸インフラの近代化、都市環境問題の解決、食品産業の発展並びに先進的な医療技術及び医療機器並びに医薬品の普及及び実践的活用における互恵的協力の拡大の意義を強調し、これらの問題に関する二国間作業部会その他の協力のメカニズムを活発化するよう指示した。

24. 両首脳は、エネルギーは日露経済協力の主要な分野の一つであることにつき見解を共有し、「東シベリアー太平洋」パイプラインシステムの完成を歓迎し、この分野における両国間のパートナーシップをアジア太平洋地域のエネルギー安全保障の強化の文脈において検討しつつ、かつ、2011 年 3 月 11 日の東日本大震災後の

日本国におけるエネルギー需要の増大及び価格の上昇に注意を払いつつ、市場の情勢を考慮した競争力ある価格でのエネルギー供給を含む互恵的な条件でのロシア連邦の極東・東シベリア地域等における石油・ガス分野の両国エネルギー協力の拡大の重要性を強調した。

25. 両首脳は、2012 年 5 月 3 日に原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定が発効したことを歓迎し、原子力安全を含む原子力分野での協力を進展させることを確認した。

26. 両首脳は、福島第一原子力発電所における事故の後、原子力エネルギー施設の安全確保のための共同の努力が必要であるとの国際社会で形成された共通理解を確認し、増大する世界のエネルギー需要を満たすための重要なエネルギー源の一つである原子力エネルギーに対する信頼の回復のため、原子力安全に関する国際的な法的枠組みの強化及び核物質の防護に関する条約の改正の早期発効の重要性を指摘した。

27. 両首脳は、密漁及び日本国へのロシアの海洋生物資源の密輸出を断固として非難し、2012 年 9 月 8 日にウラジオストクで署名された北西太平洋における生物資源の保存、合理的利用及び管理並びに不正な取引の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の協定に関する両国間の緊密な連携を歓迎し、その早期の発効に向けた作業の活性化及び発効後の効果的な実施への期待を表明した。

28. 両首脳は、日露両国が、1984 年 12 月 7 日付けの日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先沖合における漁業の分野の相互の関係に関する協定、1985 年 5 月 12 日付けの漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定、及び 1998 年 2 月 21 日付けの日本国政府とロシア連邦政府との間の海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定の枠組みにおける協力を互恵的な基礎の上に継続することを確認した。

29. 両首脳は、外交当局間協議のメカニズムを活用し、北極海の問題に関する二国間協力を実施する意向を表明した。ロシア連邦大統領は、日本国による北極評議会オブザーバー資格申請に留意した。

30. 両首脳は、二国間協力全体を効果的に進展させるため、人的交流及び伝統食文化の相互推進のための行事を含む文化交流の拡大により、両国の国民の間の相互理解及び信頼を更に深化させることが重要な意義を有していることにつき意見が一致し、その関連で、文化センターの設置及び活動に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定の締結を歓迎した。

31. 日本国総理大臣は、ビジネス・コンタクトの活発化、観光客の増加及び人的交流の拡大を目的として両国国民の短期渡航の査証相互撤廃の展望についての省庁間協議を始めるとのロシア連邦大統領の提案に留意した。

32. 両首脳は、友好及び相互理解の観点から、文化及び人文交流の拡大の重要性を確認し、ロシア連邦における日本文化フェスティバル、日本国におけるロシア文化フェスティバルを始めとする日本国及びロシア連邦における各種文化紹介行事が毎年成功裏に実施されていることを歓迎した。

33. 両首脳は、日露間の大学間交流の進展を歓迎し、教育・学術分野における交流が一層活発化することへの期待を表明した。

34. 両首脳は、スポーツ分野における交流を発展させる重要性につき一致し、2014 年を「日露武道交流年」とすることを決定した。

35. 両首脳は、青年交流が日露関係の着実な発展のために特別な意味を持つことを確認し、青年交流計画の成功裏の実施により 2008 年に両国首脳間により課された年間 500 名規模への拡大という課題が 2012 年に達成されたことを指摘しつつ、両国間の青年交流を更に拡大することを支持した。

36. 両首脳は、日本国とロシア連邦は国際問題に関する両国間のパートナーシップに対して重要な意義を与え、アジア太平洋地域及び世界の安定と繁栄のための協力及び連携を強化することを確認した。

37. 両首脳は、国際社会の平和、安定及び繁栄に果たす国際連合の中心的及び調整的役割を強調し、国連、

G8 及び G20 の枠内において焦眉の国際問題の解決のため連携を継続することに賛意を示した。

38. 両首脳は、NPT 体制の維持・強化及び、戦略的安定に影響を与えている全ての要素を考慮して軍縮の問題に関する多数国間対話の前進を推進する目的を含め、軍備管理、軍縮及び不拡散の分野における多数国間のフォーマットにおいて両国間の協力を拡大し、取組を調整する重要性を指摘した。

39. 両首脳は、宇宙分野における取組を調整する意義を強調した上で、宇宙空間の平和目的での利用の重要性を指摘し、宇宙活動の透明性及び信頼性向上のための国際的な行動規範策定の必要性を強調しつつ、新しい協力の方向性の模索を含む、同分野における二国間対話を強化すべきことで一致した。

40. 両首脳は、グローバルな問題におけるアジア太平洋地域の増大する役割を指摘し、持続的発展のためのこの地域における安全及び安定の条件を確保する目的で、東アジア首脳会議（EAS）、アジア欧州会合（ASEM）、ASEAN 地域フォーラム（ARF）、拡大 ASEAN 国防相会議（ADMM プラス）といったアジア太平洋地域の多数国間機構の枠組みにおける建設的な協力を継続することで一致した。

41. 両首脳は、ロシア連邦が議長を務めた 2012 年の APEC における活動の重要な成果を歓迎し、ウラジオストク APEC 首脳会合で達成された諸合意を実現するために、本フォーラムにおいて更に緊密に協力する用意があることを表明した。

42. 両首脳は、国際社会の呼びかけにもかかわらず、核兵器・弾道ミサイルの製造を執拗に放棄しようとしない北朝鮮の行為を非難し、2013 年 2 月 12 日の核実験の実施は国連安全保障理事会決議第 1718 号、第 1874 号及び第 2087 号の直接的な違反であることを強調し、国連安全保障理事会決議第 2094 号の確実な履行を呼びかけ、北朝鮮に対して、国連安全保障理事会決議及び 2005 年 9 月 19 日付け六者会合第 4 ラウンドの共同声明を遵守するよう強く求めた。

43. ロシア連邦大統領は、日本人拉致問題の人道的側面への理解を表明し、日朝間の交渉によるこの問題の早期解決の重要性を強調した。

44. 両首脳は、核問題を含む朝鮮半島の諸問題の政治･外交的解決へのコミットメントを強調し、この関連で、2005 年 9 月 19 日付け六者会合第 4 ラウンドの共同声明の原則及び目的に基づいて、六者会合を再開するための環境を創設する努力を継続することに賛意を示した。

45. 両首脳は、イランの核問題の解決は、相互主義及びステップ・バイ・ステップの原則に基づいた交渉を通じて、平和的・外交的手段によってのみ可能であるとの確信を表明し、イランに対し、国際社会の深刻な懸念を払拭し、イランの核計画が専ら平和的な性格であることを示すことを目的として、イランの核計画に対する国際的な信頼を回復するよう、真剣な取組を行い、また、関連の国連安全保障理事会決議から生じる自らの義務を完全に遵守し、IAEA との協力を含め、IAEA 理事会の要求を履行するよう呼びかけた。

46. 両首脳は、アフガニスタンにおける、カブールの主導的役割の下での国民的和解プロセスへの支持を表明し、アフガニスタンが、テロ及び麻薬のない、平和的、安定的、かつ経済的に繁栄する国家に速やかになることに賛意を示し、アフガニスタンの持続可能な経済成長と発展のため、国際社会からの支援の継続と共に、アフガニスタン側のガバナンス向上に向けた更なる取組が必要であることを確認した。この関連で、ロシア連邦大統領は、2012 年 7 月のアフガニスタンに関する東京会合の組織及び実施のための日本国の努力を高く評価した。両首脳は、東京会合で構築した相互責任に関する東京フレームワークのフォローアップを含め、これに係る国際的なコミットメントの着実な実施の重要性を強調した。

47. 両首脳は、アフガニスタンの麻薬の脅威に対して積極的に取り組み、それにより麻薬取引から多大な資金を得ている国際テロリズムとの闘いに重要な貢献を行う決意を表明した。この関連で、ドモジェドヴォにおけるロシア内務省職員技能向上施設におけるアフガニスタン麻薬警察研修に関する日露共同プロジェクトの成功が指摘され、同プロジェクトの実施を継続する意向が表明された。

48. 両首脳は、アラブ･イスラエル紛争の包括的、公平かつ長期的な解決は、関連の国連安全保障理事会決議、マドリード原則、ロードマップの関連規定、アラブ和平イニシアティブ、両者の過去の諸合意に基づくべきこ

とを確認し、イスラエルとパレスチナとの間の直接交渉の停滞に深刻な懸念を表明し、イスラエル人及びパレスチナ人に対して一方的な行為を避け、互いに歩み寄る措置をとり、交渉プロセスを再開するよう呼びかけた。両首脳は、国際的仲介人による中東「カルテット」を含む全ての関係者に対して、パレスチナ・イスラエル紛争の平和的解決のために、平和構築の取組を活発に支援するよう呼びかけ、また、和平プロセスのメカニズム活性化につき日露間の連携継続の意思を確認した。

49. 両首脳は、パレスチナ人の生活レベルの本質的向上に基づく将来性あるパレスチナ経済の創設は、パレスチナ国家の建設の不可欠の条件であることを確認し、これらの努力を支持するよう国際社会に対して呼びかけた。ロシア連邦大統領は、日本国が 2013 年 2 月に「パレスチナ開発のための東アジア協力促進会合(CEAPAD)」を開催したことを歓迎した。両首脳は、今後とも国際社会と連携しながら、パレスチナの脆弱な経済社会状況の改善に向けて、両国を含む関係国がパレスチナ支援を進めていく必要性を確認した。

50. 両首脳は、シリアにおける激しい人道危機に関する深刻な懸念を表明し、シリア人自身の主導による政治的移行プロセスに対する支持を堅持することを確認しつつ、シリアの独立、主権、統一及び領土保全に対する原則的な支持を表明した。

51. 両首脳は、全ての関係者に対し、2012 年 6 月 30 日付けのジュネーブ・コミュニケの規定に従って、シリアにおける暴力及び人権侵害の停止並びに B. アサド政権と様々な反対グループとの間の対話を通じた政治解決の道筋の模索を促すよう呼びかけるとともに、L. ブラヒミ国連・アラブ連盟特別代表の活動への支援を表明した。また、両首脳は、シリア国外にいる難民を含むシリア国民への国際人道支援の拡大及び被害にあった人々がその支援に差し障りなくアクセスできることの重要性を強調した。

52. 両首脳は、地域を越えた規模で安全に対する深刻な挑戦となっている、サハラ・サヘル地域で起こっている政治不安定プロセス並びに過激的及び分離主義的な傾向の増加についての憂慮の念を表明し、国際社会側からの義務の実現及び地域諸国に対する支援の必要性を確認した。

53. 日本国総理大臣はロシア連邦大統領に対し、都合が良い時期に日本国を公式訪問するよう招待した。招待は感謝をもって受け入れられた。具体的な時期は外交経路を通じて調整される。

2013 年 4 月 29 日
モスクワにて

70 プレス向け声明

2016 年 12 月 16 日

1．安倍晋三日本国総理大臣及び V.V. プーチン・ロシア連邦大統領は、2016 年 12 月 15 日－ 16 日に長門市及び東京で行われた交渉において、択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島における日本とロシアによる共同経済活動に関する協議を開始することが、平和条約の締結に向けた重要な一歩になり得るということに関して、相互理解に達した。かかる協力は、両国間の関係の全般的な発展、信頼と協力の雰囲気の醸成、関係を質的に新たな水準に引き上げることに資するものである。

2．安倍晋三日本国総理大臣及び V.V. プーチン・ロシア連邦大統領は、関係省庁に、漁業、海面養殖、観光、医療、環境その他の分野を含み得る、上記 1 に言及された共同経済活動の条件、形態及び分野の調整の諸問題について協議を開始するよう指示する。

3．日露双方は、その協議において、経済的に意義のあるプロジェクトの形成に努める。調整された経済活動の分野に応じ、そのための国際約束の締結を含むその実施のための然るべき法的基盤の諸問題が検討される。

4．日露双方は、この声明及びこの声明に基づき達成される共同経済活動の調整に関するいかなる合意も、また共同経済活動の実施も、平和条約問題に関する日本国及びロシア連邦の立場を害するものではないことに立脚する。

5．両首脳は、上記の諸島における共同経済活動に関する交渉を進めることに合意し、また、平和条約問題を

解決する自らの真摯な決意を表明した。

71　プレス向け声明

2016 年 12 月 16 日

ロシア連邦大統領の日本国公式訪問の枠内で 2016 年 12 月 15 日－ 16 日に行われた交渉において、両首脳は、両国の人的交流のための良好な条件の創設に賛意を表した。特に、1986 年 7 月 2 日付けの日ソ間の合意に基づいて実施されている、先祖の墓を訪問するための日本人の元住民の往来に関するテーマが触れられた。双方は、人道上の理由に立脚し、上記合意の実施の制度は、何よりも往来への日本人参加者が高齢であることを考慮した改善を必要としていることで合意した。この関連で、両首脳は、両国外務省に対して、追加的な一時的通過点の設置及び現行の手続の更なる簡素化を含む、あり得べき案を迅速に検討するよう指示した。双方は、これに関するあらゆる問題について対話を継続することで合意した。

72　2019 年 6 月 29 日の日露首脳会談に関するプレス発表

2019 年 6 月 29 日

安倍総理とプーチン大統領は、2019 年 6 月 29 日に大阪にて会談し、2018 年 11 月にシンガポールにおいて共に表明した、1956 年共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させるとの決意の下で、精力的に平和条約交渉が行われていることを歓迎し、引き続き交渉を進めていくことで一致した。両首脳は、2016 年 12 月に長門で表明した平和条約問題を解決する自らの真摯な決意を確認し、四島における共同経済活動の実施に向けた進展を歓迎した。

73　日本政府の決定に対する対抗的な措置に関するロシア外務省声明

2022 年 3 月 21 日

ウクライナ情勢に関連して日本により導入されたロシアに対する一方的な制限の明確な非友好的性質を踏まえ、以下の措置を講ずる。

ロシア側は、露骨に非友好的な立場をとり、我が国の利益に害を及ぼそうとする国との間で二国間関係に関する基本文書の署名について議論することは不可能であるため、現在の状況下において日本との平和条約に関する交渉を継続するつもりはない。

1991 年の「ロシア連邦」の「南クリル」諸島及び日本の間の「ビザなし交流」に関する合意及び 1999 年の「南クリル」の元日本人島民による以前の居住地への最大限簡易化された訪問に関する合意に基づく、日本国民の「ビザなし訪問」を中止する決定が行われた。

ロシア側は、「南クリル」における共同経済活動の調整に関する日本との対話から離脱する。

ロシア側は、セクター対話に関する黒海経済協力機構のパートナーとしての日本の地位の延長を停止する。

二国間協力及び日本自身の利益の損害に対する全ての責任は、互恵的協力及び善隣の発展の代わりに、反露的方針のための選択を故意に行った日本政府にある。

74　日本政府の決定に対する対抗的な措置に関するロシア外務省声明に対する日本側の抗議（森外務事務次官によるガルージン駐日ロシア連邦大使の召致）

2022 年 3 月 22 日

3 月 22 日、ロシア外務省が日本に対する措置を発表したことを受け、森健良外務事務次官は、ミハイル・ユーリエヴィチ・ガルージン駐日ロシア連邦大使を召致の上、同大使に対して、以下のとおり申し入れました。ロシア時間の 3 月 21 日、ロシア外務省が、ウクライナ情勢に関連して日本が行った措置が一方的な非友好的な措置であるとして、こうした措置を踏まえて、(1) 平和条約交渉を継続しない、(2) 四島交流等の事業を中止する、(3) 共同経済活動に関する対話から離脱する等の措置を発表したと承知。

そもそも、ロシアが主権国家であるウクライナを侵略したことは、力による一方的な現状変更の試みであり、国際秩序の根幹を揺るがす行為。明白な国際法違反であり、断じて許容できず、厳しく非難する。学校、病院、住宅、商業施設、民生インフラ等を攻撃・破壊し、多数の民間人を殺傷し続けていることは許されない。

露側がいかなる主張をしようとも、侵略を正当化する理由には全くならない。即刻停戦し、全ての露軍部隊を撤収するよう要求する。

また、ロシアの侵略について、我が国としても米国・EU・英国等を含む国際社会と連携して、ロシアに対する強力な制裁を科すのは当然である。

軍事的手段に訴え、今般の事態を招いたのは露側である。それにも関わらず、日本側に責任を転嫁するかのような主張は極めて不当であり、断じて受け入れられない。強く抗議する。

日本側として、今回露側が発表した措置に加え、ロシアが日本の国民や企業に不利益が及び得る措置を導入し、あるいは導入しようとしていることに強い懸念を持っている。日本国民や企業の正当な利益が損なわれないよう改めて要求する。

75 四島交流及び自由訪問の合意の効力停止に関するロシア連邦政府令

2022年9月3日付（9月5日発表）

連邦法「ロシア連邦の国際条約について」第37条に従い、1991年10月14日付けの相互訪問の手続に関するソビエト社会主義共和国連邦外務大臣と日本国外務大臣との間の往復書簡の形式による合意並びに1999年9月2日付けの旧島民及びその家族たる日本国国民による国後島、択捉島及び「小クリル」群島（サハリン州）への最大限に簡易化された訪問の実施に関するロシア連邦政府と日本国政府との間の合意（口上書交換の形式）の効力を停止する。

ロシア外務省に対し日本側に行われた決定について通報する（よう指示する）。

76 四島交流及び自由訪問の合意の効力停止に関するロシア連邦政府令に対する日本側抗議（官房長官会見（抜粋））

2022年9月6日

3月、ロシア外務省は、ウクライナ情勢に関連して日本が行った措置が一方的な非友好的な措置であるとし、こうした措置を踏まえて、四島交流等の事業を中止する等の措置を発表をしました。

その際も日本側から今回の事態は、全てロシアによるウクライナ侵略に起因して発表しているものであり、失礼しました、発生しているものであり、それにもかかわらず日本側に責任を転嫁しようとするロシア側の対応は極めて不当であり、断じて受け入れられない旨、強く抗議を行いました。

そうした中で、今般ロシア政府が四島交流等の事業に関わる合意の効力の停止に関わる政府令を発表したことは、極めて不当なものであり、断じて受け入れられません。現在までのところ、本件に関するロシア側からの通知はありませんが、9月6日、ロシア側に対し、こうした考えを伝達の上、改めて強く抗議しました。

日ロ関係の現状は全てロシア側に責任がありますが、こうした中で、四島交流事業等を行う状況にはありません。もちろん日本政府として、ご高齢になられた元島民の方々の思いに何とか応えたいという考えに変わりはありませんが、このような対応を取らざるを得ないことについてご理解を賜りたいと思います。

77 「ビザなし交流」に関する露日間合意の効力停止について（ロシア外務省報道発表）（抜粋）

2022年9月7日

9月5日、ロシア連邦は、必要な国内手続を完了し、1991年10月14日付けの相互訪問の手続に関するソビエト社会主義共和国連邦外務大臣と日本国外務大臣との間の往復書簡の形式に関する合意並びに1999年9月2日付けの旧島民及びその家族たる日本国国民による国後島、択捉島及び「小クリル」群島（サハリン州）への最大限に簡易化された訪問の実施に関するロシア連邦政府と日本国政府との間の合意（口上書交換の形式）の効力を停止した。この措置は、2022年3月21日付けの露外務省声明で予告されていた。なお、この措置は、1986年7月2日付けの相互のビザなしでの墓参に関するソ日間の合意の実施には影響しない。

日ソ国交回復以後の日ソ・日露関係主要事項年表

年　月　日	主　要　事　項	総理	外相
1956年		鳩山一郎	重光葵
10.19	日ソ共同宣言及び貿易発展・最恵国待遇相互許与議定書署名（モスクワ）		
12.12	前記批准書交換（東京）		
12.12	日ソ漁業条約及び海難救助協定（1956.5.14 調印）発効		
12.13	抑留日本人の恩赦に関するソ連最高会議幹部会令発表		
12.26	抑留日本人 1,025 名帰国		
12.30	テヴオシャン副首相を駐日大使に任命		
1957年		石橋湛山	岸信介
2.10	テヴオシャン大使着任		
2.14	日ソ漁業委員会第１回会議開催（4.6 まで、東京）		
3. 8	門脇大使モスクワ着任		
3. 9	日本、核兵器実験中止につき対ソ申入れ		
3.16	ソ連、在ソ邦人調査結果を日本に通告	岸信介	
4.15	門脇大使、ソ連の無警告核爆発実験に関し対ソ申入れ		
5. 4	日本、沿海地方沖の日本漁船退去問題で対ソ抗議		
5. 9	テヴオシャン大使、岸総理に核実験中止に関する覚書を手交		
5.10	日本政府、前記申入れに対しソ連側の率先実験中止を要求		
7.21	ソ連大臣会議、ピョートル大帝湾内海化宣言を発表		
7.26	7.21 付宣言に関し日本、ソ連に撤回方を要求		
8. 6	7.21 付宣言に関し、日本２回目の抗議		
12. 6	日ソ通商条約、貿易支払協定付属書調印（東京）		藤山愛一郎
1958年			
1. 7	ソ連、日米英三国のピョートル大帝湾内海化宣言に対する抗議を拒否		
4.22	58 年度日ソ漁業交渉妥結（モスクワ）		
5. 9	日ソ通商条約発効		
5.15	ソ連代理大使、山田外務次官に核兵器持込みに関する口上書を手交		
5.17	岸総理、フルシチョフ首相に原水爆実験停止に関する返書を送る 外務省、核兵器持込みに関するソ連口上書に回答		
6. 5	ソ連でソ日協会設立		
6.16	ソ連、再び日本政府に対し核兵器装備に関する口上書を送る		
8.23	前記に対する日本政府回答		
8.27	イシコフ漁業部長の訪日		
12. 2	ソ連政府、日米安保条約改訂問題に関し、日本が中立政策を守るよう期待するとの覚書を門脇大使に手交		
1959年			
5. 4	ソ連政府、核武装及び中立問題につき対日申入れ		
5.15	5.4 付対日申入れに関し、日本側対ソ回答		
9.11	訪ソ中の三木武夫衆議院議員、フルシチョフ首相と会談		
1960年			
1.27	グロムイコ外相、門脇大使に日米新安保条約の調印を非難する対日覚書を手交（歯舞、色丹の返還に新条件）		
2. 5	1.27 付ソ連政府覚書に対し、日本政府回答（東京）		
2.24	2.5 付日本側回答に対し、ソ側重ねて対日覚書手交（モスクワ）		
3. 1	2.24 付ソ連政府覚書に対し、日本側回答（東京）		
4.22	日米新安保条約に関するソ連政府の対日覚書（モスクワ）		
5.20	基地問題に関するソ連政府の対日覚書（モスクワ）		
6.15	日米新安保条約などに関するソ連政府の対日覚書（モスクワ）		
6.29	ソ連政府、日米新安保条約を非難する声明発表		
7. 1	日本政府、安保問題に関するソ側覚書に対し反論を加えた覚書をフエドレンコ大使に手交（東京）		
1961年		池田勇人	小坂善太郎
4.10	ソ連外務省、ハバロフスク及びチタの日本人墓地訪問許可を通告		
8.14 ～ 8.22	ミコヤン第一副首相の訪日（ソ連商工業見本市出席） 8.16 池田総理と会談（フルシチョフ親書手交）、8.14 小坂外相と会談		
8.28	池田総理、フルシチョフ書簡に返書（8.26 付）		
9.20	日本政府、核実験に関し、対ソ抗議		
9.29	8.26 付池田書簡に対し、フルシチョフ首相より返書（9.25 付）		

（1961年）		池田勇人	小坂善太郎
10.20	日本政府、ソ連の 50 メガトン級核爆発実験声明に関し、対ソ抗議		
10.24	フルシチョフ首相、核実験問題で池田総理あて書簡		
10.28	フルシチョフ書簡に対し、池田総理返書		
11.15	池田総理、9.25 付フルシチョフ書簡に返書		
1962年			
1.31	ソ連政府、日本に第２次遺族墓参の許可を通告		
3.10	池田総理、フルシチョフ首相に核実験停止協定の締結を要請する書簡を送る		
3.20 ～ 3.30	ジューコフ対外文化連絡国家委員会議長の訪日		
4. 6	フルシチョフ首相、3.10 付池田書簡に返書		
4.20	池田総理、核実験停止に関し、フルシチョフ首相あて親書		
5. 2 ～ 5.29	ガガーリン宇宙飛行士の訪日		
6.14	4.20 付池田親書に対するフルシチョフ首相返書（6.10 付）届く		
7.26	日本政府、ソ連核実験再開に抗議		
8.22	フルシチョフ首相、訪ソ経済使節団（団長、河合良成）とヤルタで会談		大平正芳
8.30	ソ連、核実験再開に関する日本政府の抗議に回答		
1963年			
2. 6	駐日ソ連大使、米原潜の日本寄港に抗議覚書を大平外相に手交		
6.10	貝殻島水域における昆布漁に関する大日本水産会とソ連国民経済会議付属漁業国家委員会との協定署名（モスクワ）		
11.30	日本、ソ連の太平洋ロケット実験計画に抗議申入れ		
12.31	フルシチョフ首相、各国首脳あて書簡で、領土と国境紛争解決に武力不行使協定締結を提案		
1964年			
2. 7	池田総理、63.12.31 付フルシチョフ書簡に返書		
4.29	貝殻島周辺昆布漁日ソ民間協定延長議定書署名（モスクワ）		
5.14 ～ 5.27	ソ連最高会議代表団（団長、ミコヤン第一副首相）の訪日		
9. 4 ～ 9.16	日本国会議員団（団長、福永健司議員）の訪ソ		
10. 3	訪ソ中の藤山愛一郎議員らソチにてフルシチョフ首相と会談		椎名悦三郎
12. 4	椎名外相、第 19 回国連総会一般討論演説において北方領土問題に言及	佐藤栄作	
12.29	コスイギン首相、佐藤総理に訪ソ招待の書簡		
1965年			
2. 1	佐藤総理、コスイギン首相あて返書		
2.26	日ソ査証料相互免除取極公文交換（東京）1965.4.1 発効		
2.26	日ソ交流協会創立総会		
4. 6	日本、ヴィエトナム問題に関する 3.22 付ソ連覚書に回答		
4.18	日ソ親善協会創立総会		
5. 2 ～ 5. 8	赤城農相の訪ソ		
6.17 ～ 6.25	クズネツォフソ連第一外務次官の訪日		
7. 8 ～ 7.10	三木通産相訪ソ、日本産業見本市開会式に参加、7.9 コスイギン首相と会談		
8.17	船田衆議院議長の訪ソ		
8.26	日本政府経済使節団（団長、植村経団連副会長）の訪ソ		
8.31	ソ連政府、ヴィエトナム問題で日本は米軍事冒険の共犯者とする対日覚書		
9.28	対日覚書に対する日本政府回答覚書		
1966年			
1.16 ～ 1.22	椎名外相の訪ソ		
	1.21 航空協定調印、コスイギン首相と会談（佐藤総理親書手交）		
2.17	ソ連政府、ヴィエトナム問題での対米協力中止を日本に申入れ		
3.26	2.17 付ソ連政府申入れに対し日本政府回答		
6.19 ～ 6.28	イシコフ漁業相の訪日		
7.24 ～ 7.30	グロムイコ外相の訪日		
7.29	日ソ領事条約調印（67.8.23 発効）		
9. 5 ～ 9.25	第２次政府経済使節団（団長、新井同和鉱業社長）の訪ソ		
10.19	日ソ共同宣言 10 周年、両国首相、外相、祝電交換		
10.20 ～ 10.29	フルツェワ文化相の訪日		
1967年			
1.16	ソ連東欧貿易会創立総会		三木武夫
1.27	ヴィエトナム問題に関しソ連政府対日声明		
2.16	1.27 付対日声明に対する日本政府声明		
4.18 ～ 4.25	ロギノフ民間航空相等招待飛行で訪日		
5.18 ～ 5.24	川島特使の訪ソ		
5.19	領事館設置に関する書簡交換（モスクワ）		

(1967年)		佐藤栄作	三木武夫
7. 4 ～ 7.13	スピリドノフ最高会議連邦会議議長の訪日		
7. 9	在ナホトカ日本総領事館開設		
7.20 ～ 7.25	三木外相の訪ソ（第１回外相間定期協議）		
7.22	コスイギン首相と会談		
7.24	日ソ領事条約批准書交換、漁業分野の学術技術協力協定調印		
10. 9	在札幌ソ連総領事館開設		
1968年			
1.16 ～ 2. 1	バイバコフ副首相兼国家計画委員会議長の訪日		
1.29	ヴィエトナム問題に関するソ連政府の対日声明		
1.29 ～ 2. 7	スースロフ政治局員・書記の訪日、日ソ共産党会談		
8.22	日本政府、チェコ事件に関し対ソ申入れ		
10.25 ～ 10.28	中曽根運輸相の訪ソ（日航の自主運航実現交渉､10.28 コスイギン首相と会談）		
1969年			愛知揆一
2. 4 ～ 2.13	ロギノフ民間航空相の訪日		
4.15 ～ 4.24	パレッキス最高会議民族会議議長の訪日		
9. 4 ～ 9. 9	愛知外相の訪ソ		
	9.4 コスイギン首相と会談、9.8 グロムイコ外相と会談		
10.10	原田運輸相の訪ソ		
10.15 ～ 10.23	社会党の招待によりソ連党中央委代表団（団長、ルミヤンツエフ中央委員）の訪日		
11 月	クヴィシアニ科学・技術国家委員会副議長の訪日		
12.27	航空協定附属書改正取極発効（シベリア上空経由の国際航空業務開始）		
1970年			
3.28	シベリア経由日航自主運航第一便モスクワ着		
3.31 ～ 4. 6	川島特使（自民党副総裁）の訪ソ、ジェトロ見本市開会式出席		
4. 3	ソ連外務省、在ソ日本大使館にポトゴルヌイ最高会議幹部会議長風邪のため訪日中止の通告		
4. 7	ノヴィコフ副首相、大阪万国博出席のため訪日		
7. 9 ～ 7.19	日本社会党代表（団長、成田委員長）の訪ソ		
7.14	中川大使、イシコフ漁業相に北洋安全操業に関する日本政府提案を手交		
8.11 ～ 8.18	フルツェワ文化相の訪日		
9. 5 ～ 9.17	ソ連最高会議議員団（団長、ナスリジノヴァ最高会議民族会議議長）の訪日		
9.11 ～ 9.21	日本国会議員団（団長、福永健司議員）の訪ソ		
1971年			
3.16	ハバロフスク・新潟航空路線開設協定調印（モスクワ）		
4.21	在大阪ソ連総領事館開設		
4.30	航空協定附属書改正取極発効（ハバロフスク・新潟航空路線開設）		
5. 9	在レニングラード日本総領事館開設		
5.18	だ捕漁船及び逮捕者の引渡し手続取極発効		
6. 2	日ソこんぶ協定調印（モスクワ）		福田赳夫
8.24 ～ 8.30	小坂自民党政調会長の訪ソ		
9.12 ～ 9.17	平泉科学技術庁長官の訪ソ		
9.21 ～ 9.25	パトリチェフ外国貿易相の訪日		
10.11 ～ 10.15	赤城農相の訪ソ		
10.19	日ソ共同宣言署名 15 周年に当たり日ソ両外相祝電交換		
10.14 ～ 10.21	シェレーピン全ソ労組中央評議会議長の訪日（日ソ労組交流委員会出席）		
1972年			
1.23 ～ 1.28	グロムイコ外相の訪日（第２回外相間定期協議）、1.27 文化交流取極署名		
6. 7	日ソこんぶ協定署名	田中角栄	大平正芳
9. 7 ～ 9.14	衆・参両院訪ソ親善議員団の訪ソ（団長、福田篤泰衆院外務委員長）		
9.19	新関大使、北方水域での安全操業に関する日本側正式提案をソ側に伝達		
10.21 ～ 10.24	大平外相の訪ソ（第１回平和条約交渉）		
1973年			
3. 6	新関大使、ブレジネフ書記長に田中総理親書を手交		
3.28	田中総理、トロヤノフスキー大使よりブレジネフ書記長の返書受理		
7. 3 ～ 7. 9	フルツェワ文化相の訪日		
8.27 ～ 9. 6	国会派遣訪ソ親善議員団（団長、石田博英議員）の訪ソ		
10. 7 ～ 10.10	田中総理の訪ソ、田中・ブレジネフ会談（第２回平和条約交渉）、第３回外相間定期協議（大平・グロムイコ）、共同声明発表、科学技術協力協定、渡り鳥条約、文化交流実施取極に署名		

（1973年）		田中角栄	大平正芳
10.19 ～ 10.27	桜内農相の訪ソ、日ソ漁業相間協議		
12.19 ～ 12.29	ソロメンツェフ・ロシア共和国首相の訪日、大シベリア博開会式出席		
1974年			
3.21 ～ 3.26	植村･永野代表団の訪ソ（3.22 コスイギン首相、3.25 ブレジネフ書記長と会談）		
4. 5	田中・コスイギン両首相会談（モスクワ）		
4.18 ～ 4.24	石田博英議員の訪ソ（4.24 ブレジネフ書記長と会談）		
5.16	重光大使、コスイギン首相に田中総理親書手交		
7.11	トロヤノフスキー大使、田中総理にコスイギン親書手交		木村俊夫
9.25	木村・グロムイコ両外相会談（ニューヨーク）		
10.16	トロヤノフスキー大使、田中総理にブレジネフ親書手交	三木武夫	宮澤喜一
1975年			
1.15 ～ 1.17	宮澤外相の訪ソ（第３回平和条約交渉）		
2.13	ブレジネフ書記長、三木総理あて親書で「日ソ善隣協力条約」締結を提案、三木総理拒否		
4.25	重光大使、グロムイコ外相にブレジネフあて三木親書を手交		
6. 2 ～ 6. 8	イシコフ漁業相の訪日 6.7 日ソ漁業操業協定調印（日本近海の漁業事故防止）		
6.17	タス、ソ連政府の日本政府あて声明を発表（日中条約の「覇権条項」問題で日本政府の慎重な態度を要望）		
6.19	6.17 付対日声明に関し、重光大使、グロムイコ外相に我が方立場を表明		
10. 3	コムニスト誌第 14 号、巻頭論文としてグロムイコ政治局員、外相の「平和綱領の実施」を掲載、日本の「根拠のない北方領土返還要求には反撃」と述べる		
10. 8	日本外務省、グロムイコ論文は 1973 年の日ソ共同声明に反すると抗議		
10.15	グジエンコ海洋船舶相の訪日（沖縄海洋博ナショナル・デー出席）		
10.23	日ソ漁業操業協定発効		
11.24 ～ 11.30	ソ連最高会議代表団の訪日（団長、ヴォデル幹部会副議長）		
11.21	日ソ北太平洋捕鯨規制協定調印（於東京）		
1976年			
1. 9 ～ 1.13	グロムイコ外相の訪日（第４回外相間定期協議及び第４回平和条約交渉）		
2.24	ブレジネフ書記長、「平和的解決の諸問題に関連し、日本には時として外部からの直接的教唆のもとに、ソ連に対し根拠のない、不法な要求を提起しようとする者がいる」と批判（第 25 回党大会中央委報告）		
3. 1	日本外務省、在京ソ連臨時代理大使に対し、2.24 付ブレジネフ発言につき、我が方態度を明確にしてソ側の注意を喚起		
3. 5	日ソ漁業損害賠償請求処理委員会東京委員会発足		
3.26	同モスクワ委員会発足		
5.12	マチェーヒン（ノーヴォスチ通信記者）を国内法違反の廉で逮捕		
7.28	バイカル号事件（日本人女子学生死亡）		
8. 8 ～ 8.14	土光経団連会長一行の訪ソ（8.13 ブレジネフ書記長とヤルタで会談）		
9. 3	ソ連外務省、北方領土墓参団につき日本旅券とソ連査証を必要とする旨最終回答（従って北方墓参実施されず）		
9. 6	MIG25 型機函館空港着陸（ベレンコ中尉亡命）		
9. 9	ポリャンスキー大使、MIG25 事件に関するソ連政府声明を日本側に手交		
9.10 ～ 9.12	宮澤外相、北方領土視察		
9.20	日本外務省、在京ソ連大使館に MIG25 事件に関する日本政府の立場を伝達		小坂善太郎
9.22	ポリャンスキー大使、MIG25 事件に関するソ連政府声明（第２回目）を日本側に手交		
9.28	小坂・グロムイコ外相会談（於ニューヨーク）		
11.14	MIG25 型機ソ連へ引渡し（茨城県日立港）		
12.10	ソ連、最高会議幹部会令により 200 海里漁業水域設定	福田赳夫	鳩山威一郎
1977年			
2.24	ソ連邦大臣会議、北方四島周辺水域を含む 200 海里漁業水域において 3.1 より規制を実施する旨決定		
2.25	日本政府、2.24 のソ連側の一方的措置は認められない旨の官房長官談話発表		
2.26	日本外務省、在京ソ連大使にソ連邦大臣会議決定に関し抗議		
2.28 ～ 3. 3	鈴木農相の第１次訪ソ		
4. 5 ～ 4. 8	園田官房長官、総理特使としての訪ソ		
4. 7 ～ 4.16	鈴木農相の第２次訪ソ		
4.16 ～ 4.22	日ソ漁業交渉に関する国会代表議員団（櫻内義雄団長以下各党代表 15 名）の訪ソ		

（1977年）		福田赳夫	鳩山威一郎
4.29	ソ連、日本に対し日ソ漁業条約の廃棄を通告（１年後に失効）		
5. 2	我が国、海洋二法国会を通過		
5. 3 ～ 5.27	鈴木農相の第３次訪ソ		
5.24	日ソ漁業委員会合意議事録署名		
5.26 ～ 6. 1	パトリチェフ外国貿易相の訪日		
5.27	日ソ漁業暫定協定署名（於モスクワ）		
6. 6	ブレジネフ書記長の朝日新聞に対する回答発表		
6.10	日ソ漁業暫定協定発効		
6.12 ～ 6.15	石田労相、ILO 総会の帰途訪ソ（6.14 コスイギン首相と会談、6.15 ブレジネフ書記長と会談）		
6.29	ソ日漁業暫定協定交渉開始（於東京）		
7. 1	海洋二法施行		
7.28 ～ 8. 5	イシコフ漁業相の訪日		
8. 4	ソ日漁業暫定協定署名（於東京）		
8.16	ソ日漁業暫定協定暫定実施		
9.29	日ソ漁業長期協定交渉開始（於モスクワ）		
9.29	鳩山・グロムイコ会談（於ニューヨーク）		
12.16	「日ソ」「ソ日」両暫定協定の有効期間延長に関する議定書署名（於モスクワ）		
1978年			園田直
1. 8 ～ 1.11	園田外相の訪ソ（第５回外相間定期協議）		
2.15	日ソ漁業協力協定締結交渉開始（於モスクワ）		
2.22	ポリャンスキー大使、福田総理にブレジネフ親書手交（同書記長は善隣協力条約締結の希望を表明）		
2.23	ソ連、善隣協力条約案公表		
3. 6	領土問題に関するソ連外務省口頭声明		
3.20	同声明に対する日本側反論		
4.11 ～ 4.22	中川農水相の訪ソ		
4.21	日ソ漁業協力協定及びさけ・ます議定書の署名（於モスクワ）		
6.19	ポリャンスキー大使、日中平和友好条約への懸念を声明するソ連政府声明伝達		
8.12	日中平和友好条約調印、同条約に関し宮沢欧亜局長よりジノヴィエフ在日ソ連臨時代理大使に対し説明		
8.14	同条約に関し、松原在ソ臨時代理大使よりフリュービンソ連外務省次官に対し説明		
8.23	同条約に関し、ジノヴィエフ臨時代理大使より有田事務次官に対し口頭申入れ		
9. 4 ～ 9.11	超党派国会議員団の訪ソ（白浜仁吉団長）		
9.25	園田・グロムイコ外相会談（於ニューヨーク）		
10.24	北方海域における領海侵犯に関するソ側口頭声明		
10.30	同声明に対する日本政府の反論		
11.18	「日ソ」及び「ソ日」漁業暫定協定延長議定書締結交渉開始（於東京）（12.15 署名）		
12.13 ～ 12.23	クルグロヴァ対外友好文化交流団体連合会幹部会議長の訪日	大平正芳	
1979年			大来佐武郎
2. 5	国後、択捉両島におけるソ側の軍事施設の構築等に関する口頭声明		
2.26	魚本大使、国後、択捉両島におけるソ側の軍事的措置の撤回及び北方領土の早期解決を求める国会決議をソ連に伝達		
5.14 ～ 5.15	第１回日ソ事務レベル協議（於東京）		
7.24 ～ 7.29	渡辺農水相の訪ソ		
9. 8 ～ 9. 9	園田外相、北方領土視察		
9.24	園田・グロムイコ外相会談（於ニューヨーク）		
10. 2	北方領土におけるソ連の軍備強化に関する口頭声明		
10.16	領土問題に関するソ側口頭声明		
11.20	「日ソ」及び「ソ日」漁業暫定協定延長議定書締結交渉開始（於モスクワ）（12.14 署名）		
12.28	アフガニスタン問題に関するソ側口頭声明		
12.29	同口頭声明に対する日本政府の口頭声明		
1980年			
2. 8	防衛庁機密洩漏事件、北方領土におけるソ連の軍備強化及びアフガニスタン問題に関する対ソ申入れ		
3.13	衆議院本会議にて、「北方領土問題の解決促進に関する決議」及び「アフガニスタンからのソ連軍の撤退等を要求する決議」採択		
3.19	参議院本会議にて、上記両決議を採択		
4. 2	80 年度日ソさけ・ます議定書締結交渉開始（於モスクワ）（4.15 署名）		

(1980年)			
4.11	魚本大使、衆・参両院の決議をソ連側に伝達		
8.23	ソ連潜水艦、日本領海通過を強行	鈴木善幸	伊東正義
〃	上記に対し、日本外務省より在日ソ連臨時代理大使に対し抗議の申入れ		
9.12	日本外務省、在日ソ連臨時代理大使に対し、ソ連の対日論調に関する申入れ		
9.23	伊東外相、第35回国連総会一般討論演説において北方領土問題に言及		
9.24	伊東・グロムイコ外相会談（於ニューヨーク）		
10. 3	「アドミラル・ナヒーモフ号」に関するソ連側申入れ		
10.20	「アドミラル・ナヒーモフ号」に関するソ連側申入れに対する日本側反論（その後、本件をめぐり10.31、12.2、12.19の三度にわたり日ソ間の応酬がなされている）		
10.25 ～ 10.26	伊東外相、北方領土視察		
11.28	衆・参両院の本会議において「北方領土問題等の解決促進に関する決議」採択		
1981年			
1. 6	「北方領土の日」設定（2.7）に関する閣議了解		
1.20	「北方領土の日」設定等に関するソ連側口頭声明		
1.28	上記口頭声明に対する日本側の反論		
2. 7	第1回北方領土の日		
2.16	「北方領土の日」設定等に関するソ連側口頭声明		
2.23	ブレジネフ書記長、第26回党大会中央委報告で対日関係について「日本の外交路線において否定的要素が強まっている」と発言		
3.15	ポリャンスキー大使、伊東外相に対し極東における信頼措置に関するソ連指導部の立場を伝達		
4. 6	81年度日ソさけ・ます議定書締結交渉開始（於モスクワ）（4.20署名）		
4.27 ～ 5. 3	自民党日ソ友好議員懇話会代表団（鳩山威一郎団長）の訪ソ		
4.29	魚本大使、グロムイコ外相に対し「北方領土の日」設定等に関するソ連側口頭声明（2.16付）及び極東における信頼措置に関するソ連側申入れに対する日本側反論を伝達		
8. 6	北方領土問題についての海外広報活動に関するソ連側申入れ		園田直
8.25	貝殻島コンブ民間協定調印		
8.31	北方領土問題についての海外広報活動に関するソ連側申入れに対する日本側反論		
9. 9 ～ 9.10	鈴木総理、北方領土視察		
9.22	園田外相、第36回国連総会一般討論演説において北方領土問題に言及		
9.23	園田・グロムイコ会談（於ニューヨーク）		
10.19	園田・グロムイコ両外相日ソ国交回復25周年記念メッセージ交換		
1982年			櫻内義雄
1.20 ～ 1.22	第2回日ソ事務レベル協議（於モスクワ）		
2.23	ポーランド情勢に関する対ソ措置（宮澤官房長官談話）		
6. 9	櫻内・グロムイコ会談（第2回国連軍縮特別総会：於ニューヨーク）		
8.20	「北方領土問題等解決促進特別措置法」成立（83年4.1施行）		
8.21 ～ 8.23	櫻内外相、北方領土視察		
10. 1	櫻内外相、第37回国連総会一般討論演説において北方領土問題に言及		
10. 4	櫻内・グロムイコ会談（於ニューヨーク）		
11. 9	F-16三沢基地配備に関するソ連側口頭声明		
11.11	F-16三沢基地配備に関するソ連側口頭声明に対する日本側反論		
11.14 ～ 11.16	鈴木総理、ブレジネフ書記長の葬儀出席（11.15）のため訪ソ（同行の櫻内外相、グロムイコ外相と会談：11.15）		
1983年			
1.25	SS-20シベリア移転配備問題及び我が国外交活動等に関するソ連側報道機関の論評に関する対ソ申入れ	中曽根康弘	安倍晋太郎
2. 4	日本の「軍国主義化」等に関するソ連側口頭声明		
2.16 ～ 2.22	カーメンツェフ漁業相の訪日		
4.11	83年度日ソさけ・ます議定書締結交渉開始（於モスクワ）（4.22署名）		
4.12 ～ 4.13	第3回日ソ事務レベル協議（於東京）		
6.17	日本外務省より在日ソ連臨時代理大使に対し、ヴィノグラードフ一等書記官の国外退去を要請（6.19出国）		
7. 5	「北方領土問題等解決促進特別措置法」実施の基本方針決定		
8.20 ～ 8.22	安倍外相、北方領土視察		
9. 1	ソ連軍機、大韓航空007便を撃墜		
9. 3	安倍外相、パブロフ大使を外務省に招致（ソ連機による大韓航空機の撃墜を非難し、事実関係の説明、捜索活動に協力要請）		

(1983年)		中曽根康弘	安倍晋太郎
9. 9	国家公務員のソ連航空機使用禁止等の大韓航空機撃墜事件に関する第１次対ソ措置発表（後藤田官房長官談話）（11.15 まで継続）		
9.13	9.15 から 28 までの間の日ソ間の航空機運航停止に関する第２次対ソ措置発表（閣議了解）		
9.14	大韓航空機事件に関する損害賠償請求をソ連側に申入れ		
9.28	安倍外相、第 38 回国連総会一般討論演説において北方領土問題に言及		
11.28	MIG23 の択捉島配備について、中島外審よりパブロフ大使に抗議		
1984年			
2.12 ～ 2.16	安倍外相、アンドロポフ書記長の葬儀（2.14）出席のため訪ソ（安倍・グロムイコ会談 2.15）		
3.12 ～ 3.13	第４回日ソ事務レベル協議（於モスクワ）		
6.26	ソ連、日ソ漁業協力協定の終了通告		
8.28 ～ 8.31	櫻内・日ソ友好議連会長の訪ソ		
9.16 ～ 9.23	山村農水相の訪ソ		
9.25	安倍・グロムイコ会談（於ニューヨーク）		
9.26	安倍外相、第 39 回国連総会一般討論演説において北方領土問題に言及		
10.25 ～ 11. 1	ソ連最高会議代表団（団長クナーエフ政治局員）の訪日		
11. 4	中曽根・チーホノフ会談（於ニューデリー、ガンジー葬儀の際）		
12. 7	日ソ地先沖合漁業協定署名（12.14 発効）		
1985年			
1.30 ～ 2. 1	佐藤農水相の訪ソ		
3.12 ～ 3.14	中曽根総理、チェルネンコ書記長の葬儀出席のため訪ソ（中曽根・ゴルバチョフ会談 3.14）		
4. 5 ～ 4.12	グジェンコ･ソ日協会会長（海運相）の訪日（対ソ友好諸団体との交流のため）		
5.12 ～ 5.16	アントノフ副首相の訪日（筑波科学博ソ連デー出席のため）		
5.19 ～ 5.26	プロムィスロフ・モスクワ市長の訪日（世界大都市サミット会議出席のため）		
9. 5 ～ 9. 6	第５回日ソ事務レベル協議（於東京）		
9.13 ～ 9.18	デミチェフ文化相の訪日（中曽根総理あてゴルバチョフ書記長親書を携行）		
9.23 ～ 9.27	坂田衆議院議長の訪ソ		
9.24	安倍外相、第 40 回国連総会一般討論演説において北方領土問題に言及 日ソ外相会談（於ニューヨーク）		
10. 8	中曽根総理、ゴルバチョフ書簡に返書		
11.13 ～ 11.19	カーメンツェフ漁業相の訪日		
1986年			
1.15 ～ 1.19	シェヴァルナッゼ外相の訪日（第６回外相間定期協議及び第５回平和条約交渉、中曽根総理あてゴルバチョフ書記長親書を携行）、日ソ租税条約、日ソ貿易支払協定署名		
2. 1	中曽根総理、ゴルバチョフ書記長書簡に返事		
4. 8 ～ 4.11	羽田農水相の訪ソ		
5.29 ～ 5.31	安倍外相の訪ソ（第７回日ソ外相間定期協議及び第６回平和条約交渉、日ソ文化協定に署名）		
7. 2	墓参に関する口上書交換（8.21 ～ 8.24 北方墓参実施）		
7.28	ゴルバチョフ書記長、ウラジオストクで演説		倉成正
8.27 ～ 8.29	カーピッツァ外務次官の訪日		
8.26 ～ 8.29	山口衆院外務委員会委員長他議員団の訪ソ		
9. 3 ～ 9. 6	櫻内・日ソ議連会長の訪ソ		
9. 7 ～ 9.13	マルチュク副首相の訪日		
9.23	倉成外相、第 41 回国連総会一般討論演説において北方領土問題に言及		
9.24	日ソ外相会談（於ニューヨーク）		
10.19 ～ 10.22	カーピッツァ外務次官の訪日		
11.13 ～ 11.14	第６回日ソ事務レベル協議（於モスクワ）		
11.27 ～ 12. 3	セミョーノフ特使の訪日		
12.21 ～ 12.28	ソ連墓参団の訪日（長崎・松山・泉大津）		
1987年			
6.18 ～ 6.23	加藤農水相の訪ソ		
9.21	中曽根総理、第 42 回国連総会一般討論演説で北方領土問題に言及		
9.25	日ソ外相会談（於ニューヨーク）		
11.16 ～ 11.17	第７回日ソ事務レベル協議（於東京）	竹下登	宇野宗佑
12. 1	在モスクワ日本国大使館広報部開設		
1988年			
4.16 ～ 4.18	宇野外相、北方領土視察		

(1988年)		竹下登	宇野宗佑
5.12 ～ 5.21	福田元総理、OB サミット出席のため訪ソ		
6. 1	竹下総理、国連軍縮特別総会一般討論演説において北方領土問題に言及		
6.23 ～ 6.27	第８回日ソ事務レベル協議（於モスクワ）		
7.20 ～ 7.25	中曽根前総理の訪ソ（ゴルバチョフ書記長と会談）		
9.16	ゴルバチョフ書記長、クラスノヤルスクで演説		
9.26	国連における日ソ会談（栗山外務審議官・シェヴァルナッゼ外相、於ニューヨーク）		
9.28	加賀美国連大使、第 43 回国連総会一般討論演説において北方領土問題に言及		
12.18 ～ 12.21	シェヴァルナッゼ外相の訪日（第８回日ソ外相間定期協議及び第７回平和条約交渉、第１回平和条約作業グループ（於東京））〔12.20 日ソ文化交流実施計画発効、日ソ渡り鳥条約批准書交換発効〕		
1989年			
1. 8	日ソ外相会談（於パリ、化学兵器禁止に関する国際会議）		
1.15 ～ 1.19	中曽根前総理の訪ソ（日米欧三極委員会関係）		
2.22 ～ 2.26	ルキヤーノフ最高会議幹部会第一副議長の訪日（大喪の礼出席）		
3. 1	竹下総理へのインタビュー記事「イズヴェスチヤ」紙に記載		
3.19 ～ 3.21	第９回日ソ事務レベル協議及び第２回平和条約作業グループ（於東京）		
4.29	第３回平和条約作業グループ（於モスクワ）		
4.30 ～ 5. 5	宇野外相の訪ソ（第９回日ソ外相間定期協議及び第８回平和条約交渉）		
5. 4 ～ 5. 6	橋本副幹事長の訪ソ（日ソ協議会議出席）		
7.24 ～ 7.29	コトリャール漁業相の訪日	宇野宗佑	三塚博
7.30	日ソ外相会議（於パリ、カンボジア問題国際会議）		
8. 2 ～ 10.19	日本週間	海部俊樹	中山太郎
9.13	外務次官級協議（於モスクワ）		
9.19	我が国国民の北方領土入域問題について（閣議了解）		
9.26	中山外相、第 44 回国連総会一般討論演説において北方領土問題に言及		
9.27	国連における日ソ外相会談（於ニューヨーク）		
11.12 ～ 11.18	ソ連最高会議代表団（団長ヤコブレフ政治局員）の訪日		
11.27 ～ 12. 5	第２回ソ側日本墓参（函館・習志野墓地・金沢・戸田村）		
11.28 ～ 11.29	第４回日ソ政府間貿易経済協議（於東京）		
12.18	第４回平和条約作業グループ（於東京）		
1990年			
1.13 ～ 1.16	自民党代表団（団長安倍元幹事長）の訪ソ		
6.25 ～ 7. 6	未帰還邦人調査団の訪ソ（サハリン）		
7.24 ～ 7.27	櫻内衆議院議長の訪ソ（ゴルバチョフ大統領と会談）		
7.30 ～ 8. 1	第 10 回日ソ事務レベル協議・第５回平和条約作業グループ（於モスクワ）		
9. 4 ～ 9. 7	シェヴァルナッゼ外相の訪日（第 10 回日ソ外相間定期協議及び第９回平和条約交渉）		
9.25	中山外相、第 45 回国連総会一般討論演説において北方領土問題に言及		
9.28	国連における日ソ外相会談（於ニューヨーク、中山･シェヴァルナッゼ外相会談）		
9.17 ～ 9.24	遺骨収集団の訪ソ（サハリン）		
9.20 ～ 9.25	自民党代表団の訪ソ（小渕元官房長官団長他約 60 名）		
9 ～ 10 月	日本文化週間（モスクワ、レニングラード）		
11.11 ～ 11.15	ルキャノフ最高会議議長の訪日（即位の礼出席）		
11.15	第６回平和条約作業グループ（於東京）		
11.29 ～ 12. 7	ヤゴジン国家教育委員会議長の訪日（外務省賓客）		
12.18	対ソ緊急食糧等支援策について（官房長官談話）		
1991年			
1. 6 ～ 1.13	土屋参議院議長の訪ソ		
1.22 ～ 1.23	中山外相の訪ソ（第 11 回外相間定期協議及び第 10 回平和条約交渉）		
2.18	第７回平和条約作業グループ（於モスクワ）		
2.27 ～ 2.28	グベンコ文化相の訪日		
3.10 ～ 3.16	ラビョーロフ科学技術国家委員会議長の訪日（ソ連科学技術展）		
3.14 ～ 3.16	ファーリン共産党国際部長の訪日		
3.25 ～ 3.26	小沢自民党幹事長の訪ソ		
3.29 ～ 3.30	ベススメルトヌィフ外相の訪日（第 12 回外相間定期協議及び第 11 回平和条約交渉）		
4.16 ～ 4.19	ゴルバチョフ大統領の訪日（日ソ首脳会談）		
6.10 ～ 6.15	近藤農水相の訪ソ		
6.27	第８回平和条約作業グループ（於東京）		
7. 4 ～ 7. 7	プリマコフ安全保障会議メンバーの訪日		
7.16	中山・ベススメルトヌィフ会談（ロンドン・サミット）		

(1991年)		海部俊樹	中山太郎
7.17	海部・ゴルバチョフ会談（ロンドン・サミット）		
7.17 ～ 7.26	軍需民需転換調査ミッションの訪ソ		
8.21 ～ 8.31	遺骨調査団の訪ソ（マガダン）		
8.22	海部総理、エリツィン・ロシア大統領と電話会談		
8.27 ～ 8.29	斎藤外務審議官の訪ソ		
8.31 ～ 9. 9	新井大使ミッション、バルト諸国訪問		
9. 9 ～ 9.13	ハズブラートフ・ロシア共和国最高会議議長代行の訪日		
9.23	中山・パンキン会談（於ニューヨーク）		
9.24	中山外相、第46回国連総会演説において対ソ政策の五原則を発表		
9～12月	日本週間（モスクワ）		
10. 8	対ソ支援策について（官房長官談話）		
10.12 ～ 10.17	中山外相の訪ソ（第13回外相間定期協議及び第12回平和条約交渉）		
10.14	北方四島との交流に関する外相間往復書簡交換		
10.20 ～ 10.22	中尾通産相の訪ソ		
10.29	我が国国民の北方領土への訪問について（閣議了解）		
11.17 ～ 11.20	ルキーン・エリツィン大統領特使の訪日	宮澤喜一	渡辺美智雄
12. 2 ～ 12. 9	ソ連最高会議代表団の訪日		
12.10 ～ 12.18	ヤヴリンスキー経済運営委員会副委員長の訪日		
12.21	独立国家共同体（グルジア（現：ジョージア）を除く旧ソ連11か国）成立		
1992年			
1.13	北方四島住民に対する緊急人道支援物資の供与		
1.17	対旧ソ連邦緊急人道支援策（65億円）発表		
1.25 ～ 1.29	渡辺外相の訪露（中東和平会議出席）		
1.27 ～ 1.31	緊急人道支援実施のための調査団派遣（ハバロフスク）		
1.31	宮澤・エリツィン会談（安保理首脳会合、於ニューヨーク）		
2.10 ～ 2.11	第1回日露平和条約作業グループ（於モスクワ）		
3.19 ～ 3.22	コズィレフ外相の訪日（第1回日露外相間定期協議）		
4. 7 ～ 4.17	モスクワ日本貿易・産業見本市（村田政府特使派遣）		
4.22 ～ 4.27	四島交流（四島側初の訪問）		
4.27	北方四島住民に対する緊急人道支援物資の供与		
5. 2 ～ 5. 6	渡辺外相の訪露（第2回日露外相間定期協議）		
5.11	北方四島住民に対する緊急人道支援物資の供与		
5.11 ～ 5.17	四島交流（日本人側初の訪問）		
5.19	北方四島住民に対する緊急人道支援物資の供与		
5.26	北方四島住民に対する緊急人道支援物資の供与		
7. 8	宮澤・エリツィン会談（ミュンヘン・サミット）		
7.15 ～ 7.16	第2回日露平和条約作業グループ（於東京）		
8～11月	日本週間（モスクワ）		
8. 2	北方四島住民に対する緊急人道支援物資の供与		
8. 3 ～ 8. 8	ポルトラーニン副首相兼出版情報相の訪日		
8.19 ～ 9. 6	日本文化週間（サハリン、ウラジオストク）		
8.22 ～ 8.26	ペトロフ大統領府長官の訪日		
8.29 ～ 9. 4	渡辺外相の訪露（第3回日露外相間定期協議）		
9.23	渡辺・コズィレフ会談（於ニューヨーク）		
9.29	「日露間領土問題の歴史に関する共同作成資料集」発表		
10.29 ～ 10.30	対NIS支援東京会議（ショーヒン副首相の訪日）		
12.16	第1回日露事務レベル協議（モスクワ）		
12.25	北方四島住民に対する緊急人道支援物資の供与		
1993年			
1.15 ～ 1.18	櫻内衆議院議長の訪露（ハズブラートフ最高会議議長との会談）		
1.19 ～ 1.20	第1回日露政府間貿易経済協議		
2.22 ～ 2.28	サプチャク・サンクトペテルブルク市長の訪日		
3. 9 ～ 3.11	ショーリン最高会議科学教育委員会議長の訪日		
4月	新潟・ウラジオストク路線就航		
4.14 ～ 4.15	G7閣僚合同会合		
4.14 ～ 4.15	コズィレフ外相の訪日（日露外相会談）		武藤嘉文
4.26	北方四島住民に対する緊急人道支援物資の供与		
5月～6月	日本週間（於モスクワ）		
5.23	北方四島住民に対する緊急人道支援物資の供与		
5.29	北方四島住民に対する緊急人道支援物資の供与		
6.16	オゴロドニコフ・最高会議マスコミ委員会副議長他の訪日		

(1993年)		宮澤喜一	武藤嘉文
6.18 ～ 6.20	北方四島住民に対する緊急人道支援物資の供与		
7. 7 ～ 7. 9	東京サミット		
7. 9	G7 ＋ 1 会合（エリツィン大統領、コズィレフ外相訪日）		
7.16 ～ 7.20	北方四島住民に対する緊急人道支援物資の供与		
8.27 ～ 8.28	第２回日露事務レベル協議（於東京）		
9. 7 ～ 9.10	北方四島住民に対する緊急人道支援物資の供与	細川護熙	羽田孜
9.25	日露外相会談（国連総会、於ニューヨーク）		
10.11 ～ 10.13	エリツィン大統領の訪日（日露首脳会談）		
10.13	日露海上事故防止協定署名		
10.19	日露外相電話会談（海洋投棄についての申入れ）		
10.26 ～ 11.10	国後島（古釜布）に仮設プレハブ倉庫設置		
10.29	北方四島住民に対する緊急人道支援物資の供与		
11.11	ウラジオストク及びハバロフスクに総領事館開設（ナホトカ総領事館閉館）		
11.26	第 68 由貴丸船長、北方四島周辺水域において国境警備隊により銃撃され負傷		
1994年			
2. 1 ～ 2. 2	日米露三極会議（於東京）		
2.21	第３回日露事務レベル協議（於モスクワ）		
2.22	第３回日露平和条約作業部会（於モスクワ）		
3.19 ～ 3.22	羽田副総理兼外相の訪露（第４回日露外相間定期協議）		
3.28 ～ 4. 2	クラサフチェンコ・ロシア大統領府第一副長官の訪日（民間招聘）		
4. 2	函館・ユジノサハリンスク路線就航		
4.22	北方四島住民に対する緊急人道支援物資の供与		
5.11 ～ 6. 8	色丹島（穴澗）、択捉島（内岡）に仮設プレハブ倉庫設置	羽田孜	柿澤弘治
6. 8	松永政府代表とコズィレフ外相との会談（OECD 閣僚理事会、於パリ）		
6.12 ～ 6.17	ポドプリゴラ連邦院国際問題委員長及びヴェンゲロフスキー国家院副議長の訪日	村山富市	河野洋平
7. 8 ～ 7.10	ナポリ・サミット（G7 首脳とエリツィン大統領の会合）		
7.12 ～ 7.15	村田敬次郎議員他４名の訪露（自民党日・ロ等議連訪露団）		
7.15	富山・ウラジオストク路線就航		
7.25	河野副総理兼外相とコズィレフ外相の懇談（ARF 閣僚会合、於バンコク）		
8.15	第 38 貴栄丸甲板員、北方四島周辺水域において国境警備隊より銃撃され負傷		
9. 6	在新潟ロシア総領事館の開設		
9.27	北方四島住民に対する緊急人道支援物資の供与		
9.29	日露外相会談（国連総会、於ニューヨーク）		
10. 4	第 68 宝来丸、北方四島周辺水域において国境警備隊により銃撃され沈没		
10.11	日本センターの開設（於モスクワ・プレハーノフ経済大学）		
10.15	北海道東方沖地震災害に係る北方四島住民に対する緊急人道支援物資の供与		
10.20 ～ 10.27	ボーチン反独占・新経済構造支援国家委員会議長の訪日		
11.16	日本センターの開設（於ハバロフスク）		
11.19 ～ 11.20	日米露三極会議（於モスクワ）		
11.23	北海道東方沖地震災害に係る北方四島住民に対する緊急人道支援物資の供与（追加分）		
11.27 ～ 12. 1	サスコベッツ第一副首相の訪日		
12. 4	第４回日露平和条約作業部会及び第４回日露事務レベル協議（於東京）		
1995年			
2.15	極東通信ルート完成式典における河野副総理兼外相とサスコベッツ第一副首相との間のテレビ会談		
3. 2 ～ 3. 4	コズィレフ外相の訪日（第５回日露外相間定期協議）		
3.13 ～ 3.14	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する枠組み第１回交渉（於モスクワ）		
4. 5	青森・ハバロフスク路線就航		
4.26	小樽・稚内・コルサコフ間フェリー定期運航開始		
4.27 ～ 4.29	ルィプキン国家院（下院）議長の訪日（衆議院議員招聘）		
5.27	サハリン北部地震		
5.29 ～ 5.30	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する枠組み第２回交渉（於モスクワ）		
5.30 ～ 6. 5	サハリン北部地震に対する緊急人道支援（６回にわたる支援物資の輸送）		
6. 1	サハリン北部地震に際する河野副総理兼外相とサスコベッツ第一副首相との間の電話会談		
6. 1 ～ 6. 3	日米露三極フォーラム（於ワシントン）		
6.15 ～ 6.17	ハリファックス・サミット（G7 首脳とエリツィン大統領の会合）		

(1995年)		村山富市	河野洋平
7. 5～ 7. 7	北方四島住民に対する人道支援物資の供与		
7.14～10.16	サハリン北部地震被災重傷子供患者４名の受入れ治療、リハビリ		
8. 1	河野副総理兼外相とコズイレフ外相の会談（ARF 閣僚会合、於ブルネイ）		
8.19～ 8.22	衆議院戦後 50 年問題国会決議（北方領土）事情調査議員団の訪露		
8.23～ 8.26	北方四島住民に対する人道支援物資の供与		
8.30～ 8.31	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する枠組み第３回交渉（於東京）		
9. 8	第５回日露平和条約作業部会及び第５回日露事務レベル協議（於モスクワ）		
9.10～10. 2	色丹島（斜古丹）におけるプレハブ仮設診療所の設置		
9.12	シベリア抑留死亡者慰霊碑竣工式典（於ハバロフスク）		
9.24～ 9.27	イグナチェンコ副首相の訪日		
9.27	第 11 幸政丸乗組員、宗谷海峡において国境警備隊より銃撃され負傷		
10. 1～10. 5	渡辺大使のサハリン訪問		
10.29～11. 5	北方四島住民に対する人道支援物資の供与		
11. 7～11. 9	イグナチェンコ副首相の訪日		
12.21～12.22	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する枠組み第４回交渉（於モスクワ）		
1996年		橋本龍太郎	池田行彦
2.19～ 2.21	北方四島周辺水域における日本漁船の操業枠組み第５回交渉（於東京）		
3.19～ 3.20	池田外相の訪露（第６回日露外相間定期協議）		
3.20	貿易経済に関する日露政府間委員会第１回会合（於モスクワ）		
4.18～ 4.20	橋本総理の原子力安全サミット参加及び日露首脳会談（於モスクワ）		
4.27～ 4.29	臼井防衛庁長官の訪露（グラチョフ国防相との会談）		
5.11～ 5.17	北方四島住民に対する人道支援物資の供与		
6. 4～ 6. 5	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する枠組み第６回交渉（於モスクワ）		
6.29	リヨン・サミットにおける日露外相会談		
7. 8	橋本総理とエリツィン大統領の電話会談		
7.15	シードロフ文化相の訪日		
7.22	日露外相会談（ARF 閣僚会合、於ジャカルタ）		
7.26～ 7.30	ロシア海軍 300 周年記念観艦式に海上自衛隊艦艇参加（於ウラジオストク）		
7.31～ 8.22	色丹島（穴澗）におけるプレハブ仮設教室の設置		
8. 3～ 8.19	択捉島（紗那）におけるプレハブ仮設レントゲン室の設置		
8.28	第 28 昭久丸船長、第 52 多喜丸船長、北方四島周辺水域においてロシア国境警備隊により銃撃され負傷		
9.24	日露外相会談（国連総会、於ニューヨーク）		
10. 2～10. 3	第６回日露平和条約作業部会及び第６回日露事務レベル協議（於東京）		
10.13～10.16	ルシコフ・モスクワ市長の訪日（東京都招聘）		
10.18～10.24	超党派日露議連の訪露		
10.19～11. 1	北方四島住民に対する人道支援物資の供与		
11.14～11.17	プリマコフ外相の訪日（11.15 第７回日露外相間定期協議）		
11.20～11.22	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する枠組み第７回交渉（於東京）		
11.25～11.30	キネリョフ一般教育・職業教育相の訪日 （日露国交回復 40 周年記念事業実行委員会招聘）		
11.26	日露国交回復 40 周年記念集会・レセプション開催（三塚日露協会会長等実行委員会主催）		
1997年			
1. 2	ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」沈没事故		
3.11～ 3.17	イヴァンチェンコ・ロシア連邦中央選挙管理委員会議長の訪日（外務省招聘）		
3.24～ 3.29	ルキン国家院（下院）国際問題委員長他４名の訪日（外務省招聘）		
3.26～ 3.27	日米露三極フォーラム（於モスクワ）		
3.28～ 3.29	第７回日露平和条約作業部会及び第７回日露事務レベル協議（於モスクワ）		
4. 7～ 4. 9	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する枠組み第８回交渉（於モスクワ）		
4.10～ 4.13	ヤーシン・ロシア大臣（無任所）の訪日		
4.19～ 4.26	ブルブリス国家院議員の訪日（外務省招聘）		
5.14～ 5.16	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する枠組み第９回交渉（於東京）		
5.16～ 5.18	ロジオノフ国防相の訪日		
5.22～ 5.24	池田外相の訪露（第８回日露外相間定期協議、於モスクワ）		

(1997年)		橋本龍太郎	池田行彦
6. 9～ 6.11	ネムツォフ第一副首相の訪日（貿易経済に関する日露政府間委員会第２回会合、於東京）		
6.20	デンバー・サミット G8 会合、橋本総理・エリツィン大統領会談		
6.27～ 6.30	ロシア海軍艦艇の訪日（於東京晴海）		
6.30	香港返還式典における日露外相会談		
7. 1～ 7. 4	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する枠組み第 10 回交渉（於モスクワ）		
7.29	日露外相会談（ARF 閣僚会合、於クアラルンプール）		
9. 1～ 9.26	択捉島（紗那）におけるプレハブ仮設診療所の設置		
9.22～ 9.26	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する枠組み第 11 回交渉（於東京）		小渕恵三
9.23	日露外相会談（国連総会、於ニューヨーク）		
10.13～10.17	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する枠組み第 12 回交渉（於モスクワ）		
10.30～11. 2	ストロエフ連邦院議長の訪日		
11. 1～11. 2	橋本総理の訪露及び日露首脳会談（於クラスノヤルスク）		
11.13	プリマコフ外相の訪日（第９回日露外相間定期協議、於東京）		
11.21～11.28	ブルブリス国家院（下院）議員の訪日（外務省招聘）		
12.27	サハリン出張駐在官事務所開所式		
12.30	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する枠組み第 13 回交渉（於モスクワ）		
1998年			
1. 1	サハリン出張駐在官事務所の開設		
1.22	平和条約交渉のための次官級協議及び第８回日露事務レベル協議（於モスクワ）		
1.24～ 1.30	秋山防衛事務次官の訪露（モスクワ、ハバロフスク）		
1.26～ 1.31	ルィシコフ国家院（下院）第一副議長他超党派議員団の訪日（外務省招聘）		
2.13～ 2.15	国後島住民に対する自航式艀の供与		
2.21～ 2.23	小渕外相の訪露（平和条約締結問題日露合同委員会共同議長間会合、第 10 回日露外相間定期協議、貿易経済政府間委員会共同議長間会合、「日本国政府とロシア連邦政府との間の海洋生物資源についての操業の分野における協力の若干の事項に関する協定」署名（北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する枠組み）於モスクワ）		
3. 1～ 3. 4	キリエンコ燃料エネルギー相の訪日		
3.26	平和条約締結問題日露合同委員会次官級分科会（於東京）		
4.18～ 4.19	エリツィン大統領の訪日及び日露首脳会談（於川奈）		
5. 6	平和条約締結問題日露合同委員会次官級分科会（於モスクワ）		
5. 8	日露外相会談（G8 外相会合、於ロンドン）		
5.15	バーミンガムサミットにおける日露首脳会談（於バーミンガム）		
5.31～ 6. 7	夏川統合幕僚会議議長の訪露（モスクワ、ウラジオストク）		
6. 4～ 6. 8	北方四島墓地現地調査（国後島）		
6.12	日露外相会談（G8 外相会合、於ロンドン）		
6.18～ 6.22	北方四島墓地現地調査（色丹、秋勇留、多楽各島）		
6.22	平和条約締結問題日露合同委員会次官級分科会（於東京）		
6.23～ 6.26	鈴木北海道・沖縄開発庁長官による我が国閣僚初の四島訪問		
7.13～ 7.14	キリエンコ首相の訪日		
7.24～ 7.30	海上自衛隊艦艇のウラジオストク訪問		
7.26	日露外相会談（ARF 閣僚会合、於マニラ）		
7.29	自衛隊とロシア軍による捜索・救難活動の共同訓練（於日本海北部）		
8.16～ 9.30	国後島（古釜布）における桟橋改修		
9.17	橋本内閣総理大臣外交最高顧問の訪露（モスクワ、サンクトペテルブルク）	小渕恵三	高村正彦
9.21	日露外相会談（国連総会、於ニューヨーク）		
10.16～10.17	高村外相の訪露（平和条約締結問題日露合同委員会共同議長間会合、第 11 回日露外相間定期協議、貿易経済政府間委員会共同議長間会合）（於モスクワ）		
10.30～11. 8	北方四島住民に対する人道支援物資の供与		
11.11～11.13	小渕総理の公式訪露（モスクワ）		
11.13	投資の促進及び保護に関する日本国政府とロシア連邦政府との間の協定署名（日露投資保護協定）		
11.23～11.27	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定に基づく政府間協議（於モスクワ）		
12. 9	平和条約締結問題日露合同委員会次官級分科会（於モスクワ）		
12.21～12.26	ミトロファノフ国家院（下院）地政学委員長他の訪日（外務省招聘）		

1999年		小渕恵三	高村正彦
1.21	平和条約締結問題日露合同委員会次官級分科会 (国境画定委員会・共同経済活動委員会)(於モスクワ)		
2.20 ～ 2.23	イワノフ外相の訪日 (平和条約締結問題日露合同委員会議長間会合、第12回日露外相間定期協議)		
3. 1 ～ 3. 6	国家院平和条約締結問題委員会所属議員の訪日(外務省招聘)		
3.14 ～ 3.17	マスリュコフ第一副首相の訪日(貿易経済政府間委員会共同議長間会合)(於東京)		
3.15	日露青年交流委員会設置協定締結(於東京)		
4. 1 ～ 4. 2	平和条約締結問題日露合同委員会次官級分科会 (国境画定委員会・共同経済活動委員会)(於東京)		
4.20 ～ 4.22	橋本内閣総理大臣外交最高顧問の訪露		
5.10 ～ 5.13	丹波外務審議官のサハリン訪問		
5.21	日露青年交流センター開設(於東京)		
5.28 ～ 5.30	高村外相の訪露 (第13回日露外相間定期協議、平和条約締結問題日露合同委員会共同議長間会合)		
6. 3 ～ 10.16	色丹島ディーゼル発電施設の設置		
6. 9	日露外相会談(G8外相会合、於ケルン)		
6. 9 ～ 6.14	北方四島墓地現地調査(択捉島、国後島)		
6.20	日露首脳会談(G8首脳会合、於ケルン)		
6.30 ～ 7. 7	北方四島墓地現地調査(択捉島)		
7.14 ～ 9.18	択捉島ディーゼル発電施設の設置		
7.28	日露外相会談(ARF閣僚会合、於シンガポール)		
8. 6	平和条約締結問題日露合同委員会次官級分科会(国境画定委員会・共同経済活動委員会)(於モスクワ)		
8.15 ～ 8.19	野呂田防衛庁長官の訪露(モスクワ、ウラジオストク)		
8.19 ～ 10.29	国後島緊急避難所兼宿泊施設(「日本人とロシア人の友好の家」)の設置		
8.25 ～ 8.27	太田総務庁長官のロシア極東訪問(カムチャツカ、ハバロフスク、サハリン)		
9. 1	フリステンコ第一副首相の訪日(貿易経済政府間委員会第3回会合) (於東京)		
9.11 ～ 9.12	自由訪問(初の訪問)		
9.12	日露首脳会談(APEC、於オークランド)		
9.16 ～ 9.20	ロシア海軍大平洋艦隊所属「アドミラル・パンテレーエフ」号の訪日(於横須賀)		
9.20	捜索・救難活動に関する海上自衛隊とロシア海軍との日露共同訓練		
9.21	日露外相会談(国連総会、於ニューヨーク)		
10. 1 ～ 10. 6	齋藤参議院議長の訪露(サンクトペテルブルク、モスクワ)		
10. 6 ～ 12. 1	択捉島心臓病女児受入れ		
10.23 ～ 10.30	北方四島住民に対する人道支援物資の供与		
10.24	国後島緊急避難所兼宿泊施設(「日本人とロシア人の友好の家」)完成式典		
11.15 ～ 11.17	橋本内閣総理大臣外交最高顧問の訪露(エリツィン大統領との電話会談実施)		
11.22 ～ 11.26	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定に基づく政府間協議 (於モスクワ)		
12. 6 ～ 12. 7	平和条約締結問題日露合同委員会次官級分科会 (国境画定委員会・共同経済活動委員会)(於東京)		
12.31	エリツィン大統領辞任、プーチン首相の大統領代行就任		
2000年			河野洋平
2.10 ～ 2.13	イワノフ外相の訪日(平和条約締結問題日露合同委員会共同議長間会合、第14回日露外相間定期協議)		
4. 3 ～ 4. 6	鈴木総理特使の訪露		
4.16 ～ 4.19	超党派日露友好議員連盟の訪露		
4.29	日露非公式首脳会談(於サンクトペテルブルク)	森喜朗	
5. 7	プーチン大統領の就任		
5.10 ～ 5.14	ネムツォフ国家院(下院)議員他の訪日		
5.12 ～ 5.19	アレクシー2世・ロシア正教会総主教訪日		
5.12 ～ 5.29	国後島、択捉島、色丹島からの第1回医療関係者研修受入れ		
5.15 ～ 5.16	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定に基づく政府間協議 (於モスクワ)		
6. 4 ～ 10.25	国後島ディーゼル発電施設の設置		
6. 7	フリステンコ副首相の訪日(小渕前総理葬儀への参列)		
6.22	平和条約締結問題日露合同委員会次官級分科会及び事務レベル協議(於モスクワ)		

(2000年)		森喜朗	河野洋平
7.12	日露外相会談（Ｇ８外相会合、於宮崎）		
7.22	日露外相会談（Ｇ８首脳会合、於沖縄）		
7.23	日露首脳会談（Ｇ８首脳会合、於沖縄）		
7.27	日露外相会談（ＡＲＦ閣僚会合、於バンコク）		
9. 1	貿易経済政府間委員会共同議長間会合（於東京）		
9. 3 ～ 9. 5	プーチン大統領の公式訪日		
9.12 ～ 9.20	荒井海上保安庁長官の訪露（サンクトペテルブルク、モスクワ、ウラジオストク）		
9.14	日露外相会談（国連総会、於ニューヨーク）		
10.17 ～ 10.20	チェルノムィルジン国家院（下院）議員の訪日（外務省招聘）		
10.23	平和条約締結問題日露合同委員会次官級分科会及び事務レベル協議（於東京）		
10.29	国後島ディーゼル発電施設完成式典（初の航空機による訪問）		
11. 1 ～ 11. 4	河野外相の訪露（貿易経済政府間委員会第４回会合、平和条約締結問題日露合同委員会共同議長間会合、第 15 回日露外相間定期協議）（於モスクワ）		
11.15	日露首脳会談（ＡＰＥＣ、於ブルネイ）		
11.20 ～ 11.24	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定に基づく政府間協議（於モスクワ）		
11.28 ～ 11.30	セルゲーエフ国防相の訪日		
12.18 ～ 12.19	共同経済活動委員会審議官級作業グループ第３回会合		
2001年			
1.16	河野外相の訪露（第 16 回日露外相間定期協議）（於モスクワ）		
1.29	在ユジノサハリンスク総領事館開設		
3.13	日露安保協議（於東京）		
3.25	日露首脳会談（於イルクーツク）		
4. 7 ～ 4. 8	森総理、北方領土視察		
5.30 ～ 6. 8	政府派遣経済使節団（団長：今井経団連会長）の訪露	小泉純一郎	田中眞紀子
7.18	日露外相会談（G8 外相会合、於ローマ）		
7.21	日露首脳会談（G8 首脳会合、於ジェノバ）		
9.15	捜索・救難活動に関する海上自衛隊とロシア海軍との日露共同訓練（於対馬南西海域）		
9.30 ～ 10. 6	国家院（下院）対日議員グループの訪日（団長：ザドルノフ議員・元第一副首相、外務省招聘）		
10. 9	平和条約締結問題日露合同委員会次官級分科会及び事務レベル協議（於東京）		
10.21	日露首脳会談（APEC、於上海）		
11.19 ～ 11.23	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定に基づく政府間協議（於モスクワ）		
11.30 ～ 12. 2	フリステンコ副首相の訪日（貿易経済政府間委員会第５回会合）		
12. 9 ～ 12.13	超党派日露友好議員連盟の訪露		
2002年			
1.18	森前総理の訪露（プーチン大統領との会談、於モスクワ）		
2. 1 ～ 2. 3	イワノフ外相の訪日（平和条約締結問題日露合同委員会共同議長会合、第 17 回外相間定期協議）		川口順子
3.13	平和条約締結問題日露合同委員会次官級分科会及び事務レベル協議（於モスクワ）		
3.14	日露安保協議（於モスクワ）		
6.12	日露外相会談（G8 外相会合、於ウィスラー）		
6.27	日露首脳会談（G8 首脳会合、於カナナスキス）		
7.24	平和条約締結問題日露合同委員会次官級分科会及び事務レベル協議（於東京）		
8. 1	日露外相会談（ARF 閣僚会合、於ブルネイ）		
8.23	川口外相、北方領土視察		
8.25 ～ 8.27	綿貫衆議院議長の訪露		
9.15	日露外相会談（国連総会、於ニューヨーク）		
10.11 ～ 10.14	川口外相の訪露（第 18 回外相間定期協議、貿易経済政府間委員会第６回会合）		
10.26	小泉総理・カシヤノフ首相会談（APEC、於ロス・カボス）		
11.11 ～ 11.15	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定に基づく政府間協議（於モスクワ）		
12. 1 ～ 12. 5	セレズニョフ国家院（下院）議長の訪日		
12.17 ～ 12.19	イワノフ外相の訪日（第 19 回日露外相間定期協議）		
2003年			
1. 9 ～ 1.12	小泉総理の公式訪露（モスクワ、ハバロフスク）		
1.13 ～ 1.15	石破防衛庁長官の訪露		
3.12	日露安保協議（於東京）		

(2003年)		小泉純一郎	川口順子
4.11 ～ 4.13	イワノフ国防相の訪日		
4.23	平和条約締結問題日露合同委員会次官級分科会及び事務レベル協議（於東京）		
5.23	日露外相会談（G8 外相会合、於パリ）		
5.30 ～ 6. 1	小泉総理の訪露（サンクトペテルブルク建都 300 周年記念行事、於サンクトペテルブルク）		
6.17	森前総理の訪露（プーチン大統領との会談、於モスクワ）		
6.28 ～ 6.29	川口外相の訪露（貿易経済政府間委員会共同議長間会合）（於ウラジオストク）		
9. 1 ～ 9. 5	超党派日露友好議員連盟の訪露		
9. 8	捜索・救難活動に関する海上自衛隊とロシア海軍との日露共同訓練（於ウラジオストク沖）		
9.18 ～ 11.10	択捉島患者２名受入れ		
9.23	日露外相会談（国連総会、於ニューヨーク）		
10. 2	平和条約締結問題日露合同委員会次官級分科会及び事務レベル協議（於モスクワ）		
10.20	日露首脳会談（APEC、於バンコク）		
11.11 ～ 11.15	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定に基づく政府間協議（於モスクワ）		
12.15 ～ 12.17	カシヤノフ首相の訪日		
2004年			
1.14 ～ 1.15	河村文科相の訪露		
1.20 ～ 1.23	北方四島住民に対する人道支援物資の供与		
4.14	日露賢人会議第１回会合（於モスクワ）		
4.29 ～ 5. 1	中川経産相の訪露		
5.14	日露外相会談（G8 外相会合、於ワシントン）		
6. 9	日露首脳会談（G8 首脳会合、於シーアイランド）		
6.14	日露事務レベル協議（於東京）		
6.23 ～ 6.25	川口外相の訪露（第 20 回外相間定期協議）		
7.19 ～ 8.26	国後島及び択捉島患者計４名受入れ（国後島患者１名については 12.21 まで）		
8.16 ～ 8.20	中川経産相の訪露（サハリン、ハバロフスク）		
8.30 ～ 9. 1	北方領土返還・四島交流促進議員連盟の訪露（サハリン）		
9. 2	小泉総理、北方領土視察（歴代総理初の海上視察）		
9. 4	捜索・救難活動に関する海上自衛隊とロシア海軍との日露共同訓練（於対馬北東海域）		
9.13 ～ 10. 1	色丹島患者２名受入れ		
9.20	日露外相会談（国連総会、於ニューヨーク）		
9.20 ～ 9.26	超党派日露友好議員連盟の訪露		町村信孝
10.19	平和条約締結問題日露合同委員会次官級分科会及び事務レベル協議（於モスクワ）		
11.15 ～ 11.18	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定に基づく政府間協議		
11.17	日露外相会談（APEC、於サンティアゴ）		
11.21	日露首脳会談（APEC、於サンティアゴ）		
12.21 ～ 12.23	北方四島住民に対する人道支援物資の供与		
2005年			
1.13 ～ 1.15	町村外相の訪露（日露外相会談、貿易経済政府間委員会共同議長間会合）		
2. 2	日露賢人会議第２回会合（於東京）		
4.21 ～ 4.23	フリステンコ産業エネルギー相の訪日（貿易経済政府間委員会第７回会合）		
5. 8 ～ 5. 9	小泉総理の訪露（第二次世界大戦終了 60 周年記念式典、於モスクワ）		
5.31 ～ 6. 1	ラヴロフ外相の訪日（日露外相会談）		
6.10	捜索・救難活動に関する海上自衛隊とロシア海軍との日露共同訓練（於ウラジオストク沖）		
6.13 ～ 6.15	森元総理の訪露（プーチン大統領との会談、於サンクトペテルブルク）		
6.17 ～ 7.22	国後島及び択捉島患者計５名受入れ		
6.22	日露外相会談（イラク支援国際会議、於ブリュッセル）		
6.27 ～ 6.28	中山文科相の訪露（ITER 六極閣僚会合、於モスクワ）		
7. 5 ～ 7. 8	海上自衛隊練習艦隊のサンクトペテルブルク訪問		
7. 7	日露首脳会談（G8 首脳会合、於グレンイーグルズ）		
8.15 ～ 9.26	国後島及び色丹島患者計５名受入れ（うち、色丹島患者１名については、治療の終了に伴い、９月９日に帰島）		
9.14	日露外相会談（国連総会、於ニューヨーク）		
10.17 ～ 10.21	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定に基づく政府間協議		麻生太郎
11.16	日露外相会談（APEC、於釜山）		

（2005年）		小泉純一郎	麻生太郎
11.20 ～ 11.22	プーチン大統領の公式訪日		
12.13 ～ 12.16	北方四島住民に対する人道支援物資の供与		
2006年			
1.10 ～ 1.11	ナルィシュキン政府官房長官の訪日		
1.12 ～ 1.14	額賀防衛庁長官の訪露		
1.18 ～ 1.19	クドリン財務相の訪日		
2.10 ～ 2.11	谷垣財務相の訪露（Ｇ８財務相会合）		
2.13 ～ 2.19	国家院若手議員グループ（団長：ネフョードフ議員）の訪日		
2.25 ～ 2.28	ショイグ非常事態相の訪日		
3.25 ～ 3.30	マルゲロフ連邦院国際問題委員長一行の訪日		
3.27	日露賢人会議第３回会合（於モスクワ）		
5. 3 ～ 5. 6	石川海上保安庁長官の訪露（テロ対策及び捜索救助に関する海上保安庁とロシア国境警備局との日露合同訓練の実施）（於ウラジオストク）		
5.23	日露外相会談（ＡＣＤ会合、於ドーハ）		
6. 9 ～ 6.10	谷垣財務相の訪露（Ｇ８財務相会合）		
6.21 ～ 7.12	国後島患者４名受入れ		
6.27 ～ 6.30	麻生外相の訪露（日露外相会談、Ｇ８外相会合）（於モスクワ）		
7.10 ～ 7.22	国後島及び色丹島患者計６名受入れ（色丹島患者１名については 7.28 まで）		
7.15 ～ 7.17	小泉総理の訪露（日露首脳会談、Ｇ８首脳会合）（於サンクトペテルブルク）		
7.28	日露外相会談（ＡＲＦ閣僚会合、於クアラルンプール）		
8.16	北方四島周辺水域における日本漁船銃撃・「拿捕」事件		
8.21 ～ 9.15	択捉島患者５名受入れ（２名については 9.25 まで）		
8.24 ～ 8.28	武部自民党幹事長一行の訪露		
9. 9 ～ 9.10	ヴォロジン「統一ロシア」総評議会書記一行の訪日		
9.11	外務省欧州局ロシア課北海道連携推進室の設置		
9.14 ～ 9.17	河野衆議院議長の訪露（Ｇ８下院議長会合）		
9.28 ～ 10.18	択捉島患者１名受入れ	安倍晋三	
10. 9	捜査・救難活動に関する海上自衛隊とロシア海軍との日露共同訓練（於舞鶴）		
10.12	四島交流にて来訪した四島住民に対する健康診断（57 名、初の実施）（於根室）		
10.24 ～ 10.26	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定に基づく政府間協議		
11. 5 ～ 11.11	国家院対日議員グループ（団長：クリュス議員）の訪日		
11.18	日露外相会談（ＡＰＥＣ、於ハノイ）		
〃	日露首脳会談（ＡＰＥＣ、於ハノイ）		
11.21 ～ 11.23	太田公明党代表一行の訪露		
11.28 ～ 12. 1	北方四島住民に対する人道支援物資の供与		
12. 4 ～ 12. 9	オルロワ連邦院（上院）副議長一行の訪日		
2007年			
1.23 ～ 1.24	第１回日露戦略対話（於モスクワ）		
1.23 ～ 2. 2	日露若手議員の会露側代表団（団長：ネフョードフ国家院議員）の訪日		
2.27 ～ 2.28	フラトコフ首相の訪日		
3.19 ～ 3.20	メーゼンツェフ連邦院（上院）副議長他２名の訪日（日露フォーラム出席、於東京）		
4.28 ～ 5. 2	中川自民党政務調査会長他３名の訪露（モスクワ、サンクトペテルブルク、ニジニノヴゴロド）		
5. 3	麻生外相の訪露（日露外相会談）		
5.28 ～ 6.19	色丹島患者５名受入れ（１名については 6.12 まで。その他１名については 6.28 まで）		
6. 1	第２回日露戦略対話（於東京）		
6. 7	日露首脳会談（Ｇ８首脳会合、於ハイリゲンダム）		
6.13 ～ 6.15	石川海上保安庁長官の訪露（中央機関長官会談、於モスクワ）		
6.20 ～ 7.14	択捉島患者６名受入れ		
7. 1 ～ 7. 3	ナルィシュキン副首相兼政府官房長官の訪日		
7.17 ～ 8. 3	国後島患者５名受入れ		
8. 6	ロシアによる我が国の漁船拿捕に関し、国際海洋法裁判所が早期釈放等を命じる判決（「第 88 豊進丸事件」及び「第 53 富丸事件」）		
8.24	捜索・救難活動に関する海上自衛隊とロシア海軍との日露共同訓練（於日本海北部）		
9. 8	日露首脳会談（APEC、於シドニー）		
9.24 ～ 10.16	択捉島患者２名、国後島患者２名、色丹島患者１名受入れ（国後島の１名については 10.5 まで）		町村信孝
10. 6	四島交流にて来訪した四島住民に対する健康診断（67 名）（根室）		

(2007年)		安倍晋三	町村信孝
10.12 ～ 12.21	国後島の火傷幼児の緊急受入れ		
10.15 ～ 10.17	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定に基づく政府間協議		
10.23	ラヴロフ外相の訪日（日露外相会談）	福田康夫	高村正彦
11. 4 ～ 11. 6	ナルィシュキン副首相兼政府官房長官の訪日		
12. 6	第３回日露戦略対話（於モスクワ）		
12.20 ～ 12.21	森元総理の訪露（トヨタ工場ラインオフ式出席、プーチン大統領との会談、於サンクトペテルブルク）		
2008年			
1.21 ～ 1.25	北方四島住民に対する人道支援物資の供与		
4. 7	第４回日露戦略対話（於東京）		
4.11	日露安保協議（於東京）		
4.12 ～ 4.15	高村外相の訪露（日露外相会談、貿易経済日露政府間委員会共同議長間会合）		
4.25 ～ 4.27	福田総理の訪露（日露首脳会談、メドヴェージェフ次期大統領との会談）		
5.19 ～ 6.16	色丹島患者５名受け入れ（１名については 6.7 まで）		
5.20 ～ 5.23	プリギン国家院（下院）憲法的法律・国家建設委員会委員長の訪日		
6. 7 ～ 6. 8	Ｇ８エネルギー大臣会合（シュマトコ・エネルギー相の訪日）		
6.11 ～ 6.13	Ｇ８司法内務大臣会合（コノヴァロフ法務相の訪日）		
6.13 ～ 6.14	Ｇ８財務大臣会合（クドリン副首相兼財務相の訪日）		
6.15	Ｇ８科学技術大臣会合（フルセンコ教育科学相の訪日）		
6.17 ～ 7.14	国後島患者４名受入れ（１名については 7.8 まで）		
6.27 ～ 7.14	北方四島の医師・看護師等研修（６名）		
7. 8	日露首脳会談（Ｇ８首脳会合、於北海道洞爺湖）		
7.17 ～ 8. 1	北方四島の医師・看護師等研修（６名）		
7.17 ～ 8. 8	択捉島患者３名受入れ		
8.16 ～ 8.19	ゴルデーエフ農相の訪日		
9. 2	Ｇ８下院議長会合（グリズロフ国家院（下院）議長の訪日）		
9.15 ～ 10.13	択捉島患者５名受入れ（１名については 10.6 まで）		
9.22 ～ 10. 2	国後島患者１名受入れ	麻生太郎	中曽根弘文
9.22 ～ 10.13	色丹島患者２名受入れ（１名については 10.6 まで）		
9.30 ～ 10. 3	捜索・救難活動に関する海上自衛隊とロシア海軍との日露共同訓練（於舞鶴）		
10. 7	第５回日露戦略対話（於モスクワ）		
10.14	四島交流にて来訪した四島住民に対する健康診断（49 名）（根室）		
10.15 ～ 10.17	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定に基づく政府間協議		
10.21	第８回貿易経済日露政府間委員会（フリステンコ産業貿易相の訪日）（於東京）		
11. 4 ～ 11. 5	ラヴロフ外相の訪日（日露外相会談）		
11.22	日露首脳会談（APEC 首脳会合、於リマ）		
12. 5 ～ 12.11	日露若手議員の会露側代表団（団長：ネフョードフ国家院（下院）議員）の訪日		
12. 9 ～ 12.10	ナルィシュキン大統領府長官の訪日		
2009年			
1.13 ～ 1.16	ミロノフ連邦院（上院）議長の訪日		
2.18	日露首脳会談（於ユジノサハリンスク）		
3.18	第６回日露戦略対話（於モスクワ）		
5.11 ～ 5.13	プーチン首相の訪日		
6.17 ～ 7. 6	国後島患者２名、色丹島患者１名受入れ		
6.21 ～ 6.23	ナルィシュキン大統領府長官の訪日		
7. 9	日露首脳会談（Ｇ８首脳会合、於ラクイラ）		
7.15 ～ 8. 7	択捉島患者３名受入れ		
8.20	中曽根外相、北方領土視察		
8.24 ～ 9.18	国後島患者１名、択捉島患者３名受入れ		
8.31 ～ 9.18	国後島患者１名、色丹島患者２名受入れ	鳩山由紀夫	岡田克也
9.21 ～ 10. 7	択捉島患者１名受入れ		
9.21 ～ 10.20	国後島患者１名受入れ		
9.23	日露首脳会談（国連総会、於ニューヨーク）		
10. 6	四島交流にて来訪した四島住民に対する健康診断（43 名）（根室）		
10. 7 ～ 10. 9	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定に基づく政府間協議		
10. 7 ～ 10.20	北方四島の医師・看護師等研修（５名）		
10.12 ～ 10.14	江田参議院議長の訪露		
10.21 ～ 10.27	色丹島患者１名受入れ		
11.15	日露首脳会談（APEC、於シンガポール）		
11.29 ～ 12. 1	ナルィシュキン大統領府長官の訪日		
12.27 ～ 12.28	岡田外相の訪露（日露外相会談、貿易経済日露政府間委員会共同議長間会合、ナルィシュキン大統領府長官との会談）		

2010年		鳩山由紀夫	岡田克也
1.25	第７回日露戦略対話（於東京）		
3. 7	岡田外相、北方領土視察		
3.29	日露外相会談（Ｇ８外相会合、於ガティノー）		
4.13	日露首脳会談（核セキュリティ・サミット、於ワシントン）		
4.13 ～ 4.15	ナルィシュキン大統領府長官の訪日		
4.27	貿易経済日露政府間委員会共同議長間会合（フリステンコ産業貿易相の訪日）（於東京）		
5.31 ～ 6.15	色丹島患者５名受入れ	菅直人	
6.25 ～ 7.21	択捉島患者５名受入れ		
6.26	日露首脳会談（Ｇ８首脳会合、於ムスコカ）		
7.23	日露安保協議（於モスクワ）		
7.23 ～ 7.27	捜索・救難活動に関する海上自衛隊とロシア海軍との日露共同訓練（於ウラジオストク）		
7.24 ～ 8. 6	色丹島患者１名受入れ		
7.24 ～ 8.21	択捉島患者４名受入れ（１名については 8.6 まで）		
9.10	鳩山前総理（総理特使）とメドヴェージェフ大統領との会談（於ヤロスラヴリ）		
9.10	森元総理とプーチン首相との会談（於モスクワ）		前原誠司
9.13 ～ 10. 5	国後島患者３名、色丹島患者２名受入れ		
11. 1 ～ 11. 3	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定に基づく政府間協議		
11.13	日露首脳会談（ＡＰＥＣ、於横浜）		
11.13	日露外相会談（ＡＰＥＣ、於横浜）		
12. 4	前原外相、北方領土視察		
12. 9 ～ 12.10	ナルィシュキン大統領府長官の訪日		
2011年			
2.11 ～ 2.12	前原外相の訪露（日露外相会談、貿易経済日露政府間委員会第９回会合、於モスクワ）		
3. 2	第８回日露戦略対話（於東京）		
3.14	日露外相会談（Ｇ８外相会合、於パリ）		松本剛明
5.27	日露首脳会談（Ｇ８、於ドーヴィル）		
5.30 ～ 6.14	色丹島患者５名受入れ		
6.24 ～ 7.20	国後島患者３名、択捉島患者１名受入れ		
7. 4	ナルィシュキン大統領府長官の訪日（於東京）		
7.23 ～ 8.18	択捉島患者４名受入れ	野田佳彦	玄葉光一郎
9.15 ～ 10. 6	国後島患者２名、色丹島患者１名、択捉島患者１名受入れ		
9.21	日露外相会談（国連総会、於ニューヨーク）		
9.25 ～ 9.29	捜索・救難活動に関する海上自衛隊とロシア海軍との日露共同演習（於舞鶴）		
10. 7 ～ 10.18	北方四島医師・看護師研修（5 名）		
10.19	北方四島住民に対する健康診断（38 名）		
10.24	フリステンコ産業貿易相の訪日（貿易経済日露政府間委員会共同議長間会合、於東京）		
10.12 ～ 10.14	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定に基づく政府間協議		
11.11	日露外相会談（ＡＰＥＣ、於ホノルル）		
11.12	日露首脳会談（ＡＰＥＣ、於ホノルル）		
11.25	第９回日露戦略対話（於モスクワ）		
2012年			
1.10 ～ 1.12	マトヴィエンコ連邦院議長の訪日（於東京）		
1.14	玄葉外相、北方領土視察		
1.28	ラヴロフ外相の訪日（日露外相会談）（於東京）		
4. 3	日露安保協議（於東京）		
4.11	日露外相会談（G8 外相会合、於ワシントン DC）		
6. 6 ～ 6.28	色丹島患者２名、国後島患者２名受入れ		
6.10 ～ 6.11	ナルィシュキン・ロシア国家院（下院）議長の訪日		
6.15	第 10 回日露戦略対話（於東京）		
6.18	日露首脳会談（G20 サミット、於ロスカボス）		
7. 2 ～ 7.27	色丹島患者１名、国後島患者１名、択捉島患者１名受入れ		
7.27 ～ 7.30	玄葉外相のロシア訪問（日露外相会談、於ソチ）		
7.30 ～ 8.17	国後島患者１名、択捉島患者１名受入れ		
8.27 ～ 10.16	色丹島患者１名、国後島患者３名受入れ（１名については 9.7、２名については 9.19 まで）		
9. 5	玄葉外相とシュヴァロフ・ロシア連邦第一副首相との会談（APEC、於ウラジオストク）		

(2012年)		野田佳彦	玄葉光一郎
9. 8	日露首脳会談（ＡＰＥＣ、於ウラジオストク）		
9.14 ～ 9.18	キリル・ロシア正教会総主教訪日		
9.25	日露外相会談（国連総会、於ニューヨーク）		
10. 3 ～ 10.16	北方四島の医師・看護師等研修（５名）		
10. 8 ～ 10.16	択捉島患者１名受入れ		
10.22 ～ 10.25	パトルシェフ・ロシア連邦安全保障会議書記の訪日		
10.29 ～ 10.31	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定に基づく政府間協議		
11.20 ～ 11.21	シュヴァロフ・ロシア連邦第一副首相の訪日（貿易経済日露政府間委員会）		
2013年		安倍晋三	岸田文雄
2. 4	第 11 回日露戦略対話（於モスクワ）		
2.15 ～ 2.16	麻生副総理兼財務相兼金融担当相の訪露（G20 財務大臣･中銀総裁会議、於モスクワ）		
2.21	森元総理（総理特使）とプーチン大統領との会談（於モスクワ）		
4.10	日露外相会談（G8 外相会合、於ロンドン）		
4.28 ～ 4.30	安倍総理の訪露（日露首脳会談）		
5.20 ～ 6.13	国後島患者３名受入れ		
6.17	日露首脳会談（G8 サミット、於ロック・アーン）		
6.21 ～ 7.18	色丹島患者１名、国後島患者１名、択捉島患者１名受入れ		
7.19 ～ 7.20	麻生副総理兼財務相兼金融担当相の訪露（G20 財務大臣･中銀総裁会議、於モスクワ）		
7.27 ～ 8.30	色丹島患者１名受入れ		
8. 8 ～ 8.30	色丹島患者１名受入れ		
8.14 ～ 8.20	下村文部科学相の訪露		
8.19	日露次官級協議（於モスクワ）		
9. 2 ～ 9.19	国後島患者１名受入れ		
9. 4 ～ 9. 7	麻生副総理兼財務相兼金融担当相の訪露(G20 サミット､於サンクトペテルブルク)		
9. 5	日露首脳会談（G20 サミット、於サンクトペテルブルク）		
9.16 ～ 10. 2	北方四島医師・看護師研修（3 名）		
9.23 ～ 10. 2	択捉島患者３名受入れ		
10. 7	日露首脳会談（APEC、於バリ）		
11. 1 ～ 11. 2	ラヴロフ外相・ショイグ国防相の訪日（日露外相会談、日露防衛相会談、日露外務・防衛閣僚協議（「２＋２」）、於東京）		
11.11 ～ 11.13	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定に基づく政府間協議		
12.21	捜索・救難活動に関する海上自衛隊とロシア海軍との日露共同訓練（於舞鶴）		
12.25 ～ 12.27	茂木経済産業相の訪露		
1.31	日露次官級協議（於東京）		
2014年			
2. 1	日露外相会議（ミュンヘン安全保障会議、於ミュンヘン）		
2. 7 ～ 2. 8	安倍総理の訪露（ソチオリンピック開会式出席、日露首脳会談、於ソチ）		
5.26 ～ 6.17	色丹島患者１名、国後島患者２名受入れ		
6. 2 ～ 6. 3	ナルィシュキン・ロシア国家院（下院）議長の訪日		
6.20 ～ 7.14	択捉島患者４名受入れ		
7.17 ～ 8.15	色丹島患者１名、国後島患者２名受入れ		
8.18 ～ 9.12	国後島患者１名、択捉島患者３名受入れ		
9.15 ～ 9.29	国後島患者１名、択捉島患者３名受入れ		
9.15 ～ 9.29	北方四島医師・看護師研修（３名）		
10.17	日露首脳会談（ASEM、於ミラノ）		
10.21 ～ 10.24	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定に基づく政府間協議		
10.28	捜索・救難活動に関する海上自衛隊とロシア海軍との日露共同演習（於ウラジオストク）		
11. 9	日露首脳会談（APEC、於北京）		
2015年			
2.12	日露次官級協議（於モスクワ）		
5.21	ナルィシュキン・ロシア国家院（下院）議長の訪日		
6. 2 ～ 7.10	色丹島患者２名、択捉島患者３名受入れ		
6.17 ～ 7.10	国後島患者１名、択捉島患者３名受入れ		
7.13 ～ 8. 7	色丹島患者３名、国後島患者１名、択捉島患者１名受入れ		
8.10 ～ 8.31	色丹島急患１名受入れ		
8.17 ～ 9. 7	色丹島患者１名、国後島患者１名、択捉島患者２名受入れ		
8.24 ～ 9. 7	北方四島医師・看護師研修（3 名）		
9.17 ～ 9.30	色丹島患者１名受入れ		
9.21 ～ 9.22	岸田外相の訪露（日露外相会談、貿易経済日露政府間委員会第 11 回会合）		
9.28	日露首脳会談（国連総会、於ニューヨーク）		

(2015年)		安倍晋三	岸田文雄
10. 8	日露次官級平和条約締結交渉（於モスクワ）		
11. 8	日露首脳会談（G 20 サミット、於アンタルヤ）		
11. 9 ～ 11.12	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定に基づく政府間協議		
2016年			
2.15	日露外務省ハイレベル協議（於東京）		
4.14 ～ 4.16	ラヴロフ外相の訪日（日露外相会談）（於東京）		
5. 6	安倍総理の訪露、日露首脳会談（於ソチ）		
5.23 ～ 6. 7	色丹島患者 3 名、国後島患者 1 名受入れ（1 名については 7.13 まで）		
6.16 ～ 6.17	ナルィシュキン・ロシア国家院（下院）議長の訪日		
6.17 ～ 7.13	国後島患者 1 名、択捉島患者 1 名受入れ		
6.22	日露平和条約締結交渉（於東京）		
7. 4	日露安保協議（於東京）		
7.14 ～ 8. 5	色丹島患者 2 名、国後島患者 1 名、択捉島患者 1 名受入れ（1 名については 8.12 まで）		
8.15 ～ 9. 9	国後島患者 1 名受入れ		
8.26	日露平和条約締結交渉（於モスクワ）		
8.29 ～ 9. 9	北方四島医師・看護師研修（2 名）		
9. 2 ～ 9. 3	安倍総理の訪露（第 2 回東方経済フォーラム出席、日露首脳会談（9/2）、於ウラジオストク）		
9. 5 ～ 9.27	色丹島患者 2 名、国後島患者 3 名、択捉島患者 2 名受入れ		
9.21	日露外相会談（国連総会、於ニューヨーク）		
10.11 ～ 10.14	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定に基づく政府間協議		
10.13	第 12 回日露戦略対話（於モスクワ）		
10.31 ～ 11. 3	マトヴィエンコ連邦院（上院）議長の訪日		
11.15	シュヴァロフ第一副首相の訪日（貿易経済日露政府間委員会第 12 回会合、於東京）		
11.19	日露首脳会談（APEC、於リマ）		
12. 2 ～ 12. 3	岸田外相の訪露（プーチン大統領表敬（12/2）、日露外相会談（12/3））		
12.15 ～ 12.16	プーチン大統領の訪日（日露首脳会談、於山口、東京）		
2017年			河野太郎
2. 1	日露次官級協議（於モスクワ）		
2.17	日露外相会談（G20 外相会合、於ボン）		
3.18	日露次官級協議（於東京）		
3.20 ～ 3.21	ラヴロフ外相・ショイグ国防相の訪日（日露外相会談、日露防衛相会談、日露外務・防衛閣僚会議（「2 ＋ 2」）、於東京）		
3.30	第 13 回日露戦略対話（於モスクワ）		
4.27 ～ 4.28	安倍総理の訪露（日露首脳会談）		
5.22 ～ 6.15	色丹島患者 2 名、国後島患者 1 名、択捉島患者 1 名受入れ（1 名については 6.8 まで、1 名については 6.20 まで、1 名については 7.5 まで）		
6.16 ～ 7.14	国後島患者 4 名、択捉島患者 1 名受入れ（1 名については 7.5 まで、1 名については 7.20 まで）		
6.27 ～ 7. 1	北方四島における共同経済活動に関する官民現地調査団の派遣		
7. 7	日露首脳会談（G20、於ハンブルク）		
7. 7	シュヴァロフ第一副首相の訪日（貿易経済政府間委員会議長間会合）		
7.16 ～ 8.18	国後島患者 1 名、択捉島患者 3 名受入れ（1 名については 8.1 まで、1 名については 8.7 まで）		
8. 7	日露外相会談（ASEAN 関連外相会議、於マニラ）		
8.17	日露次官級協議（於モスクワ）		
8.18	日露安保協議（於モスクワ）		
8.21 ～ 9.15	色丹島患者 1 名、国後島患者 1 名、択捉島患者 1 名受入れ（1 名については 9.26 まで）		
8.28 ～ 9. 8	北方四島医師・看護師研修（2 名）		
9. 6 ～ 9. 7	安倍総理の訪露（第 3 回東方経済フォーラム出席、日露首脳会談（9/7）、於ウラジオストク）		
9.18	日露外相会談（国連総会、於ニューヨーク）		
9.23 ～ 9.24	航空機を利用した特別墓参（国後島、択捉島）		
10.26 ～ 10.31	北方四島における共同経済活動に関する官民現地調査団の派遣		
11.10	日露首脳会談（APEC、於ダナン）		
11.15 ～ 11.21	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定に基づく政府間協議		
11.23 ～ 11.25	河野外相の訪露（日露外相会談、貿易経済政府間委員会第 13 回会合）		

2018年		安倍晋三	河野太郎
2. 6	日露次官級協議（於東京）		
2.16	日露外相会談（ミュンヘン安全保障会議、於ミュンヘン）		
3.21	ラヴロフ外相の訪日（日露外相会談）		
4.19	第14回日露戦略対話（於モスクワ）		
5.11	日露次官級協議（於モスクワ）		
5.24 ～ 5.27	安倍総理の訪露（日露首脳会談、於モスクワ）		
5.24 ～ 6.15	国後島患者3名、択捉島患者1名受入れ（1名については6.1まで、1名については6.6まで）		
6.20 ～ 7.20	色丹島患者1名、国後島患者2名、択捉島患者1名受入れ		
7. 4	日露安保協議（於東京）		
7.22 ～ 7.23	航空機を利用した墓参（国後島、択捉島）		
7.23 ～ 7.25	伊達参議院議長の訪露		
7.23 ～ 8.16	国後島患者2名、択捉島患者2名受入れ（1名については8.13まで）		
7.31	河野外相、小野寺防衛相の訪露（日露外相会談、日露防衛相会談、日露外務・防衛閣僚会議（「2＋2」）、貿易経済政府間委員会議長間会合）		
8.27 ～ 9.14	色丹島患者2名、国後島患者1名、択捉島患者1名受入れ（1名については9.25まで）		
8.29	日露次官級協議（於モスクワ）		
9.10 ～ 9.13	安倍総理の訪露（第4回東方経済フォーラム出席、日露首脳会談（9/10）、於ウラジオストク）		
9.17 ～ 10.10	択捉島患者2名受入れ		
10. 2 ～ 10. 5	北方四島における共同経済活動に関する「ビジネス・ミッション」の派遣		
10.31	日露次官級協議（於モスクワ）		
11.14	日露首脳会談（ASEAN関連首脳会議、於シンガポール）		
11.21 ～ 11.23	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定に基づく政府間協議		
11.23	日露外相会談（地中海対話、於ローマ）		
12. 1	日露首脳会談（G 20、於ブエノスアイレス）		
12.18	オレシュキン対日貿易経済協力担当大統領特別代表兼経済発展相の訪日（貿易経済政府間委員会第14回会合、於東京）		
2019年			茂木敏充
1.12 ～ 1.16	河野外相の訪露（日露外相会談、於モスクワ）		
1.15	日露次官級協議（於モスクワ）		
1.21 ～ 1.22	安倍総理の訪露（日露首脳会談、於モスクワ）		
2.16	日露外相会談（ミュンヘン安全保障会議、於ミュンヘン）		
3. 5	日露次官級協議（於モスクワ）		
3.21	日露次官級協議（於モスクワ）		
3.22	日露安保協議（於モスクワ）		
4. 2	第15回日露戦略対話（於東京）		
4.22	日露次官級協議（於東京）		
5. 9 ～ 5.11	河野外相の訪露（日露外相会談、於モスクワ）		
5.10	日露次官級協議（於モスクワ）		
5.13 ～ 6. 7	国後島患者1名、択捉島患者3名受入れ		
5.29	日露次官級協議（於東京）		
5.29 ～ 6. 1	ラヴロフ外相・ショイグ国防相の訪日（日露外相会談、日露外務・防衛閣僚会議（「２＋２」）、於東京）		
6.10 ～ 7.10	色丹島患者２名、択捉島患者１名受入れ		
6.20	日露次官級協議（於モスクワ）		
6.29	日露首脳会談（G 20、於大阪）		
7.11 ～ 8. 2	国後島患者２名、択捉島患者２名受入れ		
8. 5 ～ 9. 7	色丹島患者１名、国後島患者２名、択捉島患者１名受入れ		
8.10 ～ 8.11	航空機を利用した墓参（国後島、択捉島）		
8.19 ～ 8.23	ロシア人ゴミ処理専門家の関連施設視察（於根室）		
9. 4	日露次官級協議（於ウラジオストク）		
9. 4 ～ 9. 6	安倍総理の訪露（第5回東方経済フォーラム出席、日露首脳会談（9/5）、於ウラジオストク）		
9. 9	日露次官級協議（於東京）		
9.10 ～ 9.30	色丹島患者１名、択捉島患者１名受入れ		
9.13 ～ 9.16	日本人ゴミ処理専門家の関連施設視察（於国後島）		
9.25	日露外相会談（国連総会、於ニューヨーク）		
10.30 ～ 11. 2	北方四島における観光パイロットツアーの実施（於国後島、択捉島）		
11. 6	日露次官級協議（於モスクワ）		

（2019年）		安倍晋三	茂木敏充
11.22	日露外相会談（G 20 外相会合、於名古屋）		
11.27 ～ 11.29	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定に基づく政府間協議		
12.17 ～ 12.21	茂木外相の訪露（日露外相会談、貿易経済政府間委員会第 15 回会合、於モスクワ）		
2020年			
1.10	日露安保協議（於東京）		
2.15	日露外相会談（ミュンヘン安全保障会議、於ミュンヘン）		
5. 7	日露首脳電話会談		
5.28	日露外相電話会談		
6. 4	日露次官級電話協議		
8.31	日露首脳電話会談		
9.29	日露首脳電話会談		
10.16	日露外相電話会談	菅義偉	
11.24 ～ 11.25	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定に基づく政府間協議		
12.21	貿易経済に関する日露政府間委員会共同議長間会合		
12.24	日露次官級協議（テレビ会議形式）		
2021年			
8. 2	日露次官級電話協議		
8.11	日露外相電話会談		
9.23	日露外相会談（国連総会、於ニューヨーク）		
10. 7	日露首脳電話会談	岸田文雄	
11.25	日露外相電話会談		林芳正
12.13 ～ 12.27	北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定に基づく政府間協議		
2022年			
2.15	貿易経済に関する日露政府間委員会共同議長間会合		
2.17	日露首脳電話会談		
2.24	ロシアによるウクライナ侵略、以降日本政府は、累次にわたり、対露制裁措置を発動		
3.21	日本政府の決定に対する対抗的な措置に関する露外務省声明		
3.22	日本外務省、上記声明に関し、在京ロシア大使に抗議		
4. 8	日本外務省、８名の在京ロシア大使館の外交官及びロシア通商代表部職員の国外退去を要求		
4.27	露外務省、８名の在ロシア日本国大使館員の国外退去を要求、これに対し、在ロシア日本国大使館から抗議		
5. 4	露外務省、岸田総理、林外相を含む計 63 名の日本人のロシアへの入国禁止措置を発表		
7.15	露外務省、衆議院議員 384 名のロシアへの入国禁止措置を発表		
9. 5	四島交流及び自由訪問の合意の効力停止に関する露政府令発表（9.3 付）		
9. 6	日本外務省、上記政府令に関し、在京ロシア大使館に抗議		
9. 9	知床遊覧船事故犠牲者の御遺体のロシア側から日本側への引渡し		
9.26	露外務省、在ウラジオストク総領事館員に対し、ペルソナ・ノン・グラータを通告		
9.27	日本外務省、上記通告に関し、在京ロシア大使に抗議		
10. 4	日本外務省、在札幌ロシア総領事館員に対し、ペルソナ・ノン・グラータを通告		
2023年			
1.19	露外務省、現時点で北方四島周辺水域における日本漁船の操業に関する協定に基づく年に一度の政府間協議の実施時期を調整できない旨通知		
1.19 ～ 1.20	日本外務省及び在ロシア日本大使館、上記通知に関し、抗議		
4.21	露最高検察庁、千島歯舞諸島居住者連盟を「望ましくない外国 NGO 団体」に指定する旨発表		
4.24	日本外務省、上記発表に関し、在京ロシア大使館に抗議		
2024年			上川陽子
2. 6	露法務省、北方領土復帰期成同盟を「望ましくない外国 NGO 団体」指定リストに追加した旨発表		
2. 7 ～ 2. 8	日本外務省及び在ロシア日本大使館、上記指定に対して、抗議		
6.21	日露局長協議（於モスクワ）		
9.13	日露局長協議（於モスクワ）		
		石破茂	岩屋毅